

共に支えあい えがおで暮らせる 福祉のまちづくり

～支えあう 心と心で豊かな暮らし～

第4期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画

令和5年3月

柳 井 市

柳井市社会福祉協議会

はじめに

今日の地域福祉の現場では、人口減少や少子化・高齢化、高齢者を始めとした単身世帯の増加などにより、人間関係が大きく変化する中で、育児、介護、障がい、貧困などの課題を複合的に抱えていたり、生活の悩みを相談できず地域で孤立してしまうなど、課題が益々複雑化しています。

また、福祉へのニーズも多様化しており、地域で課題を解決していくためには、お互いに支えあい、共生していく社会の実現に向けた取組が求められています。

そのために、市民の皆様が地域の福祉課題を「自分ごと」として関心をもち、住民や地域・関係機関・団体及び社会福祉協議会等が世代や分野を超えてつながること、地域福祉の課題を解決していきたいと考えています。

こうした中、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする「第4期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画」を策定しました。本計画では、第Ⅲ期計画の基本理念を継承しつつ、「地域を支える人づくり」、「支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり」、「支援のしくみづくり」の3つの活動目標のもと、柳井市社会福祉協議会との連携を密にし、地域の皆様や地域団体の皆様と協働を深めながら、計画を推進していくこととしています。

また、多様で複合的な課題や制度の狭間にある課題に対応する必要があることから、本計画の中で、柳井市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

終わりに、本計画の策定に際しましては、市民アンケート調査や地区関係者との懇談会などでの貴重なご意見を踏まえ、柳井市地域福祉計画推進会議と柳井市地域福祉活動計画策定委員会で審議を重ねてまいりました。ご協力いただきました皆様に心より感謝いたしますとともに、市民の皆様にはなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

柳井市長

井原 健太郎

～第4期柳井市地域福祉活動計画策定にあたり～

近年、少子高齢化の進行や地域の繋がり希薄化、多発する災害など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域課題の複雑・多様化が懸念されています。加えて、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は大きな影響を及ぼし、生活様式だけでなく、地域福祉活動のあり方についても大きな変化を求められるようになりました。このような中、住民、関係機関・団体が協働して地域福祉を推進していくための指針となる「第4期柳井市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画では、「地域を支える人づくり」「支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり」「支援のしくみづくり」の3つの目標を掲げ、目標の充実を目指します。この実現は、「地域共生社会」の実現や「SDGs」の達成にも繋がると考えています。行政計画である「第4期柳井市地域福祉計画」と連携し、柳井市社会福祉協議会の基本理念である「共に支え合い ねがいで暮らせる 福祉のまちづくり」を進めてまいりたいと思います。

この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました柳井市地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただきました住民の皆様、関係者の皆様に感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 柳井市社会福祉協議会

会 長

杉 義 定 夫

目 次

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	7
5 計画策定の体制	8
6 それぞれの役割	9
第2章 柳井市における地域福祉を取り巻く現状	
1 本市の状況	11
2 地域における福祉サービスの提供や利用の状況	21
3 令和4年度 地域福祉の推進に関するアンケート結果報告書	27
4 第Ⅲ期計画の成果	39
第3章 計画の基本目標と活動目標の基本的な考え方	
1 基本目標	41
2 活動目標の基本的な考え方	42
3 施策体系	43
第4章 地域福祉計画 活動目標と具体的取組	
活動目標1 地域を支える人づくり	44
活動目標2 支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり	47
活動目標3 支援のしくみづくり	51
第5章 柳井市成年後見制度利用促進基本計画	56
第6章 地域福祉活動計画 活動目標と具体的取組	
第Ⅲ期計画の評価	58
活動目標1 地域を支える人づくり	61
活動目標2 支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり	64
活動目標3 支援のしくみづくり	69
資料 ・地区懇談会のご意見から見える現状と課題	74
・地域福祉活動に関するアンケート	77
第7章 推進体制の整備	
1 計画の推進体制	100
2 計画の進行管理・評価	100
関連資料	
柳井市地域福祉計画推進会議設置要綱	102
柳井市地域福祉計画推進会議委員名簿	103
柳井市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	104
柳井市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	106
社会福祉法(抄)	107
用語集	109
計画の施策とSDGsの関連表	112

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

柳井市（以下「本市」という。）では、平成20年3月に柳井市地域福祉計画（以下「第Ⅰ期計画」という。）を策定し、同年12月に柳井市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）が、具体的な活動計画である柳井市地域福祉活動計画を策定しました。

平成25年3月には、本市と市社会福祉協議会が、両計画を一本化し、柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画第Ⅱ期（以下「第Ⅱ期計画」という。）を策定し、地域の拠点づくりや、地域での課題解決の仕組みづくりなどの取組を進めてきました。

また、平成30年3月には、互いに助け合って自分らしくいきいきと暮らしていける社会を目指す取組を推進する「柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画第Ⅲ期」（以下「第Ⅲ期計画」という。）を策定し、地域福祉の充実を図ってまいりました。

現状は、一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、虐待、自殺者や生活困窮者の増加、認知症高齢者や障がいのある人の権利擁護問題、さらに「8050問題」や「ひきこもり」の問題なども表面化し、個人や世帯が抱える問題は複雑化・複合化し、既存の支援制度や公的サービスでは対応が困難で、包括的な支援を要するケースもあります。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めております。しかしながら、「人生100年時代」を迎える中、近年各地で発生する大規模災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、私たちを取り巻く環境は日々変化しており、すべての人が健康で安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。

こうした社会状況の変化や地域の福祉課題に的確に対応するため、「地域共生社会」の実現を踏まえ、第Ⅲ期計画の考え方を継承し、本市における地域福祉の推進に向けた「第4期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

また、本計画は、このような背景とこれまでの計画の取組や進捗状況、課題等を踏まえ、互いに支えあい、市民が自分らしく暮らすことのできるまちの実現に向けて、本市の地域福祉施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として策定するものです。

「障がい者」の表記について

本計画では、国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、団体等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記するか、あるいは他の言葉で表現しています。

(例)「障害者」 ⇒ 「障がい者」又は「障がいのある人」など

2 計画の基本理念

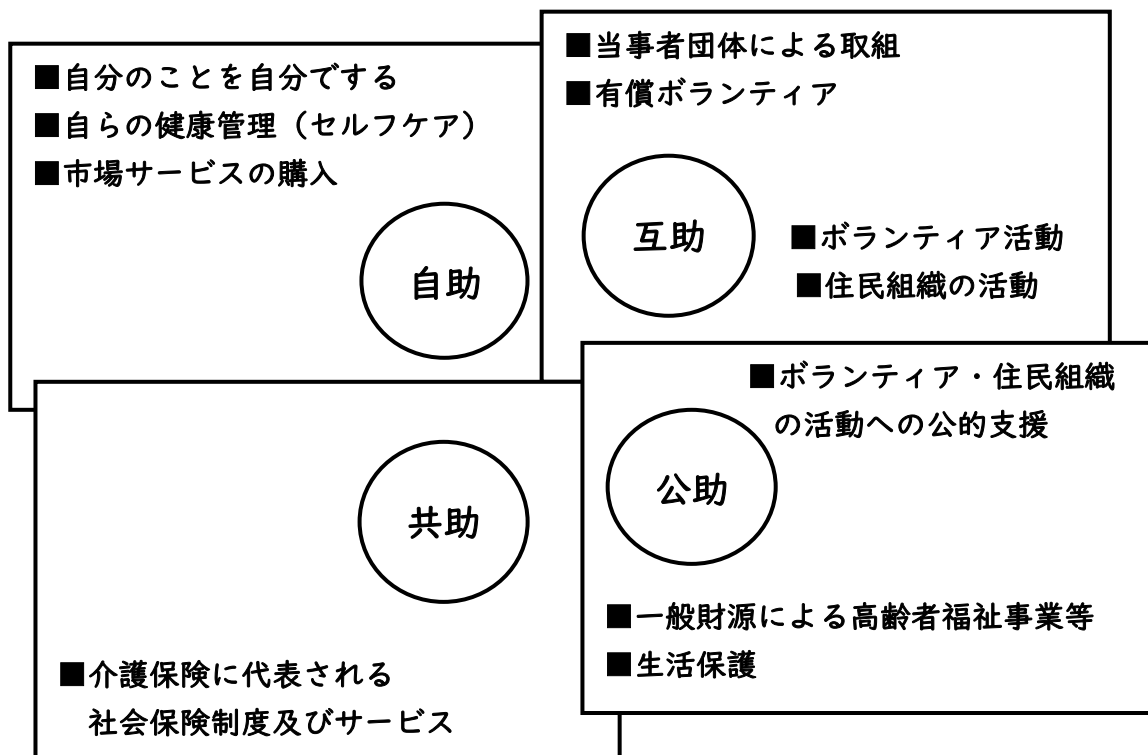
基本理念

共に支えあい えがおで暮らせる 福祉のまちづくり
～支えあう 心と心で豊かな暮らし～

第Ⅲ期計画においては、市民自身(自助)や隣近所(互助)、更には地域全体(共助、公助)が、それぞれの役割を担い、まちづくりの主役になることによって、誰もが住み続けたいまちになってほしいとの地域福祉の基本的な考え方を踏襲しながら、各種の取組が行われてきました。

本計画においては、このような第Ⅲ期計画の基本理念を引き継ぎ、地域福祉の基本的な視点としながらも、社会情勢の変化や市民アンケートの意見を踏まえ、共に支えあい、孤立することなく、心をかよわせ、えがおで暮らせるまちづくりを目指し、施策を推進していきます。

支えあいの関係



H28「地域包括ケア研究会報告書-2040年に向けた挑戦-」
(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)から

3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

また、平成29年3月に策定された本市における行政運営の最上位計画である「第2次柳井市総合計画」を踏まえた地域福祉の充実の指針となる個別計画に位置づけられます。

これまでも地域福祉を総合的に推進するための計画として、福祉分野における上位計画としての性格を有しておりましたが、平成29年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の充実の中で、法的にも上位計画として位置づけられたことから、本市の福祉分野における総合的な上位計画と位置づけられました。

なお、具体的な取組は、それぞれの個別計画において施策を展開していくこととしています。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的に組織される団体」として位置づけられている社会福祉協議会が中心となって策定する住民の福祉に関する活動計画です。

本市が策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するという共通の目的があり、互いに補完・補強する関係が望まれているため、市民アンケートや各地区関係者との懇談会を実施し、その意見を踏まえ「地域福祉計画」においては基本的な取組の方向性を、「地域福祉活動計画」においては、本市、市社会福祉協議会、地域住民や地域・関係機関・団体それぞれの役割を示し、より一体的な計画として本計画をまとめました。

さらに、平成28年4月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、市町村が定める基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）を包含する計画とします。

本計画においても、引き続き一体的に計画を策定し、共通の基本理念と基本目標のもとで総合的な地域福祉の推進を図ります。

※社会福祉法の一部改正（令和2年6月）の概要

1 地域福祉推進の理念を規定（第4条）

支援を必要とする地域住民や世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第106条の3）

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ・主に市町村圏において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3 地域福祉計画の充実（第107条）

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定める。

令和2年6月の社会福祉法の改正により、市町村において「相談体制」「参加体制」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設（令和3年4月施行）され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。

○地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
イ	高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方
エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
コ	高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
サ	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
タ	全庁的な体制整備

○地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

○地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○包括的な支援体制の整備に関する事項

本計画は、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標の略称で、2016年から2030年までの15年間で達成を目指す17の目標）の精神を踏まえ、持続可能なまちづくりを推進します。

SDGsには17のゴールがあり、本計画で主に取り組むゴールは次のものです。

1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。

11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

16 平和と公正をすべての人に

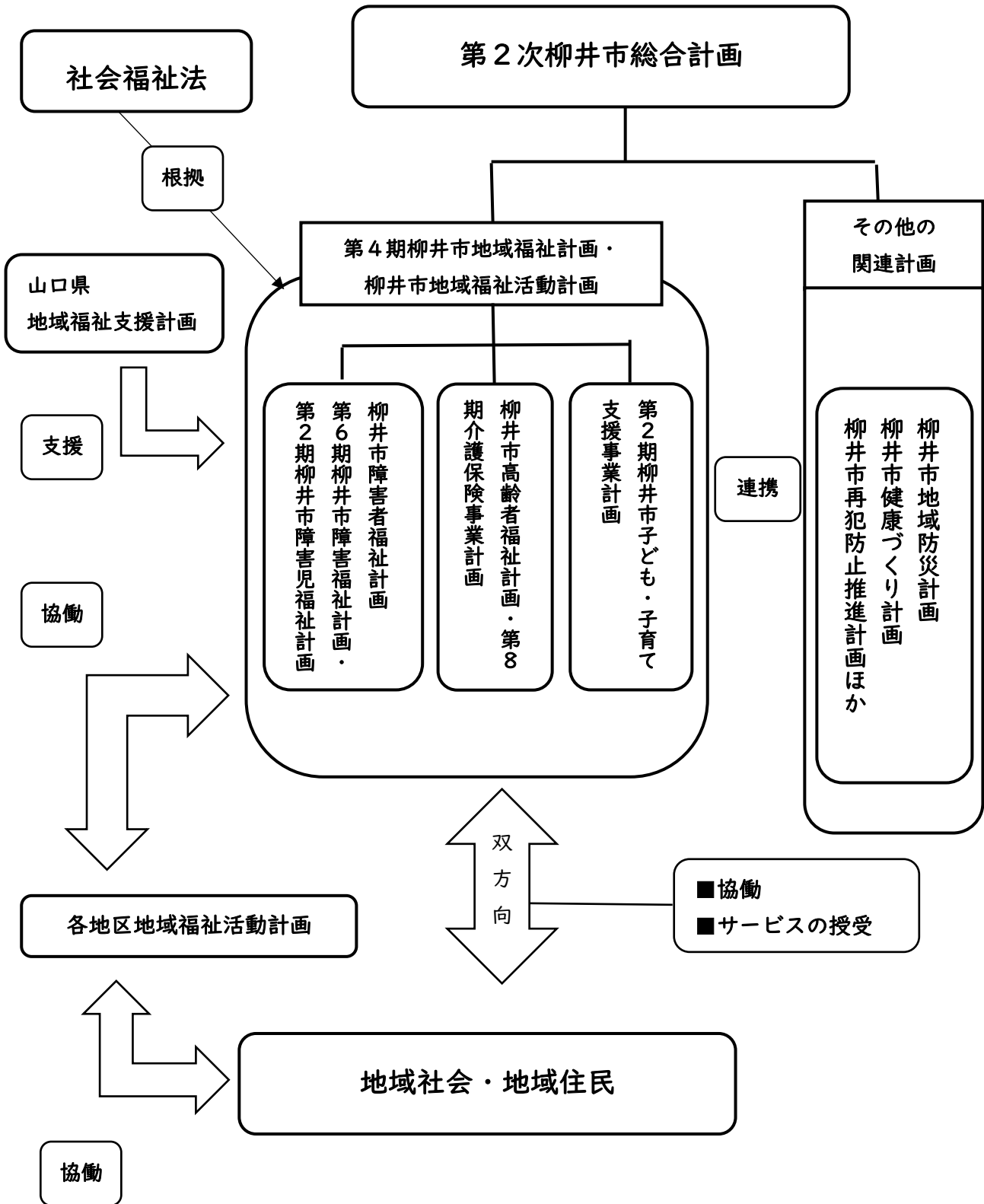
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



第4期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画の位置づけ



4 計画の期間

令和5年度を初年度として、令和9年度までの5か年とします。
 ただし、必要に応じて見直しを行います。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合計画	第2次柳井市総合計画 H29～R8					第3次 R9～R18
地域福祉計画	第Ⅲ期	第4期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画 R5～R9				
高齢者福祉	第8期	柳井市高齢者福祉計画及び第9期 介護保険事業計画 R6～R8				第10期 R9～R11
障がい者福祉	第6期	第7期柳井市障害福祉計画 R6～R8				第8期 R9～R11
	柳井市障 害者福祉計画	柳井市障害者福祉計画 R6～R11				
	第2期	第3期柳井市障害児福祉計画 R6～R8				第4期 R9～R11
児童福祉	第2期			第3期柳井市子ども・子育て支援事業 計画 R7～R11		
再犯防止	柳井市再犯防止推進計画					第2期 R8～R12

5 計画策定の体制

計画の策定に当たっては、広く市民の意見やニーズを把握し、計画に反映するために、地域福祉計画推進会議等での審議・検討、地区関係者との懇談会の開催、パブリックコメントの実施など様々な形で市民参加を図りました。

(1) 柳井市地域福祉計画推進会議

本市は、保健・医療関係者や福祉・介護サービス提供事業関係者、地域福祉活動実践者、社会福祉関係団体の代表者で構成される「柳井市地域福祉計画推進会議」において、計画の内容を審議・検討しました。

(2) 柳井市地域福祉活動計画策定委員会

市社会福祉協議会は、各地区で活動する方々の声を聴き、地域課題の解決に向けた方策を考えるため、市内10地区で各地区関係者との懇談会を開催しました。

地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉員、社会福祉関係団体や社会福祉施設の代表者、行政職員、学識経験者で構成される「柳井市地域福祉活動計画策定委員会」において、活動計画を審議・検討しました。

(3) パブリックコメント

本計画の素案策定の段階で、市民から広く意見を募るため、令和5年1月16日から2月15日までの間、パブリックコメントを実施しました。

※パブリックコメントの実施結果：意見の提出者：1人 意見数：1件

6 それぞれの役割

地域には多様な課題が潜在しており、それらの課題に対応し、住み慣れた地域で支えあう地域づくりを実現するには、行政だけでなく住民、関係団体、社会福祉事業者がそれぞれの役割を認識した上で協働し、個々の状況に応じて横断的に福祉サービスを展開することが大切です。

計画の推進に当たって、地域福祉を担う主体が相互に連携を図る必要があります。

(1) 個人及び家庭の役割

「自助」の意識を前提に、一人ひとりが地域福祉に対する意識や理解を深め、地域を構成員する一員であることを自覚することが大切です。地域の活動の担い手として、「互助」の意識を高揚させ、ボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参画することを期待しています。特に、定年退職された世代は、現役時代に培った知識や経験を活かす大切な地域活動の担い手として期待しています。

(2) 地域団体の役割

コミュニティ協議会、自治会などの地域団体には、相互扶助を基本としつつ、会員に交流の場の提供、地区社会福祉協議会での活動やボランティア活動への参加などを通じて、地域の課題に対して、互いに連携を深めながら、課題解決や改善に向けた活動を進めていかれることを期待しています。

(3) 地区社会福祉協議会の役割

地区社会福祉協議会には、意見交換会の開催や地区の地域福祉活動計画の策定を地域住民や関係団体などと連携し、地域福祉の推進役と調整役となることを期待しています。

(4) 民間団体、企業などの役割

民間団体や企業などには、住民一人ひとりの生活課題やニーズに即した良質なサービスの提供及び地域の一員として住民と共に地域の課題解決に向けた取組に参加されることを期待しています。

(5) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員には、地域の自治会長や福祉員と協力し、地域福祉活動の中心的担い手となることを期待しています。

(6) 福祉員の役割

福祉員には、地域の見守り・支援活動への参加や住民に福祉活動参加を働きかけるなど、地域福祉活動の担い手となることを期待しています。

(7) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、幅広い社会福祉の専門機能を有しており、福祉サービスの拠点として公益的な取組を期待しています。

(8) 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、行政等と連携を図りながら本計画の推進役であるとともに、本計画の基本的な考え方等をもとに、具体的な行動（活動）計画を策定し、その推進に当たり市民、各種団体や市との調整役としての役割を担っています。

また、地域共生社会の実現に向けて地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め解決につながる支援や地域社会からの孤立防止など、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを行っています。

(9) 市の役割

市は、住民の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進する義務と責任があります。

また、市民による「自助」や「互助」の取組を促進するため、市社会福祉協議会や保健・医療・福祉関連機関、ボランティア団体等と相互に連携・協力し、市民のニーズの把握や次代の福祉を見据えた教育・啓発活動に努める必要があります。

さらに、市社会福祉協議会とはともに計画の策定や進行管理など、全体の調整や評価を行っています。

(10) 国・県の役割

国は、社会福祉法の改正により、支援を必要としている住民や世帯のあらゆる課題を把握し、課題を解決するために必要な関係機関と連携して、その課題の解決を図るよう県・市へ方針を示すとともに、さらに地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法や生活困窮者自立支援法など関連する法律の改正を進めています。

県においては、地域福祉に関する様々な情報について幅広く収集し、整理しながら一体的な提供に努め、市が主体的に地域の特性を踏まえたきめ細かなサービスを提供できるよう、積極的に専門的・技術的な指導・助言などを行い、支援しています。

第2章 柳井市における地域福祉を取り巻く現状

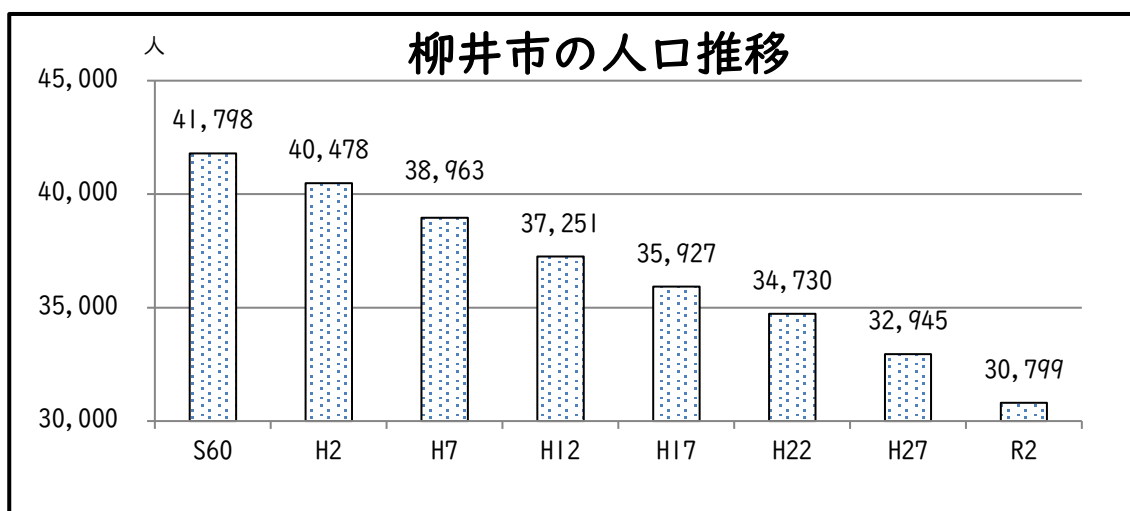
1 本市の状況

(1) 人口・世帯の状況

①人口の推移

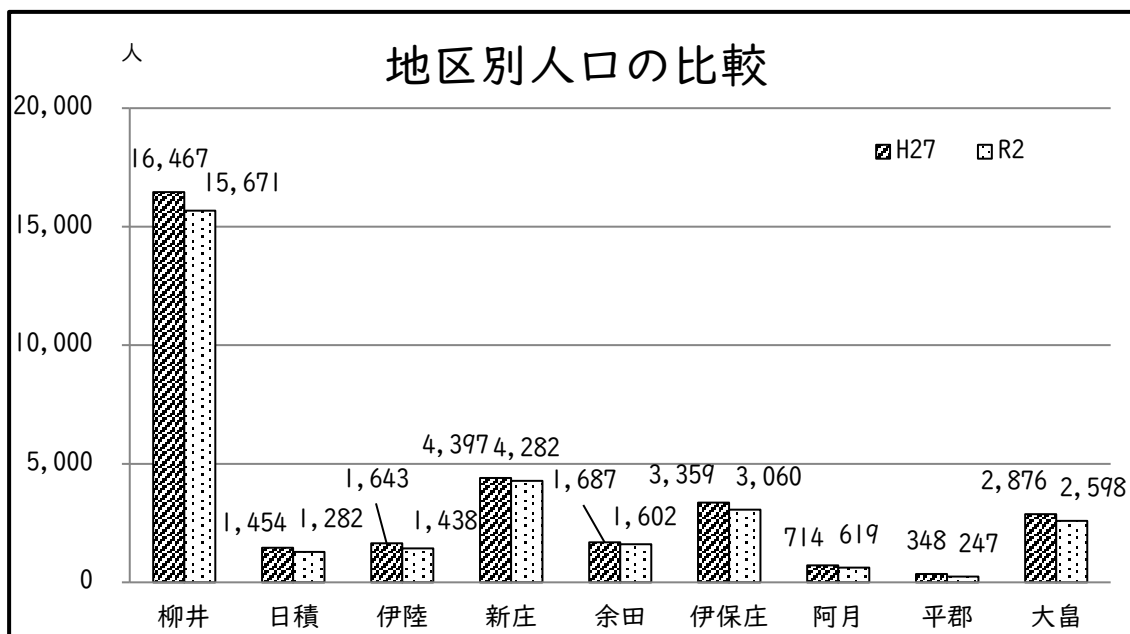
本市の人口は、令和2年の国勢調査では30,799人となり、前回の平成27年と比べ2,146人(6.5%)減少しています。

地区別でも、全ての地区で人口が減少しています。



※平成12年以前は、旧柳井市、旧大島町の合計

(国勢調査)



(国勢調査)

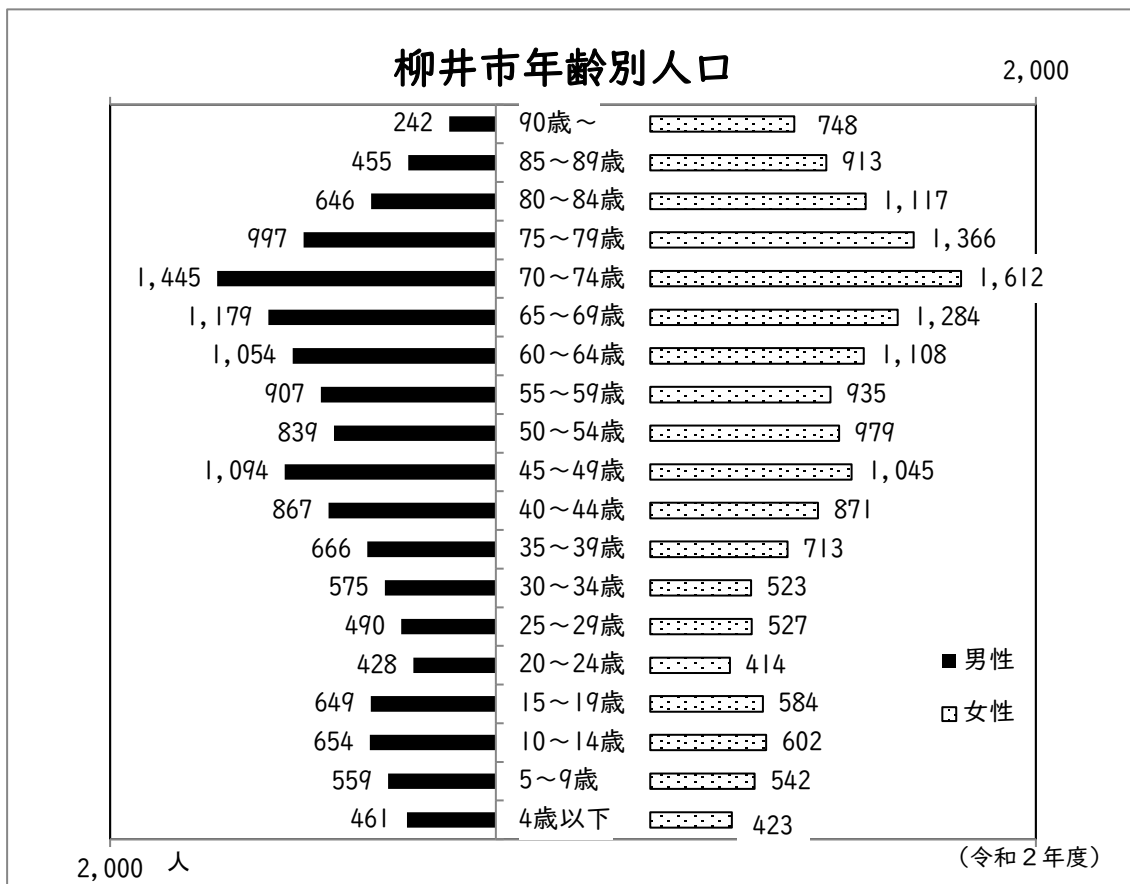
(単位：人)

	総数		柳井		日積		伊陸		新庄	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
平成27年	14,170	32,945	7,353	16,467	602	1,454	685	1,643	1,860	4,397
令和2年	13,932	30,799	7,277	15,671	564	1,282	660	1,438	1,933	4,282
	余田		伊保庄		阿月		平郡		大島	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
平成27年	565	1,687	1,286	3,359	322	714	219	348	1,279	2,876
令和2年	566	1,602	1,246	3,060	300	619	166	247	1,220	2,598

(国勢調査)

②年齢別人口

本市の年齢別人口をみると、団塊の世代といわれる70歳から74歳が最も多くなっています。また、45歳から49歳の人口も前後の世代に比べて多い年代となっています。一方、進学・就職で移動のある20歳から24歳が最も少なくなっています。

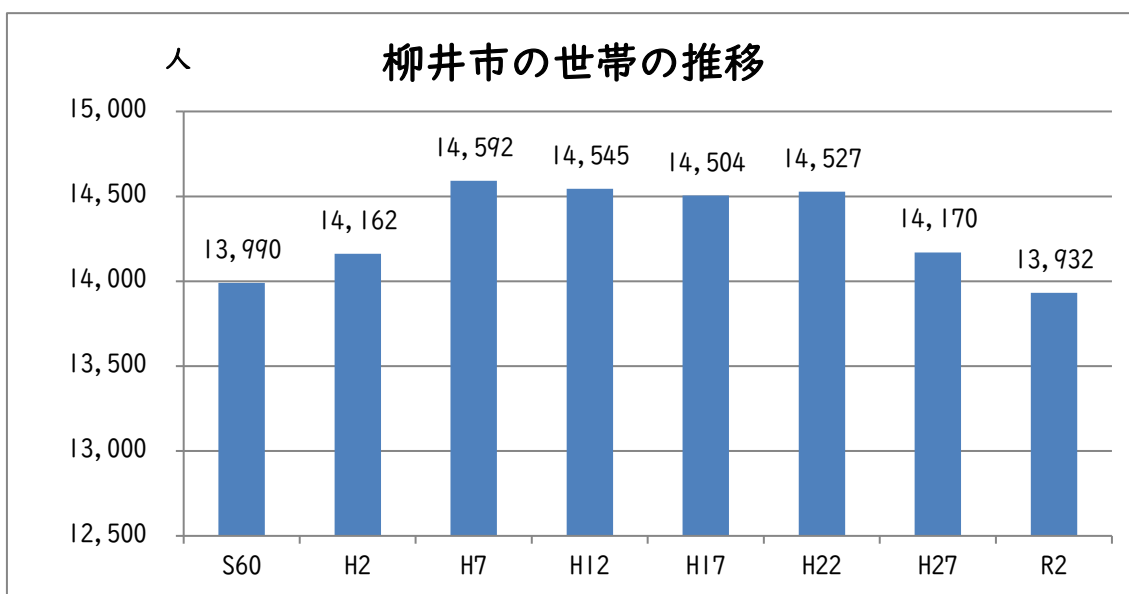


(国勢調査)

③世帯数の推移

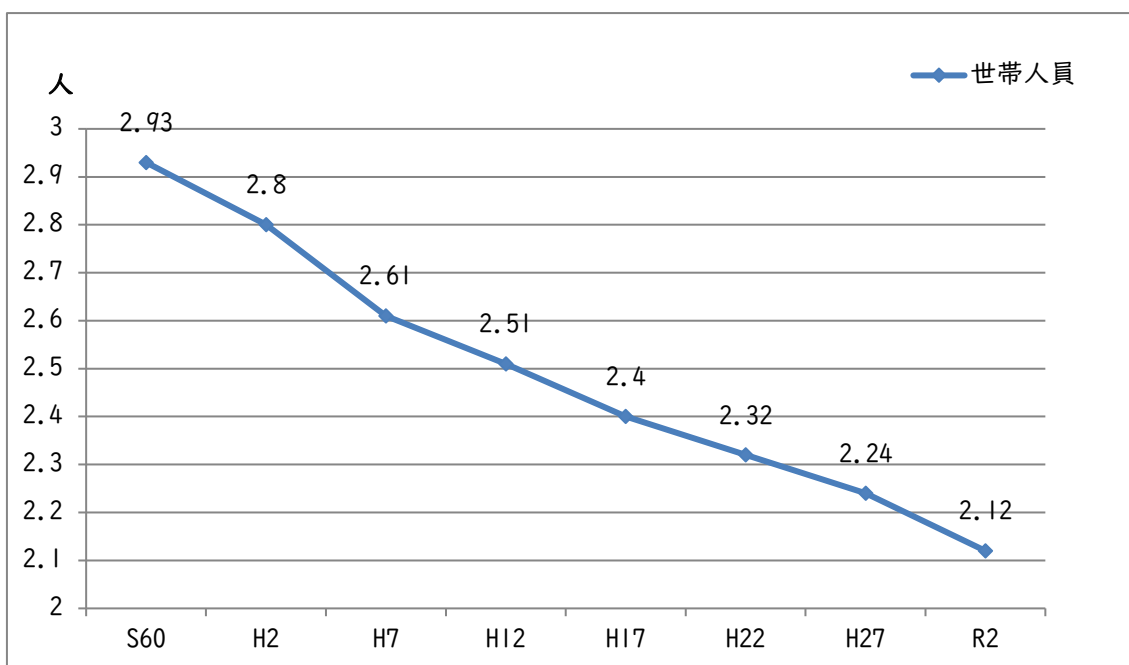
令和2年の国勢調査では、13,932世帯となっており、平成27年の調査から238世帯（1.7%）減少しています。平成27年度の調査以降、減少傾向にあります。

世帯人員は、昭和60年には2.93人でしたが、令和2年には2.12人となり減少し続けています。



※平成12年以前は、旧柳井市、旧大畠町の合計

(国勢調査)



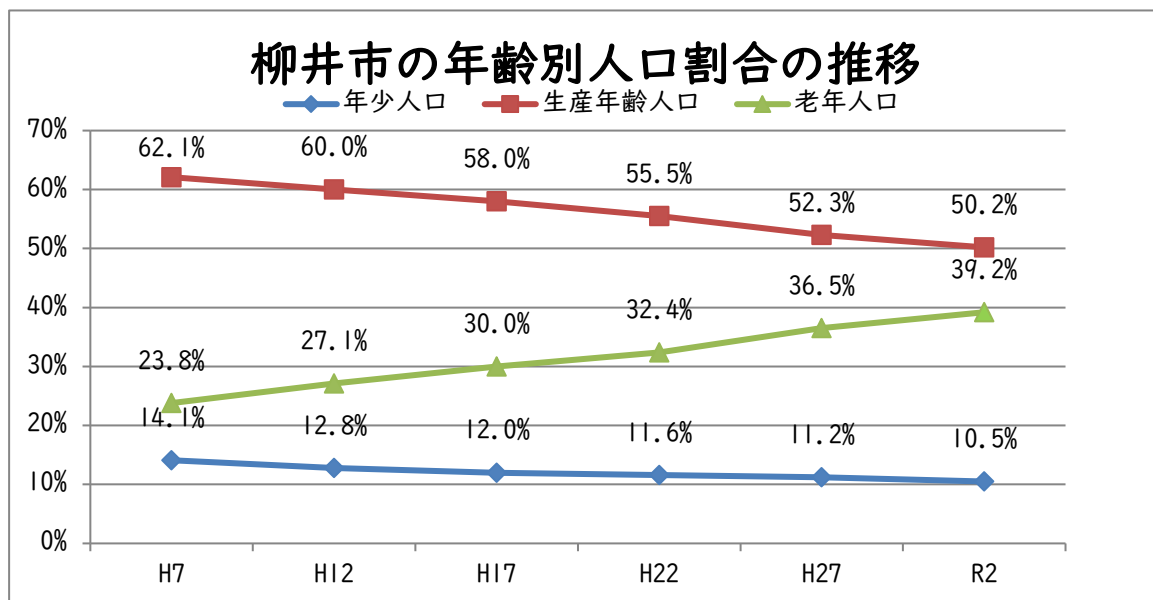
※平成12年以前は、旧柳井市と旧大畠町を合算した割合

(国勢調査)

(2) 少子化・高齢化の状況

①年齢別人口の割合

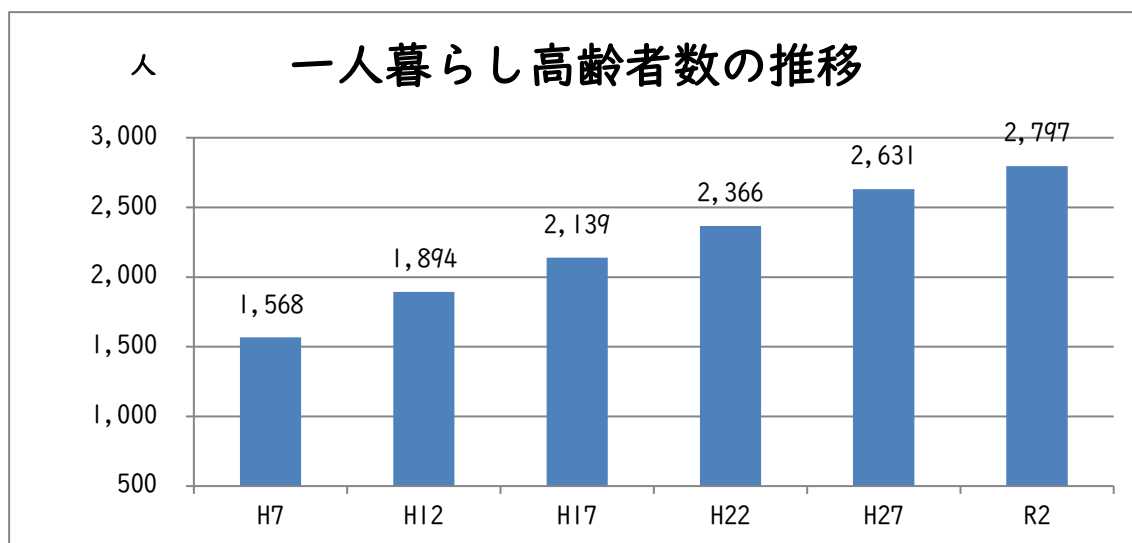
年齢別の人口をみると、15歳未満の年少人口の割合が減少し続けており、令和2年の国勢調査では、全人口の10.5%となっています。一方、65歳以上の老年人口の割合は増加しており、全人口の39.2%となっています。



※年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）（国勢調査）
 ※平成12年以前は、旧柳井市と旧大島町を合算した数

②一人暮らし高齢者の推移

高齢者の増加に伴い、65歳以上の一人暮らし高齢者は、令和2年の国勢調査では2,797人と前回調査の平成27年と比べ166人の増加となっています。



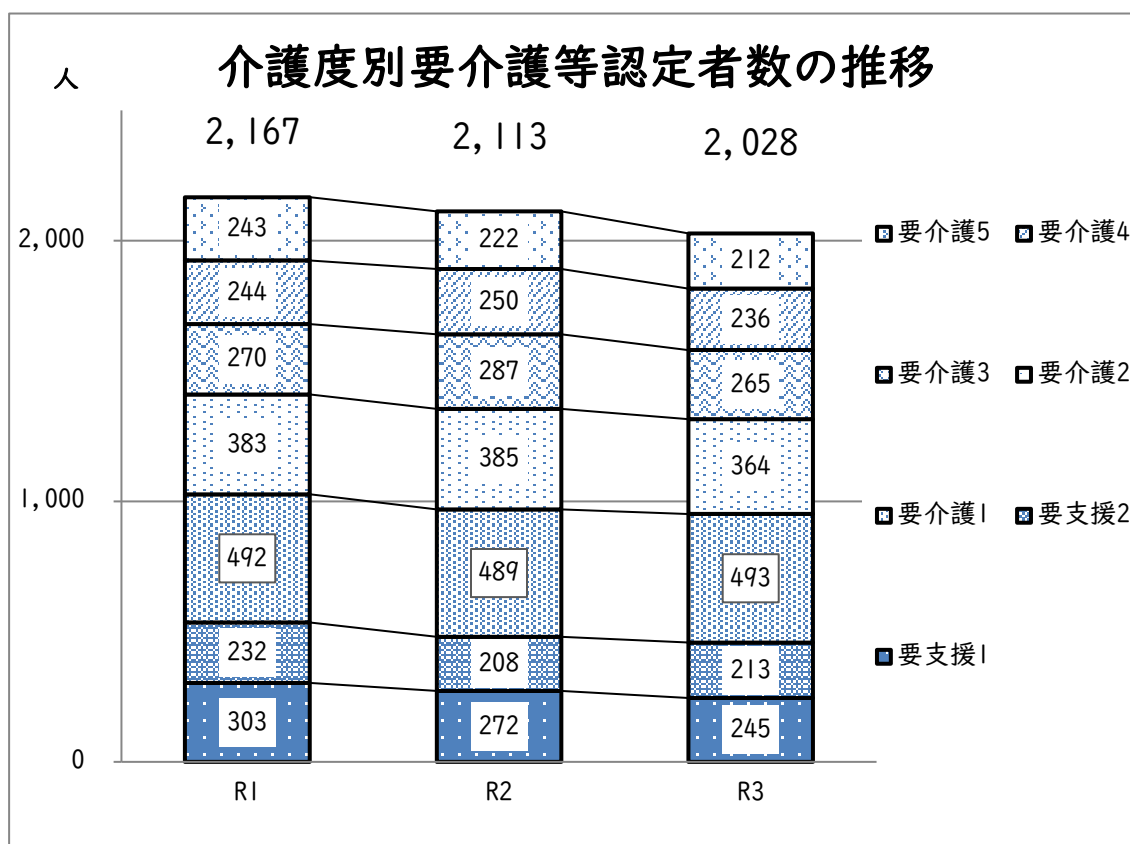
※平成12年以前は、旧柳井市、旧大島町の合計（国勢調査）

(3) 高齢者の状況

① 要支援・要介護認定者数

平成12年度の介護保険制度開始以降、要支援・要介護認定者数は年々増加していましたが、平成28年度からは減少傾向で推移しています。令和7年度以降は、高齢者に占める75歳以上の割合が増加するため増加すると見込まれます。

介護保険制度は、平成30年度に制度の見直しが行われ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続性を確保するための改正が行われました。



(介護保険事業状況報告月報)

② 一人暮らし等高齢者の状況

令和2年度高齢者保健福祉実態調査によると、一人暮らしの高齢者は2,179人となっています。

	一人暮らし	75歳以上二人暮らし
令和2年度	2,179人	680世帯

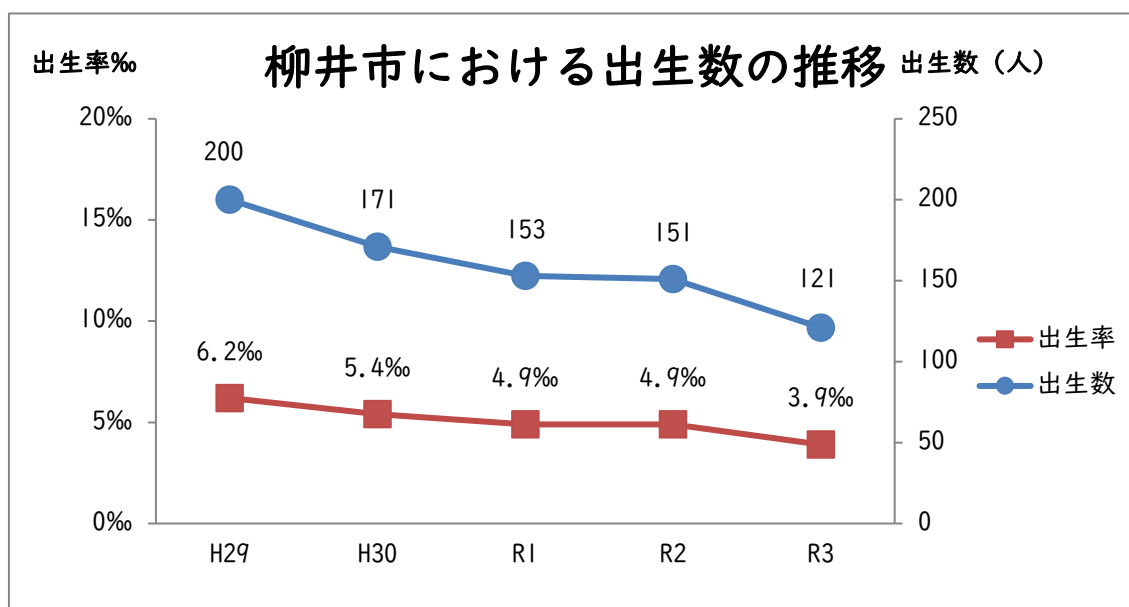
(高齢者保健福祉実態調査)

※令和3年度は中止

(4) 出生・児童・生徒の状況

①出生の動向

平成29年の出生数は200人でしたが、令和3年には121人となっています。出生率は6‰前半から4‰後半で推移していましたが、令和3年は3‰後半に低下しています。婚姻率の低下、未婚率の上昇などで少子化が進んでいます。



(山口県人口移動統計調査)

②保育所の状況

令和4年4月1日現在、保育所数は、私立9か所、公立2か所の11か所(園)で入所定員690人に対し、児童数は674人となっています。

③幼稚園の状況

令和4年4月1日現在、幼稚園数は、私立2園で入所定員105人に対し、園児数は85人となっています。

④小学校

令和4年5月1日現在、小学校数は、10校で児童数は1,298人となっています。平成29年の1,491人と比較すると、5年間で193人の減少となっています。

また、9校で特別支援学級を設置しています。

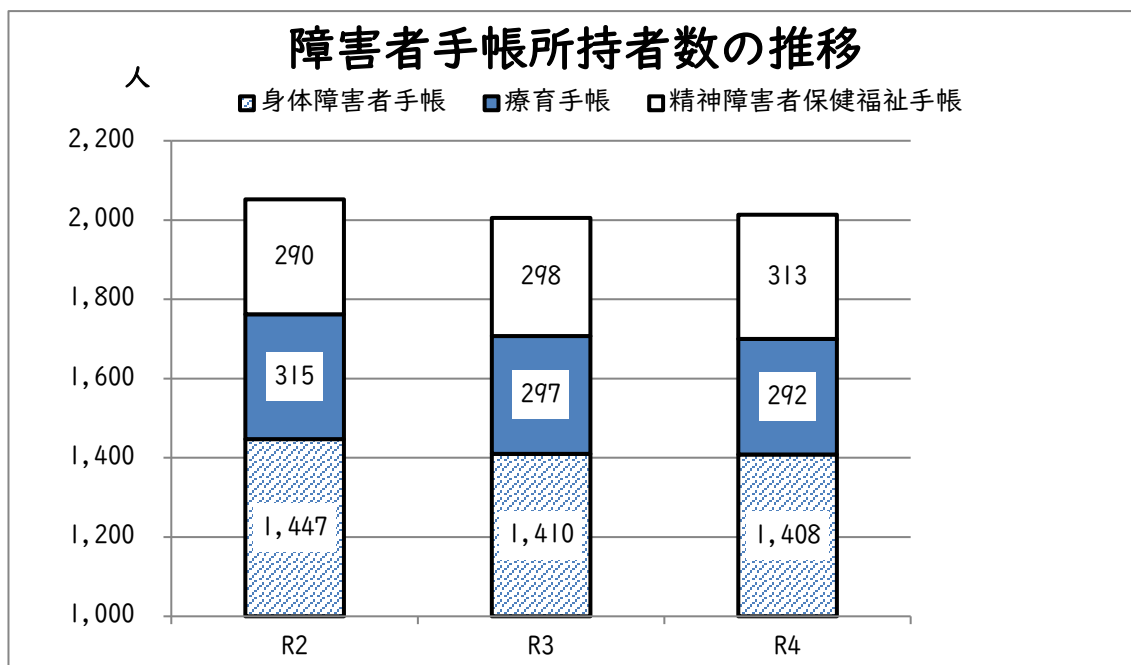
⑤中学校

令和4年5月1日現在、中学校数は、3校で生徒数は737人となっています。平成29年の794人と比較すると、5年間で57人の減少となっています。

また、3校で特別支援学級を設置しています。

(5) 障がい者（児）の状況

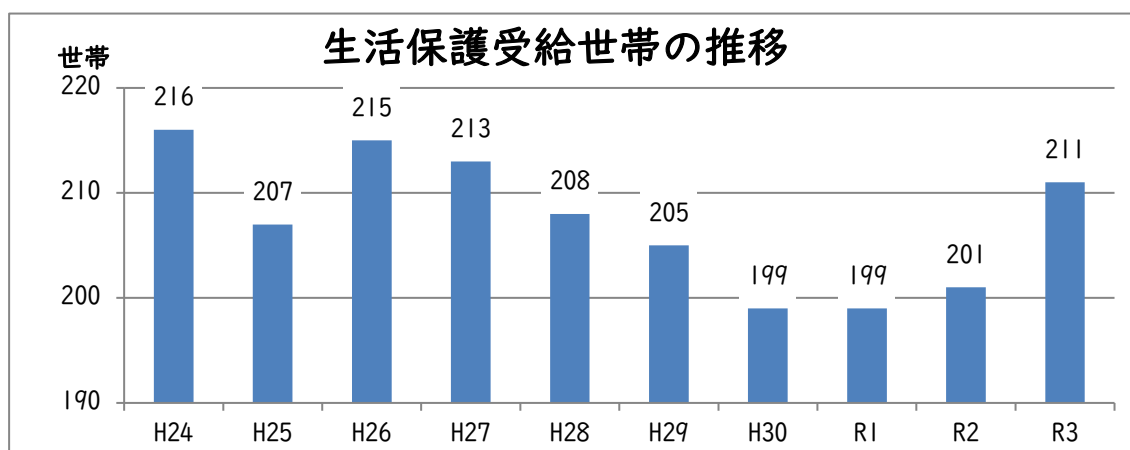
令和4年4月1日における身体障害者手帳所持者数は1,408人、療育手帳所持者数は292人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は313人となっています。



(6) その他支援を要する人々の状況

① 生活保護世帯の状況

生活保護法に基づく生活保護を受給した人は、令和3年度では211世帯、248人となっています。受給世帯の内訳は、高齢者世帯67.6%、障がい・傷病者世帯23.8%の順となっています。また、総人口に占める割合は8.1%となっています。



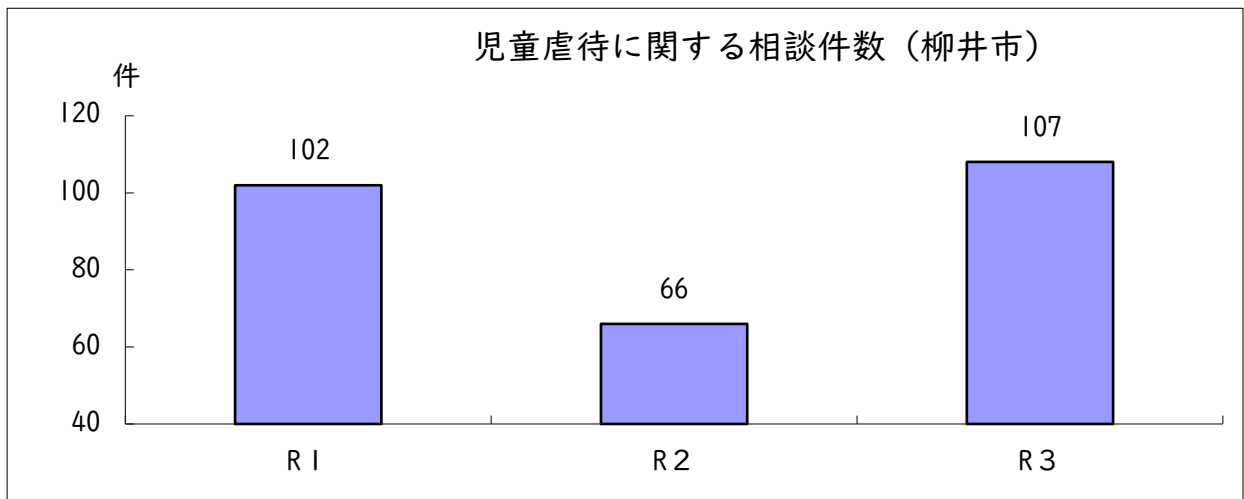
②生活困窮者への支援

平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者への自立相談支援と住居確保給付金制度が開始されました。

	令和2年	令和3年
自立相談支援事業	79件	60件
住居確保給付金	2件	2件

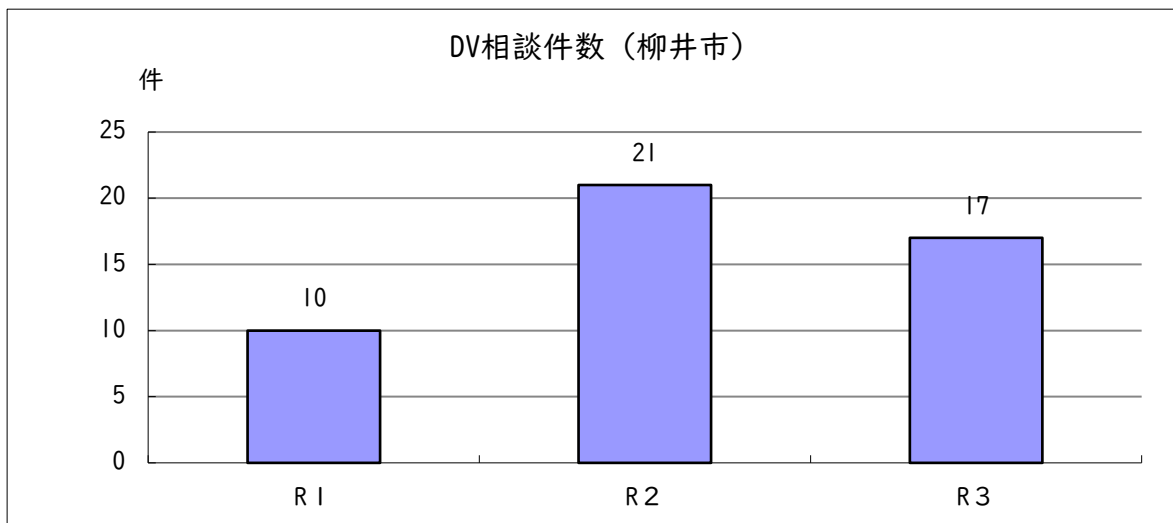
③児童虐待に係る相談件数

本市では、こどもサポート課内に家庭児童相談員を配置し、家庭や児童に係る相談を受け付けています。このうち児童虐待に関する令和3年度の相談件数は、107件となっています。



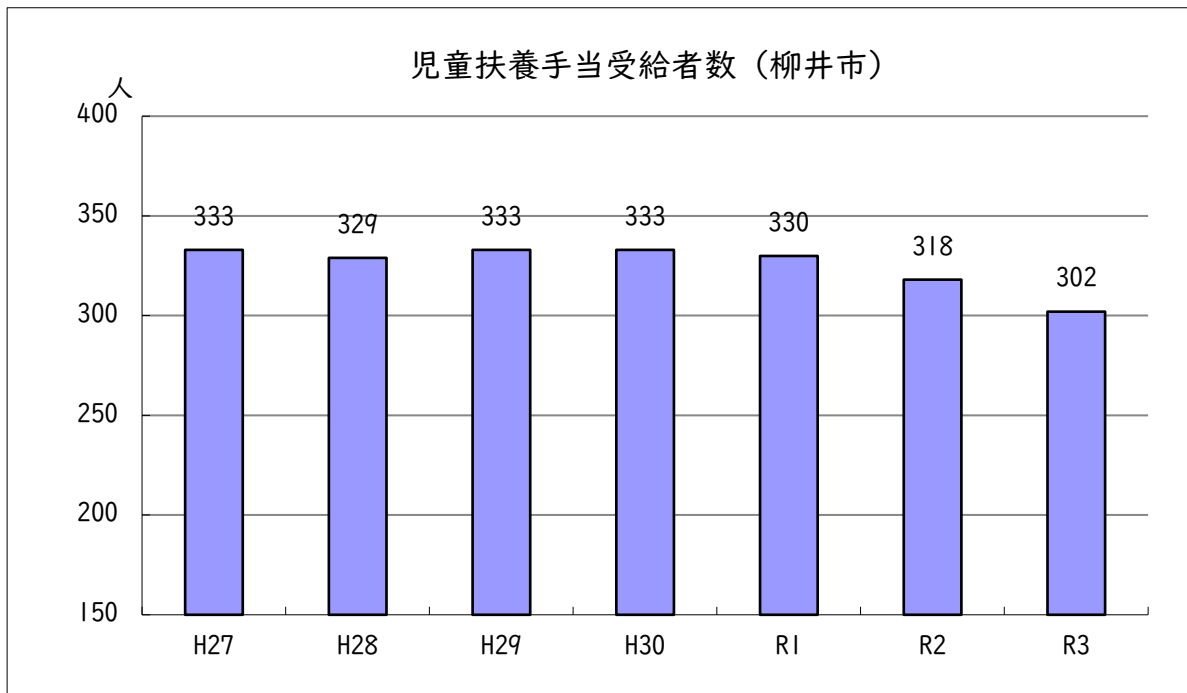
④配偶者からの暴力（DV）相談件数

本市のDVに関する令和3年度の相談件数は、17件となっています。



⑤児童扶養手当受給者数

ひとり親家庭等の生活安定を目的に児童扶養手当を支給しています。
令和3年度は302人が受給しており、受給者数は、減少傾向にあります。



(7) 地域における人的・社会的資源の状況

①人的・物的資源

(令和4年4月1日現在)

地区	介護保険施設	介護サービス事業所	小・中学校	保育所 幼稚園 子育て支援センター	公民館	医療機関数	民生委員・児童委員数	福祉員数	老人クラブ数	自治会数
柳井地区	0	32	4	10	1	27	37	197	5	82
日積地区	1	6	1	2	1	0	9	28	2	33
伊陸地区	0	1	1	2	1	0	10	25	5	22
新庄地区	0	2	1	1	1	2	10	50	4	41
余田地区	2	8	2	1	1	1	6	16	0	19
伊保庄地区	2	13	2	2	1	1	11	40	3	42
阿月地区	0	0	0	0	1	0	6	18	2	18
平郡東地区	0	1	※1	0	1	1	2	5	0	15
平郡西地区	0	0	※1	0	1	1	2	2	1	3
大島地区	1	5	2	2	1	1	14	60	7	39

※休校

② ボランティア団体

柳井市ボランティアグループ連絡協議会登録団体 (令和4年4月1日現在)

地域福祉活動	日積老人給食ボランティアグループ、柳井中央老人給食ボランティアグループ、きさらぎ会、余田地区福祉員クラブ、さざ波会、かすみ会、大畠うずしお会、平郡東ボランティア婦人会、伊保庄婦人会、柳井市連合婦人会、柳井市更生保護女性会、国際ソロプチミスト柳井、柳井市老人クラブ連合会、柳井市民生児童委員協議会、柳井地区福祉員協議会、「小さな親切運動」柳井支部、柳井ライオンズクラブ、柳井中央ライオンズクラブ、柳井西ロータリークラブ
施設・病院活動	たんぼぼの会、柳井市社会福祉協議会 OB 会
障がい者（児）福祉活動	柳井手話グループサルビアの会、特定非営利法人一粒の麦、音訳しらかべの会
学生ボランティア	柳井学園高等学校レオクラブ、柳井商工高等学校インターアクトクラブ
文化活動	創作舞踊管源流、椿の会、こちゃママ、伝統文化を守る会
環境美化活動	柳美実践クラブ、I LOVE 阿月

③ シルバー人材センター

柳井広域シルバー人材センター登録者数

令和3年度	359人（男：239人 女：120人）
実施事業	請負事業・派遣事業・有料職業紹介

④ 老人クラブ

老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援し、高齢者の生きがいや健康づくりを推進しています。

加入率は6.41%と低く、加入の促進を図る必要があります。

令和3年度	
単位老人クラブ数	総会員数
31団体	903人

2 地域における福祉サービスの提供や利用の状況

(1) 総合的な福祉サービスの種類と量

①ふれあいいいきサロンの設置数

高齢者の地域での孤立や閉じこもりの防止、健康・生きがいづくりなどを目的に、ごく身近な地域を拠点として、ボランティアや地区住民などが企画・運営し、地域の仲間づくり、交流の場づくりなどを行っています。

令和3年度	
市社会福祉協議会事業	32か所

②相談窓口の整備数、相談件数

令和3年度			
相談窓口	事業名	開催数	相談件数
市社会福祉協議会	心配ごと相談事業	12回	0件
	福祉無料法律相談所	12回	43件
相談支援事業所 (3か所)	相談支援事業(障がい者(児)の相談支援)	随時	3,391件
こどもサポート課 (家庭児童相談室)	家庭児童相談事業	随時	107件
保健センター	母子保健相談事業	随時	1,577件
地域包括支援センター	高齢者総合相談事業	随時	750件
市民生活課	行政相談・市民相談	12回	14件
	行政相談(大島出張所)	12回	0件
	無料法律相談	12回	80件
	年金相談(岩国年金事務所)	24回	458件
人権啓発室	人権相談	6回	1件
こどもサポート課 (母子自立支援員)	母子福祉事業	随時	1,554件
政策企画課	配偶者からの暴力(DV)相談	随時	17件

③民生委員・児童委員の相談活動件数

相談支援活動状況（令和3年度）

（単位：件）

	高齢者に 関すること	障がい者に 関すること	子どもに 関すること	その他	計
民生委員・ 児童委員	1,741	109	1,108	335	3,293
主任児童委員 （再掲）	50	0	272	2	324

その他の活動状況（令和3年度）

（単位：件）

	地域福祉活動	民協会議・研修	その他	計
民生委員・ 児童委員	3,375	1,233	2,053	6,661
主任児童委員 （再掲）	316	102	108	526

④地域福祉権利擁護事業実利用者数

認知症の高齢者や、障がい者等で判断能力や日常生活に不安がある人を対象に実施しています。

（令和3年度）

実利用者数	1,781人
-------	--------

⑤ボランティア講習会等参加者数

（令和3年度）

講座名	回数	参加者数（実人数）
ボランティア体験講座	1回	9人

※「サマースクール」、「ボランティアまつり」については、新型コロナ

ウイルス感染拡大防止のため開催していない。

⑥ボランティア登録団体数

（令和3年度）

登録団体数	32団体
-------	------

⑦学校応援団活動（令和3年度）

登録者数は、個人113人、39団体（1,085人）となっています。

分野	主な活動	回数	述べ人数
教育活動支援	読み聞かせ・部活指導	791回	2,499回
スクールガード	交通安全指導・見守り	2,304回	12,898回
食育ボランティア	米づくり・調理指導	14回	39回
環境整備支援	草刈り・芝生の管理	446回	1,271回
合 計		3,555回	16,707回

⑧地域組織の状況（令和3年度）

支援団体	組織数等	内 容	箇所数等
自治会	315自治会	自主防災組織	64か所
市社会福祉協議会	1か所	福祉員	453人
地区社会福祉協議会	10か所		
地区コミュニティ協議会	12か所		

(2) 高齢者に提供されている福祉サービスの種類と量

①介護予防・生活支援サービス事業（令和3年度）

サービス名	内容	指定事業所数	件数
訪問型相当サービス	身体介護を中心としたサービスを行う。	11	152
訪問型サービスA	離島や日常生活に必要な生活支援サービスの確保が困難な地域で生活している人等に対する生活支援サービスを行う。	4	27
通所型相当サービス	デイサービスセンターで日常生活の支援や機能訓練のサービスを行う。	21	2,075
通所型サービスA	デイサービスセンターで体操やレクリエーションなどの運動を行う。	2	101
通所型サービスC	デイサービスセンターで具体的な生活動作改善の目標をたて専門職による短期集中型の支援を行う。	1	0

※対象者は、要支援1、2の人または事業対象者

②総合相談支援（令和3年度）

地域包括支援センター

相談形態別件数			
電話	来所	訪問	計
401件	298件	51件	750件

③地域見守り型配食サービス（令和3年度）

配食回数は、ふれあい型サービスは月1回、中間型サービスは月1回で、ボランティアによる安否確認やふれあいを重視した活動を行っています。

ふれあい型サービス

中間型サービス

地区数	配食回数	延配食数	地区数	配食回数	延配食数
9地区	44回	3,004食	1地区	5回	476食

(3) 児童に提供されている福祉サービスの種類と量

①母子保健推進員活動状況（令和3年度）

母子保健推進員	家庭訪問	輪づくり
23人	571件	2回：15人

②ファミリー・サポート・センター事業（令和3年度）

依頼会員	提供会員	両方会員	計
406人	218人	38人	662人

活動内容	件数
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	1件
保育施設までの送迎	8件
放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	4件
学校の放課後の子どもの預かり	60件
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	2件
買物等外出の際の子どもの預かり	10件
放課後児童クラブの送迎	186件
子どもの習い事等の場合の援助	130件
保育所、学校等休みの時の援助	1件

保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	71件
その他	164件
計	637件

③放課後児童クラブ（令和3年度）

児童クラブ設置数	登録児童数
10か所	409人

(4) 障がい者（児）に提供されている福祉サービスの種類と量

①介護給付（令和3年度）

サービスの種類	延利用者数
居宅介護	579人
同行援護	86人
療養介護（医療費）	168人
生活介護	1,079人
短期入所	85人
施設入所支援	858人

②訓練等給付（令和3年度）

福祉サービス	延利用者数
共同生活援助	300人
宿泊型自立訓練	48人
自立訓練（機能訓練）	20人
自立訓練（生活訓練）	60人
就労移行支援	26人
就労継続支援A型	173人
就労継続支援B型	958人
就労定着支援	2人

③障害児通所支援給付（令和3年度）

障害児通所支援給付	利用者数
児童発達支援	514人
放課後等デイサービス	1,438人
保育所等訪問支援	12人

④自立支援医療（令和3年度）

自立支援医療	受給者証交付
更生医療	154人
育成医療	4人
精神通院医療	455人

(5) その他支援を要する人に提供されている福祉サービスの種類と量

①産じょく期ヘルパー派遣事業（令和3年度）

利用実人数	利用回数
9人	156回

②ひとり親家庭支援（令和3年度）

サービス名	人数
高等技能訓練促進費等事業	11人
自立支援教育訓練給付金事業	0人

※平成29年度から「日常生活支援事業」は実施していない。

令和4年度 地域福祉の推進に関するアンケート結果報告書

調査票：調査項目

- 【調査目的】 令和5年3月に策定する「第4期柳井市地域福祉計画・柳井市地域福祉活動計画」に、地域福祉の推進の主役である住民の意見を反映させること。
- 【調査対象】 柳井市在住の18歳以上の者から1,000人を無作為に抽出
- 【調査期間】 令和4年5月25日から令和4年6月24日まで

調査票配布数(人)	1,000
有効回収数(人)	492
有効回収率(%)	49.2

1 回答者自身について

問1 お住まいの地区

- 1 柳井地区 6 伊保庄地区
- 2 日積地区 7 阿月地区
- 3 伊陸地区 8 平郡地区
- 4 新庄地区 9 大畠地区
- 5 余田地区 10 無回答

	回答(%)	回答数(人)		回答(%)	回答数(人)
1	49.6	244	6	6.3	31
2	4.5	22	7	3.3	16
3	4.5	22	8	0.8	4
4	16.9	83	9	7.5	37
5	5.3	26	10	1.4	7

問2 性別

- 1 男
- 2 女
- 3 その他
- 4 無回答

	回答(%)	回答数(人)
1	46.3	228
2	49.8	245
3	0.0	0
4	4.1	20

問3 年代

- 1 10代 6 60代
- 2 20代 7 70代
- 3 30代 8 80代
- 4 40代 9 90代以上
- 5 50代 10 無回答

	回答(%)	回答数(人)		回答(%)	回答数(人)
1	4.7	23	6	16.1	79
2	8.3	41	7	18.1	89
3	10.0	49	8	12.2	60
4	12.4	61	9	3.0	15
5	13.4	66	10	2.0	9

問4 世帯

- 1 一人世帯
- 2 一世帯世帯(夫婦のみ、兄弟姉妹のみ)
- 3 二世帯世帯(親と子)
- 4 三世帯世帯(親と子と孫など)
- 5 その他
- 6 無回答

	回答(%)	回答数(人)
1	19.7	97
2	26.0	128
3	44.3	218
4	6.7	33
5	1.4	7
6	1.8	9

問5 現在の状況(複数回答可)

- 1 障がいや病気などで日常生活に支障がある。
- 2 日常生活に支障がある人を介護している。
- 3 乳児から小学校就学前までの幼児を育てている。
- 4 小学生、中学生の子どもを育てている。
- 5 高齢のため、自身に介護・介助が必要である。
- 6 どれもあてはまらない。

	回答(%)	回答数(人)
1	7.7	38
2	7.1	35
3	7.5	37
4	11.2	55
5	4.5	22
6	64.0	315

問6 現在の仕事

- 1 正社員・正職員
- 2 派遣・契約社員
- 3 パートタイム・アルバイト
- 4 内職
- 5 自営業(農業・漁業・稚園・保育所を含む)
- 6 家族従業員(家業の手伝い・薬剤師・看護師・保健師・介護福祉士等)
- 7 家事専業
- 8 学生計士・宗教家・芸術家・各種師匠等
- 9 その他
- 10 何もしていない。
- 11 無回答

	回答(%)	回答数(人)
1	31.1	153
2	2.2	11
3	10.4	51
4	0.4	2
5	10.2	50
6	1.6	8
7	9.6	47
8	4.7	23
9	3.0	15
10	24.8	122
11	2.0	10

- 問7** 介護・介助を必要とする高齢者や障がいのある人とのような関わりがありますか。(複数回答可)
- 1 福祉関係の仕事をしている。
 - 2 ボランティア活動に参加している。
 - 3 家族が該当者である。
 - 4 近所にいる介護・介助を必要とする高齢者や障がいのある人と接したことがある。
 - 5 その他
 - 6 特に関わりはない。

	回答 (%)	回答数 (人)
1	6.5	32
2	2.0	10
3	18.9	93
4	8.5	42
5	7.3	36
6	44.3	218

- 問8** 日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じますか。(複数回答可)
- 1 自分や家族の健康のこと。
 - 2 子どもの教育や将来のこと。
 - 3 介護に関すること。
 - 4 日々の生活に関すること。
 - 5 家族間の問題のこと。
 - 6 住宅や住環境のこと。
 - 7 地震や水害などの災害のこと。
 - 8 仕事のこと(就職、失業など)。
 - 9 外出に関すること。
 - 10 自分や家族の老後のこと。
 - 11 乳幼児の育児に関すること。
 - 12 収入など経済的なこと。
 - 13 地域での人間関係のこと。
 - 14 職場での人間関係のこと。
 - 15 地域の治安のこと。
 - 16 その他
 - 17 不安はない。

	回答 (%)	回答数 (人)
1	60.4	297
2	19.5	96
3	22.2	109
4	17.1	84
5	6.1	33
6	11.6	57
7	19.7	97
8	9.1	45
9	7.1	35
10	50.8	250
11	3.7	18
12	27.2	134
13	6.1	30
14	4.9	24
15	2.2	11
16	3.3	16
17	11.8	58

「自分や家族の健康のこと。」(60.4%)、「自分や家族の老後のこと。」(50.8%)の順に回答割合が高い。一方で「不安はない。」(11.8%)との回答割合は、1割となっている。

- 問9** 困りごとを誰に相談していますか。(複数回答可)
- 1 家族
 - 2 地域の自治会などのメンバー
 - 3 職場の同僚、上司
 - 4 民生委員・児童委員
 - 5 幼稚園、保育園
 - 6 介護関係者(ケアマネジャーなど)
 - 7 地域包括支援センター
 - 8 近所の人
 - 9 友人、知人
 - 10 医療関係者(主治医、看護師など)
 - 11 福祉員
 - 12 学校
 - 13 社会福祉協議会
 - 14 その他
 - 15 相談する人がいない。

	回答 (%)	回答数 (人)
1	79.1	389
2	3.3	16
3	10.8	53
4	1.2	6
5	0.8	4
6	6.1	30
7	1.8	9
8	7.5	37
9	41.3	203
10	9.1	45
11	0.4	2
12	1.2	6
13	0.8	4
14	2.2	11
15	4.9	24

「家族」(79.1%)、「友人、知人」(41.3%)の順に回答割合が高い。一方で「相談する人がいない」(4.9%)との回答は、1割に満たない。

2 近隣住民との関わり・地域活動について

- 問10** 普段、近所の人との程度のお付き合いをしていますか。
- 1 何か困ったことがあれば、助け合う。
 - 2 たまに訪問し合う。
 - 3 立ち話をする程度
 - 4 挨拶をする程度
 - 5 ほとんど付き合いがない。
 - 6 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	13.8	68
2	4.3	21
3	24.6	121
4	43.5	214
5	8.9	44
6	4.9	24

「挨拶をする程度」(43.5%)、「立ち話をする程度」(24.6%)の順に回答割合が高い。一方で「ほとんど付き合いがない」(8.9%)との回答割合は、1割に満たない。

【問10で「5 ほとんど付き合いない。」を選んだ人のみ回答】

問11 近所付き合いがあまりない理由は、何ですか。（複数回答可）

- 1 仕事などで家を空けることが多く、知り合う機会がない。
- 2 近所付き合いは、わずらわしいので避けている。
- 3 近所付き合いをしたいと思うが、つい消極的になってしまう。
- 4 近所付き合いをしたいが、仲間に入れてもらえない。
- 5 普段留守の家が多く、近所付き合いがほとんどない所である。
- 6 近くに家がなくて、近所付き合いがしたくてもできない。
- 7 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	59.1	26
2	36.4	16
3	34.1	15
4	4.5	2
5	36.4	16
6	0.0	0
7	43.2	19

「仕事などで家を空けることが多く、知り合う機会がない。」（59.1%）、「普段留守の家が多く近所付き合いがほとんどない所である。」（36.4%）、「近所付き合いは、わずらわしいので避けている。」（36.4%）の順に回答割合が高い。「近くに家がなくて、近所付き合いがしたくてもできない。」を回答した人はいなかった。

問12 あなたやあなたの家族が困った時に嬉しかった近所の方の手助けは、何でしたか。（複数回答可）

- 1 安否確認の声かけ
- 2 近場への外出（買物や通院）の付き添い
- 3 食事の手配、調理の手伝い
- 4 掃除の手伝い
- 5 子どもの預かり・外遊びの見守り
- 6 気になることがあったときの通報
- 7 病気やけがなどの緊急時の手助け
- 8 相談ごとの相手
- 9 話し相手
- 10 ゴミ出し
- 11 庭木の手入れや草取り
- 12 高齢者などの見守り
- 13 災害時や避難時の手助け
- 14 その他
- 15 特にはなかった。

	回答 (%)	回答数 (人)
1	12.2	57
2	3.0	14
3	1.9	9
4	3.4	16
5	6.0	28
6	6.2	29
7	5.4	25
8	7.3	34
9	17.2	80
10	2.8	13
11	6.7	31
12	4.3	20
13	1.9	9
14	2.6	12
15	53.9	251

「話し相手」（17.2%）、「安否確認の声かけ」（12.2%）の順に回答割合が高い。一方「特にはなかった。」（53.9%）との回答割合は、5割を超えている。

問13 地域の活動（地区社会福祉協議会、自治会、サロン、趣味、ボランティア活動等）を知っていますか。

- 1 はい。
- 2 いいえ。
- 3 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	68.7	338
2	28.5	140
3	2.8	14

問14 どのような地域活動に参加したことがありますか。また、参加していますか。（複数回答可）

- 1 清掃などの環境美化活動
- 2 花壇の管理や花いっぱい運動
- 3 ふれあい・いきいきサロンなどの健康づくり活動
- 4 敬老会などの敬老行事
- 5 街頭指導などの交通安全活動（防犯パトロールや子ども見守りを含む。）
- 6 消火訓練などの防災活動や自主防災組織への参加
- 7 各種スポーツ大会、スポーツクラブの活動
- 8 盆踊りや文化活動
- 9 子ども会などの青少年育成活動
- 10 趣味などのサークルやクラブ活動
- 11 子育てなどのサークルやクラブ活動
- 12 地域活動団体への参加（老人クラブ、婦人会、消防団など）
- 13 高齢者や障がい者などへの声かけ、手助け
- 14 健康づくり活動
- 15 その他
- 16 参加していない。

	回答 (%)	回答数 (人)
1	52.2	257
2	6.1	30
3	4.5	22
4	9.1	45
5	6.1	30
6	6.1	30
7	13.6	67
8	15.9	78
9	10.0	49
10	9.1	45
11	4.1	20
12	11.2	55
13	4.7	23
14	3.3	16
15	2.8	14
16	29.1	143

「清掃などの環境美化活動」（52.2%）、「盆踊りや文化活動」（15.9%）の順に回答割合が高い。一方で「参加していない。」（29.1%）との回答割合は、3割に満たない。

【問14で「16 参加していない。」を選んだ人のみ回答】

問15 参加されていない理由を教えてください。（複数回答可）

- 1 興味ある行事、イベントがないから

	回答 (%)	回答数 (人)
1	18.2	26

- 2 行事等の情報が入りにくいから
- 3 時間的な余裕がないから
- 4 関心がないから
- 5 人との関係をあまり持ちたくないから
- 6 知らない人ばかりで参加しにくいから
- 7 地域の行事は、自分には関係ないから
- 8 その他

2	8.4	12
3	41.3	59
4	28.0	40
5	10.5	15
6	21.7	31
7	3.5	5
8	12.6	18

「時間的な余裕がないから」（41.3%）、「関心がないから」（28.0%）の順に回答割合が高い。一方で「地域の行事は、自分には関係ないから」（3.5%）、「行事等の情報が入りにくいから」（8.4%）との回答割合は、1割に満たない。

問16 地域の活動や行事がもっと活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか。（複数回答可）

- 1 住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係を作る。
- 2 挨拶ができる顔見知り関係を作る。
- 3 新築、マンション入居など、新たに住む人との関係作りを強化する。
- 4 地区社協、町内会、自治会、子ども会、老人クラブや婦人会等の活動を活発にする。
- 5 小学校、中学校など、学校教育と住民の交流やつながりを深める。
- 6 地元の事業者など、事業者とのつながりを深める。
- 7 交流の機会となる地域の行事を増やしたり、充実を図ったりする。
- 8 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	41.1	202
2	49.0	241
3	8.3	41
4	14.6	72
5	15.7	77
6	6.5	32
7	18.5	91
8	5.9	29

「挨拶ができる顔見知り関係を作る。」（49.0%）、「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係を作る。」（41.1%）の順に回答割合が高い。一方で「地元の事業者など、事業者とのつながりを深める。」（6.5%）、「新築、マンション入居など、新たに住む人との関係づくりを強化する。」（8.3%）の回答割合は、1割に満たない。

問17 お住まいの地域や周辺環境について、どのように思いますか。

①～⑮の項目について、あなたの気持ちに近い答えの番号をそれぞれ1つ選んで○をしてください。（数値の単位は、%、人）	1 そう 思う。	2 う えど 。ば ち そ ら う か 思 と い	3 わ あ な ま い り 。 そ う 思	4 全 く 思 わ な い 。	5 分 か ら な い 。
① 住んでいる地域に愛着を感じる。	38.41 (189)	35.56 (175)	15.44 (76)	2.43 (12)	5.08 (25)
② 高齢者や障がい者、子ども、外国人などみんなが住みやすい。	7.92 (39)	28.86 (142)	35.77 (176)	8.53 (42)	15.04 (74)
③ 高齢者福祉施設や高齢者福祉サービスが充実している。	4.06 (20)	22.76 (112)	35.16 (173)	10.56 (52)	23.98 (118)
④ 高齢者が憩える施設や広場などが充実している。	2.84 (14)	15.24 (75)	41.05 (202)	14.83 (73)	22.35 (110)
⑤ 障害者福祉施設や障害者福祉サービスが充実している。	3.45 (17)	13.82 (68)	36.78 (181)	10.77 (53)	31.5 (155)
⑥ 障がい者が安心して使用できる施設や広場などが充実している。	2.43 (12)	9.34 (46)	37.8 (186)	16.86 (83)	29.87 (147)
⑦ 病院や診療所など医療施設が充実している。	7.72 (38)	32.92 (162)	32.52 (160)	16.26 (80)	6.3 (31)
⑧ 公共施設の利用が便利である。	4.67 (23)	21.34 (105)	38.61 (190)	20.73 (102)	10.77 (53)
⑨ 買物などの日常生活が便利である。	17.68 (87)	34.14 (168)	22.35 (110)	19.71 (97)	3.04 (15)
⑩ 地域活動やボランティア活動が活発である。	2.43 (12)	20.12 (99)	38.41 (189)	11.17 (55)	24.79 (122)
⑪ 近所付き合いや助け合いなど近隣住民との関係が良好である。	10.77 (53)	40.85 (201)	28.04 (138)	7.31 (36)	10.16 (50)
⑫ 道路や公共交通機関（鉄道、バス）が充実している。	4.87 (24)	12.8 (63)	38.21 (188)	35.77 (176)	4.87 (24)
⑬ 図書館などの学習施設が充実している。	4.06 (20)	15.85 (78)	35.36 (174)	28.45 (140)	12.6 (62)
⑭ グラウンドや体育館などのスポーツ施設が充実している。	5.08 (25)	28.04 (138)	29.47 (145)	20.12 (99)	13.41 (66)
⑮ 子どもの遊び場や公園などが充実している。	4.67 (23)	20.32 (100)	34.34 (169)	24.59 (121)	12.19 (60)
⑯ 静けさや緑が多いなど環境が良好である。	28.04 (138)	43.49 (214)	16.86 (83)	4.26 (21)	3.45 (17)
⑰ 治安がよく、安心して住める。	26.21 (129)	51.82 (255)	12.19 (60)	1.62 (8)	4.67 (23)
⑱ 防災対策が充実しており、安心して住める。	6.5 (32)	34.34 (169)	33.33 (164)	5.69 (28)	16.05 (79)

「そう思う。」の回答割合が高いのは、「住んでいる地域に愛着を感じる。」（38.4%）、「静けさや緑が多いなど環境が良好である。」（28.0%）、一方で「全く思わない。」の回答割合が低いのは、「道路や公共交通機関（鉄道、バス）が充実している。」（35.8%）、「図書館などの学習施設が充実している。」（28.5%）となっている。

問18 住んでいる地域(各自治会の範囲)の問題について、話し合いの場や機会がありますか。

- 1 話し合いの場や機会があり、参加している。
- 2 話し合いの場や機会があるが、参加していない。
- 3 話し合いの場や機会がない。
- 4 話し合いの場や機会があるのか分からない。
- 5 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	26.2	129
2	25.0	123
3	14.4	71
4	31.7	156
5	2.6	13

「話し合いの場や機会があるのか分からない。」(31.7%)の回答割合が最も高い。一方で「話し合いの場や機会がない。」(14.4%)との回答割合は、1割を超えている。

3 地域での支えあいについて

問19 地域の中で起きている身近な生活の課題について、住民同士が自主的に支えあったり、助け合いをすることは必要だと思いますか。

- 1 とても必要だと思う。
- 2 ある程度必要だと思う。
- 3 あまり必要だと思わない。
- 4 全く必要だと思わない。
- 5 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	29.3	144
2	63.2	311
3	5.9	29
4	0.8	4
5	0.8	4

「ある程度必要だと思う。」(63.2%)、「とても必要だと思う。」(29.3%)の順に回答割合が高い。一方で「全く必要だと思わない。」(0.8%)、「あまり必要だと思わない。」(5.9%)との回答割合は、1割未満となっている。

問20 今の地域で住み続けるために、あればいいと思う地域での手助けは、どのようなものですか。(複数回答可)

- 1 安否確認の声かけ
- 2 買い物の手伝い
- 3 ゴミ出し
- 4 庭木の手入れや草取り
- 5 子供の一時預かりや送迎の手助け
- 6 福祉情報の提供や困りごとの相談相手
- 7 話し相手
- 8 災害時や避難時の手助け
- 9 お弁当の配食や食事の手配
- 10 掃除の手伝い
- 11 通院などの外出の手伝い
- 12 高齢者などの見守り
- 13 その他
- 14 特にない。

	回答 (%)	回答数 (人)
1	39.0	192
2	15.4	76
3	10.4	51
4	16.1	79
5	8.5	42
6	19.3	95
7	13.4	66
8	45.1	222
9	10.0	49
10	5.7	28
11	17.5	86
12	27.6	136
13	2.2	11
14	18.5	91

「災害時や避難時の手助け」(45.1%)、「安否確認の声かけ」(39.0%)の順に回答割合が高い。一方で「掃除の手伝い」(5.7%)、「子どもの一時預かりや送迎の手助け」(8.5%)との回答割合は、1割未満となっている。

問21 近所に高齢者、障がいを持っている人、子育てなどで困っている人がいたときに、あなたができる手助けは、何ですか。(複数回答可)

- 1 安否確認の声かけ
- 2 買い物の手伝い
- 3 ゴミ出し
- 4 庭木の手入れや草取り
- 5 子供の一時預かりや送迎の手助け
- 6 福祉情報の提供や困りごとの相談相手
- 7 災害時や避難時の手助け
- 8 話し相手
- 9 お弁当の配食や食事の手配
- 10 掃除の手伝い
- 11 通院などの外出の手伝い
- 12 高齢者などの見守り
- 13 その他
- 14 できることはない。

	回答 (%)	回答数 (人)
1	53.5	263
2	17.1	84
3	23.0	113
4	10.0	49
5	7.3	36
6	6.1	30
7	28.3	139
8	30.7	151
9	3.9	19
10	7.9	39
11	8.9	44
12	17.7	87
13	1.4	7
14	20.5	101

「安否確認の声かけ」(53.5%)、「話し相手」(30.7%)の順に回答割合が高い。一方で「できることはない。」(20.5%)との回答割合は、2割を超えた。

【問21で「14 できることはない。」を選んだ人のみ回答】

問22 できることはないとは回答された主な理由は、何ですか。（複数回答可）

- 1 おせっかいと思われるから
- 2 家族の理解が得られないから
- 3 健康や体力に自信がないから
- 4 人間関係のトラブルや事故が不安だから
- 5 福祉サービスなどで行政が助ければ良いことだから
- 6 どうすれば良いか（何をしたら良いか）分からないから
- 7 その家庭の問題なので、家族や親戚の中で解決すべきだと思うから
- 8 時間がないから（仕事、家事、育児、介護をする家族がいるなど）
- 9 関心がないから
- 10 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	23.8	24
2	3.0	3
3	42.6	43
4	30.7	31
5	12.9	13
6	18.8	19
7	11.9	12
8	21.8	22
9	2.0	2
10	11.9	12

「健康や体力に自信がないから」（42.6%）、「人間関係のトラブルや事故が不安だから」（30.7%）の順に回答割合が高い。一方で「関心がないから」（2.0%）、「家族の理解が得られないから」（3.0%）との回答割合は、1割未満となっている。

4 ボランティア活動について

問23 ボランティア活動（自治体や地域を問わない。）に参加してみたいと思いませんか。（〇は、いくつでも）

- 1 現在参加している。
- 2 今後積極的に参加したい。
- 3 誘われたら参加したい。
- 4 興味はあるが時間がない。
- 5 興味がない。
- 6 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	10.8	53
2	1.2	6
3	21.5	106
4	30.9	152
5	26.4	130
6	9.1	45

「興味はあるが時間がない。」（30.9%）、「興味がない。」（26.4%）の順に回答割合が高い。一方で「今後積極的に参加したい。」（1.2%）、「現在参加している。」（10.8%）との回答割合は、1割となっている。

【問23で「1 現在参加している。」「2 今後積極的に参加したい。」「3 誘われたら参加したい。」を選んだ人のみ回答】

問24 どれくらいの規模で活動していますか。又は活動してみたいと思いませんか。（複数回答可）

- 1 個人で活動
- 2 家族で活動
- 3 友人、仲間とグループで活動
- 4 地域のグループで活動
- 5 企業、団体などで活動
- 6 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	27.3	45
2	9.7	16
3	30.3	50
4	47.9	79
5	12.7	21
6	6.7	11

「地域のグループで活動」（47.9%）、「友人、仲間とグループで活動」（30.3%）の順に回答割合が高い。一方で「家族で活動」（9.7%）、「企業、団体などで活動」（12.7%）との回答割合は、1割程度となっている。

【問23で「1 現在参加している。」「2 今後積極的に参加したい。」「3 誘われたら参加したい。」を選んだ人のみ回答】

問25 どのような活動をしていますか。又は活動してみたいですか。（複数回答可）

- 1 在宅高齢・障がい者に対する活動
- 2 健康づくりに関する活動
- 3 イベントなどでの活動
- 4 防犯に関する活動
- 5 フードバンクへの協力（食材の提供）
- 6 防災・災害ボランティア活動
- 7 子育てで支援に関する活動
- 8 生涯学習に関する活動
- 9 社会福祉施設などでの活動
- 10 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	13.3	22
2	32.7	54
3	41.8	69
4	12.7	21
5	12.1	20
6	25.5	42
7	20.0	33
8	16.4	27
9	9.7	16
10	10.9	18

「イベントなどでの活動」（41.8%）、「健康づくりに関する活動」（32.7%）の順に回答割合が高い。一方で「社会福祉施設などでの活動」（9.7%）、「フードバンクへの協力（食材の提供）」（12.1%）との回答割合は、1割程度となっている。

【問23で「1 現在参加している。」「2 今後積極的に参加したい。」「3 誘われたら参加したい。」を選んだ人のみ回答】

問26 どのくらいの頻度で活動していますか。又は活動したいと考えますか。

- 1 毎週活動
 2 毎月活動
 3 時々活動
 4 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	9.7	16
2	20.6	34
3	66.7	110
4	3.0	5

「時々活動」(66.7%)、「毎月活動」(20.6%)の順に回答割合が高い。一方で「毎週活動」(9.7%)の回答割合は、1割未満となっている。

5 心配ごと・困りごとがある人への必要な支援について

問27 「成年後見制度」について知っていますか。

- 1 自身又は家族が利用している。
 2 利用していないが、制度の内容を知っている。
 3 聞いたことはあるが、内容までは知らない。
 4 聞いたことがない。
 5 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	1.0	5
2	29.7	146
3	41.1	202
4	24.8	122
5	3.5	17

「聞いたことはあるが、内容までは知らない。」(41.1%)、「利用していないが制度の内容を知っている。」(29.7%)の順に回答割合が高い。一方で「自身又は家族が利用している。」(1.0%)との回答は1割未満となっている。

問28 将来、障がいや認知症などで判断能力が低下した際、困ることは、何だと思いますか。また、成年後見制度を利用するようになった際に、支援してほしいことは、何だと考えますか。(複数回答可)

- 1 不動産に関すること。
 2 預貯金、保険、年金などに関すること。
 3 生活費など日々の支払いに関すること。
 4 医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること。
 5 相続に関すること。
 6 その他
 7 分からない。

	回答 (%)	回答数 (人)
1	25.2	124
2	52.0	256
3	51.0	251
4	57.7	284
5	24.4	120
6	2.4	12
7	12.6	62

「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること。」(57.7%)、「生活費など日々の支払いに関すること。」(51.0%)の順に回答割合が高い。一方で「分からない。」(12.6%)との回答割合は、1割となっている。

問29 社会福祉協議会が行っている「地域福祉権利擁護事業」について知っていますか。

- 1 自身又は家族が利用している。
 2 利用していないが、制度の内容を知っている。
 3 聞いたことはあるが、内容までは知らない。
 4 聞いたことがない。
 5 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	0.6	3
2	9.3	46
3	24.6	121
4	62.4	307
5	3.0	15

「聞いたことがない。」(62.4%)、「聞いたことはあるが、内容までは知らない。」(24.6%)の順に回答割合が高い。一方で「自身又は家族が利用している。」(0.6%)、「利用していないが、制度の内容を知っている。」(9.3%)との回答割合は、1割未満となっている。

問30 「あいサポート運動」を知っていますか。

- 1 知っている。
 2 聞いたことはあるが、内容までは知らない。
 3 知らない。
 4 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	3.7	18
2	18.3	90
3	74.2	365
4	3.9	19

「知らない。」(74.2%)、「聞いたことはあるが、内容までは知らない。」(18.3%)の順で回答割合が高い。一方で「知っている。」(3.7%)との回答割合は、1割未満となっている。

問3 1 あいさポーター研修等あいサポート運動に係る講座や教室に参加したことは、ありますか。

- 1 参加したことがある。
- 2 誘われたら参加したい。
- 3 興味がない。
- 4 今後積極的に参加したいと思う。
- 5 興味はあるが時間がない。
- 6 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	0.8	4
2	15.7	77
3	39.2	193
4	1.4	7
5	33.9	167
6	8.9	44

「興味がない。」(39.2%)、「興味はあるが時間がない。」(33.9%)の順に回答割合が高い。一方で「参加したことがある。」(0.8%)、「今後積極的に参加したいと思う。」(1.4%)との回答割合は、1割未満となっている。

問3 2 障がい者スポーツに興味がありますか。又は参加したことがありますか。

- 1 参加したことがある。
- 2 今後積極的に参加したいと思う。
- 3 誘われたら参加したい。
- 4 興味はあるが時間がない。
- 5 興味がない。
- 6 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	4.7	23
2	0.2	1
3	11.0	54
4	26.8	132
5	49.6	244
6	7.7	38

「興味がない。」(49.6%)、「興味はあるが時間がない。」(26.8%)の順に回答割合が高い。一方で「今後積極的に参加したいと思う。」(0.2%)、「参加したことがある。」(4.7%)との回答割合は、1割未満となっている。

【問32で「1 参加したことがある。」「2 今後積極的に参加したいと思う。」「3 誘われたら参加したい。」を選んだ人のみ回答】

問3 3 どんな障がい者スポーツをしましたか。又はしてみたいと思いますか。(複数回答可)

- 1 ボッチャ
- 2 グラウンドゴルフ
- 3 シットティングバレーボール
- 4 風船バレー
- 5 フライングディスク
- 6 カローリングボーリング
- 7 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	44.9	35
2	41.0	32
3	16.7	13
4	29.5	23
5	26.9	21
6	19.2	15
7	7.7	6

「ボッチャ」(44.9%)、「グラウンドゴルフ」(41.0%)の順に回答割合が高い。一方で「シットティングバレーボール」(16.7%)、「カローリングボーリング」(19.2%)との回答割合は、2割未満となっている。

問3 4 「障害者差別解消法」を知っていますか。

- 1 よく知っている。
- 2 ある程度知っている。
- 3 あまり知らない。
- 4 全く知らない。
- 5 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	2.8	14
2	12.6	62
3	34.6	170
4	45.1	222
5	4.9	24

「全く知らない。」(45.1%)、「あまり知らない。」(34.6%)の順に回答割合が高い。一方で「よく知っている。」(2.8%)、「ある程度知っている。」(12.6%)との回答割合は、1割となっている。

【問34で「1 よく知っている。」を選んだ人のみ回答】

問3 5 どのように「障害者差別解消法」のことを知りましたか。(複数回答可)

- 1 柳井市のホームページ
- 2 テレビ、ラジオ
- 3 民生委員・児童委員
- 4 家族、友人、知人など
- 5 サークルやクラブなど
- 6 インターネット
- 7 新聞などの広報誌
- 8 福祉員、福祉関係事務所の職員
- 9 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	28.6	4
2	57.1	8
3	14.3	2
4	14.3	2
5	0.0	0
6	50.0	7
7	35.7	5
8	14.3	2
9	28.6	4

「テレビ、ラジオ」(57.1%)、「インターネット」(50.0%)の順に回答割合が高い。一方で「サークルやクラブなど」と回答した人は、いなかった。

問36 自身を含め、あなたの御家族にひきこもり状態の方はおられますか。

- 1 いる。
 2 いない。
 3 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	4.9	24
2	90.0	443
3	5.1	25

「いない。」(90.0)との回答割合が最も高い。

【問36で「1 いる。」を選んだ人のみ回答】

問37 その方の年齢について。

- 1 10代 6 60代
 2 20代 7 70代
 3 30代 8 80代
 4 40代 9 90代以上
 5 50代 10 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)		回答 (%)	回答数 (人)
1	8.3	26	6	8.3	2
2	16.7	47	7	4.2	1
3	20.8	58	8	4.2	1
4	20.8	59	9	0.0	0
5	8.3	210	10	8.3	2

「30代」(20.8%)、「40代」(20.8%)の順に回答割合が高い。一方で「90代以上」との回答はなく、「70代」、「80代」(4.2%)となっている。

問38 ひきこもり状態の方にどのような支援を期待しますか。また、どのような支援をするのがいいと思いますか。(複数回答可)

- 1 当事者やその家族の相談相手
 2 相談先窓口や家族会等の情報提供
 3 当事者の居場所づくり
 4 就労、就学支援
 5 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	51.8	255
2	24.6	121
3	42.9	211
4	32.1	158
5	3.9	19

「当事者やその家族の相談相手」(51.8%)、「当事者の居場所づくり」(42.9%)の順に回答割合が高い。一方で「相談先窓口や家族会等の情報提供」(24.6%)、「就労、就学支援」(32.1%)の回答割合は、3割程度となっている。

問39 「生活困窮者自立支援制度」について知っていますか。

- 1 自身又は家族が利用している。
 2 利用していないが、制度の内容を知っている。
 3 聞いたことはあるが、内容までは知らない。
 4 聞いたことがない。
 5 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	1.2	6
2	12.0	59
3	48.8	240
4	33.5	165
5	4.5	22

「聞いたことはあるが、内容までは知らない。」(48.8%)、「聞いたことがない。」(33.5%)の順に回答割合が高い。一方で「自身又は家族が利用している。」(1.2%)「利用していないが制度の内容を知っている。」(12.0%)との回答割合は、1割となっている。

問40 再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)について知っていますか。(複数回答可)

- 1 よく知っている。
 2 ある程度知っている。
 3 あまり知らない。
 4 全く知らない。
 5 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	1.2	6
2	14.8	73
3	44.5	219
4	35.4	174
5	4.1	20

「あまり知らない。」(44.5%)、「全く知らない。」(35.4%)の順に回答割合が高い。一方で「よく知っている。」(1.2%)、「ある程度知っている。」(14.8%)の回答割合は、1割となっている。

問41 罪を犯した人が地域に戻る場合、その人に対してどのような再犯防止の支援が必要だと思いますか。(複数回答可)

- 1 住まいの確保
 2 就労支援
 3 経済的支援
 4 地域住民の声かけ・関わり
 5 罪を犯した人に対する支援ネットワーク(病院・学校・福祉施設や民間団体等)
 6 分からない。
 7 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	29.9	147
2	50.2	247
3	22.0	108
4	22.8	112
5	32.9	162
6	26.4	130
7	2.0	10

「就労支援」(50.2%)、「罪を犯した人に対する支援ネットワーク(病院、学校、福祉施設や民間団体等)」(32.9%)の順に回答割合が高い。一方で「経済的支援」(22.0%)、「地域住民の声かけ・関わり」(22.8%)の回答割合は、2割となっている。

6 情報関連について

問4.2 福祉制度などの情報をどのようにして得ていますか。(複数回答可)

- 1 柳井市のホームページ
- 2 広報やない
- 3 インターネット
- 4 新聞、広告や地域の情報誌
- 5 民生委員・児童委員
- 6 福祉関係事業所の職員
- 7 サークルやクラブなど
- 8 周防ケーブルネットでの市政情報番組「柳井市政だより」
- 9 テレビ、ラジオ
- 10 市からのお知らせ(チラシ、パンフレット)
- 11 自治会の回覧
- 12 家族、友人、知人
- 13 ほとんど得る機会がない。
- 14 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	16.7	82
2	61.2	301
3	14.0	69
4	12.2	60
5	1.4	7
6	2.8	14
7	1.4	7
8	3.9	19
9	20.1	99
10	20.3	100
11	36.2	178
12	14.6	72
13	13.8	68
14	1.4	7

「広報やない」(61.2%)、「自治会の回覧」(36.2%)の順に回答割合が高い。一方「ほとんど得る機会がない。」(13.8%)との回答割合は、1割となっている。

7 柳井市の健康福祉施策に関する取組について

問4.3 誰もが生き生きと安心して地域で暮らし続けるために、柳井市の健康福祉施策としてどのような取組が重要だと思いますか。(複数回答可)

- 1 保健や福祉に関する情報提供を充実させる。
- 2 身近な場所で福祉に関する相談ができる窓口を増やす。
- 3 公共の場のバリアフリー化を進める(高齢者、障がい者及び乳幼児の生活に不便な障害物の除去、階段に併設したスロープやスペースの広いトイレの設置、視覚障がい者向けの点字の設置など)。
- 4 緊急時や災害時に地域の中で助け合う仕組みをつくる。
- 5 人権を守る制度(成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など)の普及を図る。
- 6 地域活動・ボランティア活動の拠点を整備する。
- 7 地域活動・ボランティア活動を資金面で支援する。
- 8 地域での活動の中心となる人材を育てる。
- 9 障がいをもつ人の就労の支援をする。
- 10 サービスを提供する事業所を増やす。(高齢者、障がい者、子育て、介護)
- 11 健康づくり活動や健康教育を充実させる。
- 12 保健や福祉に関する関心が高められるような講座や行事を行う。
- 13 生活困窮者の自立支援に関する取組を充実させる。
- 14 現状のままでよい。
- 15 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	41.3	203
2	34.3	169
3	30.1	148
4	35.8	176
5	12.8	63
6	10.6	52
7	13.0	64
8	16.9	83
9	19.7	97
10	29.1	143
11	14.6	72
12	10.4	51
13	16.3	80
14	6.3	31
15	2.8	14

「保健や福祉に関する情報提供を充実させる。」(41.3%)、「緊急時や災害時に地域の中で助け合う仕組みを作る。」(35.8%)の順に回答割合が高い。一方で「現状のままでよい。」(6.3%)との回答割合は、1割に満たない。

8 地域福祉に関わる機関や団体、仕組について

問4.4 「柳井市社会福祉協議会」の活動について知っていますか。

- 1 よく知っている。
- 2 「柳井市社会福祉協議会」は、知っているが活動内容までは、知らない。
- 3 「柳井市社会福祉協議会」を知らない。
- 4 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	10.4	51
2	68.5	337
3	16.1	79
4	5.1	25

「柳井市社会福祉協議会は、知っているが活動内容までは、知らない。」(68.5%)との回答割合が最も高い。一方「柳井市社会福祉協議会を知らない。」(16.1%)の回答は、2割未満となっている。

問4.5 自地区(地域)の福祉員の活動内容(役割)を知っていますか。

- 1 よく知っている。
- 2 ある程度知っている。
- 3 あまり知らない。
- 4 全く知らない。
- 5 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	6.5	32
2	15.9	78
3	41.5	204
4	29.9	147
5	6.3	31

「あまり知らない。」(41.5%)、「全く知らない。」(29.9%)の順に回答割合が高い。一方「ある程度知っている。」(15.9%)、「よく知っている。」(6.5%)の回答割合は、1割となっている。

問46 あなたの地域に「地区社会福祉協議会」又は「地区社会福祉協議会と同様の団体」がありますか。

- 1 ある。
 2 ない。
 3 分からない。
 4 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	26.4	130
2	4.5	22
3	62.8	309
4	6.3	31

「分からない。」(62.8%)、「ある。」(26.4%)の順に回答割合が高い。一方で、「ない。」(4.5%)との回答割合は、1割未満となっている。

【問46で「1 ある。」を選んだ人のみ回答】

問47 地区社会福祉協議会又は同様の団体の活動内容(役割)を知っていますか。

- 1 よく知っている。
 2 ある程度知っている。
 3 あまり知らない。
 4 全く知らない。
 5 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	13.8	18
2	43.1	56
3	35.4	46
4	6.2	8
5	1.5	2

「ある程度知っている。」(43.1%)、「あまり知らない。」(35.4%)の順に回答割合が高い。一方で、「全く知らない。」(6.2%)の回答割合は、1割未満となっている。

【問46で「2 ない。」を選んだ人のみ回答】

問48 自地区の民生委員・児童委員の活動内容(役割)を知っていますか。

- 1 よく知っている。
 2 ある程度知っている。
 3 あまり知らない。
 4 全く知らない。
 5 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	18.2	4
2	40.9	9
3	22.7	5
4	9.1	2
5	9.1	2

「ある程度知っている。」(40.9%)、「あまり知らない。」(22.7%)の順に回答割合が高い。一方で「全く知らない。」(9.1%)の回答割合は、1割未満となっている。

問49 あなたの地域で「地区社会福祉協議会」又は「地区社会福祉協議会と同様の団体」の組織を作る必要があると思いますか。

- 1 あると思う。
 2 ないと思う。
 3 分からない。
 4 無回答

	回答 (%)	回答数 (人)
1	21.5	106
2	7.5	37
3	61.8	304
4	9.1	45

「分からない。」(61.8%)、「あると思う。」(21.5%)の順に回答割合が高い。一方で「ないと思う。」(7.5%)の回答割合は、1割未満となっている。

問50 社会福祉協議会の福祉サービスや地域福祉活動の情報をどのように得ていますか。(複数回答可)

- 1 柳井市社会福祉協議会のホームページ
 2 柳井市社会福祉協議会 広報「柳井市社協だより」
 3 LINE
 4 情報を得る方法を知らない。
 5 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	8.1	40
2	57.3	282
3	0.8	4
4	28.3	139
5	2.8	14

「柳井市社会福祉協議会広報 「柳井市社協だより」」(57.3%)、「情報を得る方法を知らない。」(28.3%)の順に回答割合が高い。一方で「柳井市社会福祉協議会のホームページ」(8.1%)、「LINE」(0.8%)の回答割合は、1割未満となっている。

問51 今後、柳井市社会福祉協議会に力を入れて欲しい活動は、どれですか。（複数回答可）

- 1 地域での高齢者や子ども、障がい者の見守り
- 2 地域活動のための人材育成
- 3 活動やイベントを通じた地域交流を図る
- 4 子育て支援に関する仕組み
- 5 高齢者や障がい者のための生活援助サービス
- 6 高齢者や障がい者の社会参加・生きがいづくり
- 7 サロン等の介護予防に対する取組
- 8 地域で行われている活動のPR
- 9 地域での住民座談会
- 10 ボランティアセンターの充実や活動拠点の提供
- 11 福祉に関する研修、講座の実施
- 12 食糧支援等の支援活動
- 13 その他

	回答 (%)	回答数 (人)
1	45.5	224
2	22.2	109
3	14.0	69
4	23.6	116
5	38.6	190
6	24.4	12
7	8.3	41
8	16.5	81
9	5.5	27
10	9.8	48
11	8.9	44
12	11.6	57
13	4.1	20

「地域での高齢者や子ども、障がい者の見守り」（45.5%）、「高齢者や障がい者のための生活援助サービス」（38.6%）の順に回答割合が高い。一方で、「地域での住民座談会」（5.5%）、「サロン等の介護予防に対する取組」（8.3%）の回答割合は、1割未満となっている。

令和4年度 地域福祉の推進に関するアンケート結果報告書

柳井市健康福祉部社会福祉課

4 第Ⅲ期計画の成果

第Ⅲ期計画の主な成果は以下のとおりです。

活動目標1 地域の底力・教育力を高めよう（人づくり）

住民の日頃からの生きがいづくりや健康づくりなどをはじめ、福祉意識の高揚や福祉活動への住民参加の促進、福祉教育・人権教育の推進に取り組みました。

取組状況

- 子育てや食育に関する講座を実施しました。
（平成30年度 37回、令和元年度 29回、令和2年度 21回、令和3年度 18回）
- 生活習慣病予防のための教室を実施しました。
（平成30年度 65人、令和元年度 76人、令和2年度 33人、令和3年度 39人）
- 地域ごとに人権教育研修会を開催しました。

活動目標2 地域でつながり支えあおう（地域づくり）

地域における関係組織（団体、企業、福祉施設等）の相互連携の強化など、地域の住民や団体による安心して生活できる地域づくりを推進しました。

取組状況

- やない市民活動センターの利用の推進のために広報誌交流プラスを発行しました。
（年6回）
- やない市民活動センターの利用促進に取り組みました。
（令和元年度 118団体・3個人、令和2年度 114団体・3個人、令和3年度 119団体・3個人）

活動目標3 福祉サービスを利用しやすい環境をつくろう（環境づくり）

相談体制と情報提供体制の充実、安心して利用できる福祉サービスの提供、利用者の保護と支援に取り組みました。

取組状況

- 市は、無料法律相談を実施しました。
（平成30年度 85件、令和元年度 92件、令和2年度 65件、令和3年度 80件）

○健康相談の日（毎週月・水・金）、乳幼児健康相談・栄養相談（毎月1回）・こころの相談会（毎月1回）を実施しました。※こころの相談会：令和2年度廃止
（平成30年度 1,923人、令和元年度 1,983人、令和2年度 2,027人、令和3年度 1,307人）

○平成31年2月に子育て世代包括支援センター「やなでこ」を開設し、相談会を実施しました。
（令和元年度 438人、令和2年度 434人、令和3年度 446人）

○平成30年度より生活困窮世帯に対し、生活困窮者自立支援相談を実施しました。
（平成30年度 新規相談件数 38件、令和元年度 新規相談件数 28件、令和2年度 新規相談件数 79件・住居確保給付金 2件、令和3年度 新規相談件数 60件・住居確保給付金 2件）

活動目標4 安心・安全に暮らせるまちをつくろう（福祉のまちづくり）

防犯・防災に備える安全対策の充実や要援護者の支援体制の整備、生活交通手段の援助に取り組みました。

取組状況

○防災出前講座を実施しました。

（平成30年度 30回 931人、令和元年度 15回 345人、令和2年度 8回 150人、令和3年度 13回 388人）

○自主防災組織の結成促進と活動支援を行いました。

（平成30年度 自主防災組織 50組織 54自治会、令和元年度 57組織 61自治会、令和2年度 59組織 63自治会、令和3年度 64組織 72自治会）

○避難行動要支援者名簿の作成と制度の周知に努めました。

○予約制乗り合いタクシーの実施を行い、地域内交通の取組を行いました。

（日積（平成26.10～）、大島（令和2.10～）、伊陸、阿月（令和4.10～））

○高齢者福祉タクシー、障がい者（児）タクシーの助成を行いました。

（平成30年度 高齢者 697人・障がい者（児） 390人、令和元年度 高齢者 694人・障がい者（児） 359人、令和2年度 高齢者 648人・障がい者（児） 359人、令和3年度 高齢者 679人・障がい者（児） 364人）

第3章 計画の基本目標と活動目標の基本的な考え方

1 基本目標

(1) 計画の基本目標

「自分らしく 健康でいきいきと暮らしていけるまち・柳井 ～住民パワーで安心・安全のまちづくり～」を引き続き本計画の基本目標とします。地域住民等と市、市社会福祉協議会が協働し、第Ⅲ期計画で取り組んできた施策に加え、社会の変化、法改正等を反映した施策を展開していきます。

(2) 高齢者福祉について

高齢者福祉に関することは、柳井市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画のとおりとします。

(3) 障がい者福祉について

障がい者福祉に関することは、柳井市障害者福祉計画、柳井市障害福祉計画及び柳井市障害児福祉計画のとおりとします。

(4) 児童福祉について

児童福祉に関することは、柳井市子ども・子育て支援事業計画のとおりとします。

2 活動目標の基本的な考え方

基本理念と基本目標を実現するため、3つの活動目標を設定します。

活動目標1 地域を支える人づくり

地域福祉を充実させるためには、地域の互助活動を担う人材が重要です。地域住民が積極的に地域活動やボランティア活動に参加できるよう、意識啓発・人材育成に努めます。

ライフスタイルが多様化・複雑化し、地域には、様々な人が暮らしています。年齢や健康状態、障がいの有無、価値観など様々な「違い」を乗り越えて地域住民一人ひとりがお互いに尊重し合えるよう、福祉教育、人権教育に取り組みます。

活動目標2 支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり

ユニバーサルデザインに配慮した、だれもが使いやすい環境整備によるまちづくりを進めます。

災害時に被害を軽減するためには、日頃からの備えと地域の力が不可欠です。

地域での防災意識の啓発や防災訓練、支援が必要な方の名簿の作成を行い、大災害に備えます。

高齢者や障がいのある人、子どもなど、分野ごとの公的な福祉サービスの一層の充実を図り、関係機関と連携し、支援が必要な人を必要な支援につなげる包括的な支援体制の充実を図ります。

また、地域の課題解決に向けた地域内の調整や関係機関とのつなぎ役としての生活支援コーディネーターの配置に取り組みます。

自治会をはじめ、自主防災組織や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、子ども会、ふれあい・いきいきサロン実施団体、ボランティア団体等の活動を支援します。

地域住民やボランティア、各種団体が活動の場として集える機会や拠点づくりを支援し、住民同士のつながりやふれあい、世代を超えた交流を推進します。

活動目標3 支援のしくみづくり

地域住民一人ひとりが自分にとって必要な福祉サービスを受けることができるよう、情報提供・相談・支援体制を整えるしくみづくりを行います。

支援が届きにくい人や子育て支援の充実等に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活交通手段についての支援・研究を行います。

3 施策体系

活動目標	基本施策	取組の方向
1 地域を支える人づくり	① 福祉意識の醸成	市民に福祉活動への理解向上の啓発を図る
	② 地域福祉の担い手づくり	ボランティア活動・地域活動などへの参加を促し、地域社会で活躍できる人材の育成や活動の機会を提供すると共に、高齢者の健康増進や仲間づくり活動を支援する
	③ 福祉教育と人権教育の推進	福祉教育等に関する啓発活動を行う
2 支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり	① だれもが生活しやすい環境づくり	だれもが自分らしく安心して生活し、活躍できる地域環境の整備を行う
	② 災害時における支援体制の整備	避難行動要支援者名簿作成等の整備を行い、個別避難計画の作成に努める
	③ 包括的な支援体制の整備	地域における複合課題や制度の狭間の問題に対して、既存の組織を越えた研究・検討・支援を行う
	④ 地域交流の促進と拠点づくり	地域交流の促進と拠点づくり、サロン活動の担い手のスキルアップ及び後継者の育成及び地域における活動拠点の確保、充実を図る
3 支援のしくみづくり	① 相談体制の充実	気軽に相談できる支援体制の整備を図る
	② 支援が届きにくい人への支援	生活困窮者やひきこもり状態にある人など支援を必要とする人を適切な支援に結びつける体制を強化し、犯罪をした人が社会の中で更生できる仕組みの強化を行う
	③ 子育て支援の充実	子育て世帯を対象に子育てしやすい環境等の支援を行う
	④ 利用者の保護と支援	日常生活自立支援事業の周知とともに、成年後見制度利用促進基本計画に沿って支援に取り組む
	⑤ 生活交通手段の確保に向けた支援	交通弱者に対する支援・手法の研究を行う

第4章 地域福祉計画 活動目標と具体的取組

活動目標Ⅰ 地域を支える人づくり

基本施策 Ⅰ-① 福祉意識の醸成

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少の進行、核家族化や単身世帯の増加等により、全国的に近所づきあいが低下し、地域におけるつながりの希薄化が進んでいます。

市民アンケート調査で、近隣住民との関わりについて、ある程度あいさつなどの付き合いがあるとの結果とともに、近所の方の支援でうれしかったことは、安否確認の声かけ・見守り、日常的な話し相手が上位を占める結果となっています。

一方で、地域には、様々な生活上の課題を抱え、支援や配慮を必要とする人がいます。こうした地域の課題に対応し、地域福祉を推進するためには、近所づきあいからはじまる互助の取組を進めるとともに、地域の生活課題を「我が事」として考え、主体的に福祉活動に参画する意識の醸成が必要です。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
地域住民向けに健康に関する情報を得る場の提供	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続実施</div> 健康に関する講座を実施（年65回程度） （健康増進課）
地域活動情報を提供し、地域福祉に対する住民の関心や支えあいの意識を深め、実践的な地域活動につながるよう啓発に努める	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</div> 広報やないや各地区広報誌の中で地域活動の周知を行う（随時）
高齢、障がい、子ども、生活困窮など、全ての人が生きがいをともにつくり、地域で支えあい、生活を支える仕組みが機能するよう働きかける	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</div> 「あいサポート運動」等の周知（随時） （社会福祉課） 地域住民や地域の多様な主体が参画し、つながりを創る「地域共生社会」を目指す

基本施策 Ⅰ-② 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

超高齢社会にある本市で、支援の必要な高齢者が住み慣れた地域で可能な限り安心して快適に在宅で生活するためには、介護保険制度や各種福祉制度など公的な支援（フォーマルサービス）の他、地域住民やボランティアが行う見守りやごみ出しなど住民の互助による軽度な生活支援（インフォーマルサービス）が求められています。

市民アンケート調査では、地域での活動に参加していない人の割合が3割近くいる一方で、「清掃などの環境美化活動」や「盆踊りや文化活動」などに参加される方もおり、地域活動などに関心のある人が多いことが伺えます。また、生活上の問題については、家族や友人・知人に相談する人が多い状況です。

今後は、地域の福祉活動やボランティア活動を推進する担い手の育成や、個々の生活課題を集約し、地域の課題を発掘・抽出するとともに、多様な生活支援ニーズとボランティアをマッチングするコーディネーターを養成することが必要です。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
ボランティアや各団体の交流会や活動発表の場を提供	新規 市民活動団体等数 令和3年度 119団体、個人 3人 (地域づくり推進課)
自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ等の団体を地域住民に紹介・周知を実施	新規 団体の役割について、様々な機会をとらえ、紹介・周知に努める

基本施策 Ⅰ-③ 福祉教育と人権教育の推進

【現状と課題】

地域には、子どもや高齢者、障がい者、外国人など様々な人が暮らしており、地域のすべての人がその一員として、その人らしく、いきいきと暮らしていくためには、互いに尊重し合いながら支えあう意識を育むとともに、福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切です。

人と人とのつながりが希薄化する中、地域行事や活動への参加者の減少や担い手不足などにより、地域活動が衰退し、地域で支えあう力が弱まっていることが懸念されています。このようなことから、市民の主体的な活動を促しながら地域コミュニティの活性化を図り、地域の中で助け合い、支えあう体制の再構築に向け、地域団体の活動を支援する取組が必要となります。

さらに、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域住民のつながり・支え合いに多大な影響を及ぼし、ボランティアや地域の活動に制約をもたらしています。このため、「新しい生活様式」を実践しながら創意工夫のある活動が求められています。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
自治会長集会等における人権教育等の実施	継続実施 (人権教育室)
ボランティア団体等の活動の支援	公共施設利用など

活動目標2 支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり

基本施策 2-① だれもが生活しやすい環境づくり

【現状と課題】

人口減少、少子高齢化が進行する中で地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を確保し、だれもが安心して暮らし、また、年齢、性別、人格、個性や特性を尊重し合いながら共生し、それぞれが自分らしく生活できるまちづくりが必要です。

市内の刑法犯罪認知件数が減少する一方、インターネットや情報機器の急速な普及によりサイバー犯罪や高齢者を狙ったうそ電話詐欺など悪質・巧妙化する犯罪に巻き込まれる事案が増加しています。

だれもが安心・安全に暮らし続けられる環境の整備や取組が必要です。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
関係機関と連携した地域の安心・安全を守る取組の推進	新規 防犯活動等の支援 登下校時の見守りボランティア等
悪質商法やうそ電話詐欺防止のための啓発活動や見守り体制の充実	新規 柳井市消費生活センター等との連携
「やまぐち障害者等専用駐車場利用者証制度」の促進	新規 「やまぐち障害者等専用駐車場利用者証」受付窓口 (社会福祉課、高齢者支援課、健康増進課)

基本施策 2-② 災害時における支援体制の整備

【現状と課題】

近年、地震や台風、大雨などの大規模な自然災害が数多く発生し、地域での支えあいの必要性が高まり、日常的なつながりや災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。

また、災害時に通常の避難所での避難生活が困難な人のために開設する福祉避難所の指定を進めるとともに、日頃から地域防災について話し合う機会を設け、防災訓練などへの参加や啓発のためのあいさつ、声掛けをする体制の整備が求められています。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
防災講習会等を通じた防災知識の普及・啓発と情報提供	<p>継続実施</p> <p>防災講習会等開催数 令和3年度 年17回 → 令和8年度 年30回</p> <p>(危機管理課)</p>
自主防災組織の結成促進と活動支援	<p>継続実施</p> <p>自主防災組織団体数 令和3年度 64団体 → 令和8年度 100団体</p> <p>(危機管理課)</p>
避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成と制度の周知	<p>継続実施</p> <p>広報やない・ホームページ等での周知</p>

基本施策 2-③ 包括的な支援体制の整備

【現状と課題】

少子化・高齢化、人口減少が進むと同時に、共働き世帯の増加など家族の在り方が変化し、福祉に関する課題も多様化しています。

従来の高齢者や障がい者、児童といった専門分野ごとに取り組んできた支援では対応しきれない課題も出てきており、認知症のある高齢者と生活する家庭やひとり暮らしの高齢者の増加、ひとり親家庭等で悩みや問題を抱える家庭が地域で孤立することが懸念されています。

市民アンケート調査では、高齢者や障がいのある人、子どもの健全な育成に対する意見として、認知症のある高齢者や障がいのある人に対する理解や協力、地域による見守りやあいさつ運動など、地域で取り組める活動も求められています。

このため、地域の各組織・団体がお互いの役割を尊重し、行政との連携を図りつつ、お互いを思いやる「やさしさ」で地域を見守り、支援する体制の強化が必要で、福祉に係る部署に限らず市全体で連携を図り、市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、コミュニティ組織等と協働して、包括的に支援ができる体制の整備が求められています。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
複合的な課題や「制度の狭間」にある課題の解決に向けた各関係機関のネットワークづくりの促進及び地域で支えることのできる体制の整備	新規 ・ ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組を促進し、公的福祉サービスだけでは解決できない課題への対応の強化を図る ・ 地域の互助意識の向上を図ることを目的とした講座や研修会等の開催
生活困窮者自立支援事業の円滑な実施	新規 生活困窮相談数 令和3年度 60件 (社会福祉課)

基本施策 2-④ 地域交流の促進と拠点づくり

【現状と課題】

地域で住民同士が交流したり、様々な団体が活動したりするためには、それぞれの地域における社会資源を有効に活用しながら、地域福祉活動の拠点を作っていくことが必要です。やない市民活動センターが設置されている柳井市文化福祉会館をはじめ各地区の公民館、小・中学校など地域の公共施設、自治会の集会所などは、高齢者・障がい者・児童等の「交流の場」等の活動拠点として活用することができます。より活発な地域活動や地域での見守りが行えるよう、今後も身近で利用できる場を増やしていくことが求められています。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
やない市民活動センターの利用の推進	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続実施</div> 広報誌交流プラスを発行（年6回）
公共施設を地域の場として、積極的活用の促進	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</div> 各施設利用者数の増加
地域住民が主体的に介護予防等の活動を行う「通いの場」等を活用した住民同士の交流・孤立防止の取組支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</div> 地域介護予防活動支援事業 令和3年度2団体 153人 → 2団体 450人（高齢者支援課）

◎地域福祉活動の拠点として活用されている公共施設の一部を紹介します。

○西福祉センター 柳井市柳井4823番地2

人権問題に対する理解と認識を深めるための啓発活動、教養・文化講座の開設等、広く地域住民が利用できる開かれたコミュニティセンターであり、隣保館、老人憩いの家が併設された施設です。会議室、和室、調理実習室ほか

○柳東文化会館 柳井市柳井1029番地

柳東地区にある市民の文化生活の向上及び住民福祉の増進に貢献することを目的として設置された施設です。大ホール、和室、調理室ほか

○伊保庄北文化会館 柳井市伊保庄4864番地18

伊保庄小田地区にある市民の文化生活の向上及び住民福祉の増進に貢献することを目的として設置された施設です。大会議室、和室、調理室ほか

活動目標 3 支援のしくみづくり

基本施策 3-① 相談体制の充実

【現状と課題】

福祉などに関する相談は、市の窓口や子育て支援センター、地域包括支援センター、福祉サービス事業所等で実施しています。

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の世帯、生活困窮者など、様々な支援を必要とする人がいます。特に、複数の問題を抱える人や相談したい内容が不明確な人、虐待のおそれがある人などは、相談内容から課題を分析し、適切な支援につなげていく必要があります。

また、従来の福祉制度やサービスの狭間となる人は、課題の発見が遅れる可能性が高いことから、早期の発見により問題が重症化する前に対処する必要があります。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
無料法律相談の実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続実施</div> 月 1 回 (市民生活課)
心身の健康に関する相談ができるよう保健センターにおいて、成人や妊産婦、乳幼児の健康相談事業の実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続実施</div> 健康相談の日 (毎週月・水・金) 乳幼児健康相談・栄養相談 (毎月 1 回) (健康増進課)
高齢者や障がいのある人、生活困窮者、複雑化・複合化した課題を抱える世帯など、様々な支援を必要とする人を、必要な支援や福祉サービスにつなげる包括的な相談体制の整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</div> ・高齢者の総合窓口相談件数 令和 3 年度 750 人 高齢者支援課 (地域包括支援センター) ・障がい者の相談件数 令和 3 年度 208 人 社会福祉課 (相談支援事業所へ委託)
高齢者や障がいのある人などに対する相談機能の強化	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</div> どこに行けば相談できるのかなど、市民や地域へ相談窓口の PR 促進 (高齢者支援課、社会福祉課)

【現状と課題】

生活困窮者やひきこもり状態にある人、ひとり親家庭など、支援を必要とする人を適切な支援に結びつける体制の強化が必要です。

社会情勢が変化する中で、老老介護やヤングケアラー、生活困窮（ひきこもりを含む）、ひとり親家庭などといった複雑化・複合化した生活課題を背景とする虐待や社会的な孤立が問題となっています。

こうした表面化しにくい問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、関係機関等と連携した一層の取組が求められています。

令和3年3月に本市においても、犯罪を犯した者等が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰できるよう、本市が取り組む施策の方向性を明らかにすることを目的とし、「柳井市再犯防止推進計画」を策定しました。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
自立相談支援事業・住居確保給付金の実施	継続実施 (社会福祉課)
相談窓口の地域住民への周知	継続実施 広報やない・ホームページ等での周知
虐待防止に対応するネットワークづくりの推進	新規 高齢者や障がいのある人等への虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の一元管理や関係機関との緊密な連携体制の整備を図ります (高齢者支援課ほか)
社会的な孤立を防ぐための支援	新規 生活困窮世帯に対しては様々な差別や偏見を解消したうえで、経済的にも、社会的にも自立ができる環境づくりに努めます (社会福祉課)

基本施策 3-③ 子育て支援の充実 新規

【現状と課題】

本市においても、「柳井市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めています。

現状は、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の増加による共働き家庭の増加、子どもの貧困問題、ひとり親家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化により子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

そのためニーズに沿った支援を必要とする子どもなどへの支援の充実や安心・安全なまちづくりの推進などが求められています。

平成31年2月1日から妊娠・出産・子育て期におけるワンストップサービス窓口として一人ひとりに応じた切れ目のない支援サービスを提供するため柳井市子育て世代包括支援センターを開設しております。

また、令和4年4月1日から本市の機構改革により、子育て支援体制の強化を図るため「こどもサポート課」を新設しております。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子育てに関する情報を得る場の提供	継続実施 子育てや食育等に関する講座を実施（年25回程度） （健康増進課）
利用者支援事業の実施	新規 子育て家庭が時期や必要性に応じて切れ目なく支援やサービスを受けて、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います 柳井市保健センター（やなでこ相談室） （健康増進課）
子どもに関する相談体制の充実	新規 家庭における子どもの養育や子どもを取り巻く家庭の人間関係など相談に応じ、関係機関との緊密な連携体制の整備を図ります （こどもサポート課）

基本施策 3-④ 利用者の保護と支援

【現状と課題】

住み慣れた地域でその人らしい生活を送るためには、その人の尊厳や権利が守られ、尊重されることが重要です。

近年は、少子化や核家族化など、社会構造の変化により、自分らしい生き方を適切に選択、継続するための身元保障や金銭管理などについて、親族から支援が受けられない人が増加しています。

また、高齢化社会の進展に伴い、成年後見制度の利用が必要な人が増えているものの成年後見制度が十分に認知されておらず、利用が進んでいない状況にあり、判断能力に不安のある人が適切に諸制度を利用できる仕組みづくりが必要です。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
権利擁護体制の充実と成年後見制度の周知・利用促進	<div data-bbox="847 846 911 887" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</div> <p>高齢や障がいのある人等で判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する成年後見制度の利用を推進する (高齢者支援課、社会福祉課)</p> <div data-bbox="847 1227 975 1267" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続実施</div> <p>ホームページ等での周知 民生委員児童委員協議会での周知(年1回)</p>
「柳井市成年後見制度利用促進基本計画」のもと、成年後見制度の普及啓発と利用促進に向けた取組と支援	<div data-bbox="847 1471 975 1512" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続実施</div>

基本施策 3-⑤ 生活交通手段の確保に向けた支援

【現状と課題】

高齢者も障がいのある人も不自由なく外出ができ、それぞれの能力を活かしながら、積極的に社会参加できる環境をつくるため、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりが求められています。

日々の買い物や医療機関の受診のための公共交通などの移動手段の確保やサービスについての対策を検討する必要があります。交通弱者である高齢者などの移動手段の確保については、あらゆる場で意見があることを承知しています。

今後も高齢化・核家族化の傾向は、続くものと推測され、生活交通手段の確保対策について、取組を進めていく必要があります。

具体的な施策等の取組

施策等の取組内容	目標指標等
高齢者などの移動手段の研究	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続実施</div> 柳井市地域公共交通会議の中で研究・検討を行う (商工観光課)
高齢者おでかけサポート事業の実施、障がい者(児)福祉タクシーの助成	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> 高齢者のバス・タクシー・へぐりの利用助成を行う <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続実施</div> 障がい者(児)福祉タクシーの利用助成を行う (高齢者支援課、社会福祉課)

第5章 柳井市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な人の権利を保護し、財産管理や日常生活における法律行為を支援するための制度です。

近年の高齢化の進展により、認知症や単身世帯の高齢者、家族の支援を受けられない障がい者が増加しており、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。この中で、成年後見制度は、権利擁護支援における重要な役割を果たしており、介護保険サービスや障害福祉サービスとともに高齢社会を支える「車の両輪」として位置づけられています。

しかし、当該制度の利用状況については、認知症高齢者などの潜在的に制度利用が想定されている人のうち、一部の人の利用にとどまっています。この理由としては、意思決定支援や身上保護における本人の意思尊重よりも財産保全が重視されてきたことや、制度自体の使いにくさが指摘されており、必要な人に制度が利用されていない可能性があることから、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善が強く求められています。

こうした状況に対応していくため、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村計画の策定が努力義務となりました（同法第14条第1項）。そして、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画により、市町村が福祉的な観点から成年後見制度の運営に関与していくことが国の方針として示され、令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、市町村の役割や優先的に取り組む事項がより具体的に示されました。

これらを踏まえ、本市では「柳井市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できる環境を整備していくため、地域課題の解決に向けた取組を進めます。

2 現状と課題

令和7年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となるなど、今後数年で社会の高齢化は一層進展し、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズは増大していくことが見込まれています。

一方、本市における成年後見制度の認知度は十分とは言えず、今回のアンケート調査においても6割を超える人が「聞いたことはあるが、内容までは知らない」「聞いたことがない」と回答しています。また、高齢者や障がい者の権利擁護支援については、担当者が個別ケースごとに適宜対応している状況にあり、成年後見制度の利用促進を組織的かつ計画的に遂行していくための体制は整備されていません。

このため、本市においても国の基本計画の内容を勘案しながら、地域の実情に即した支援体制の構築や制度周知に取り組み、来るべき時代に備えていく必要があります。

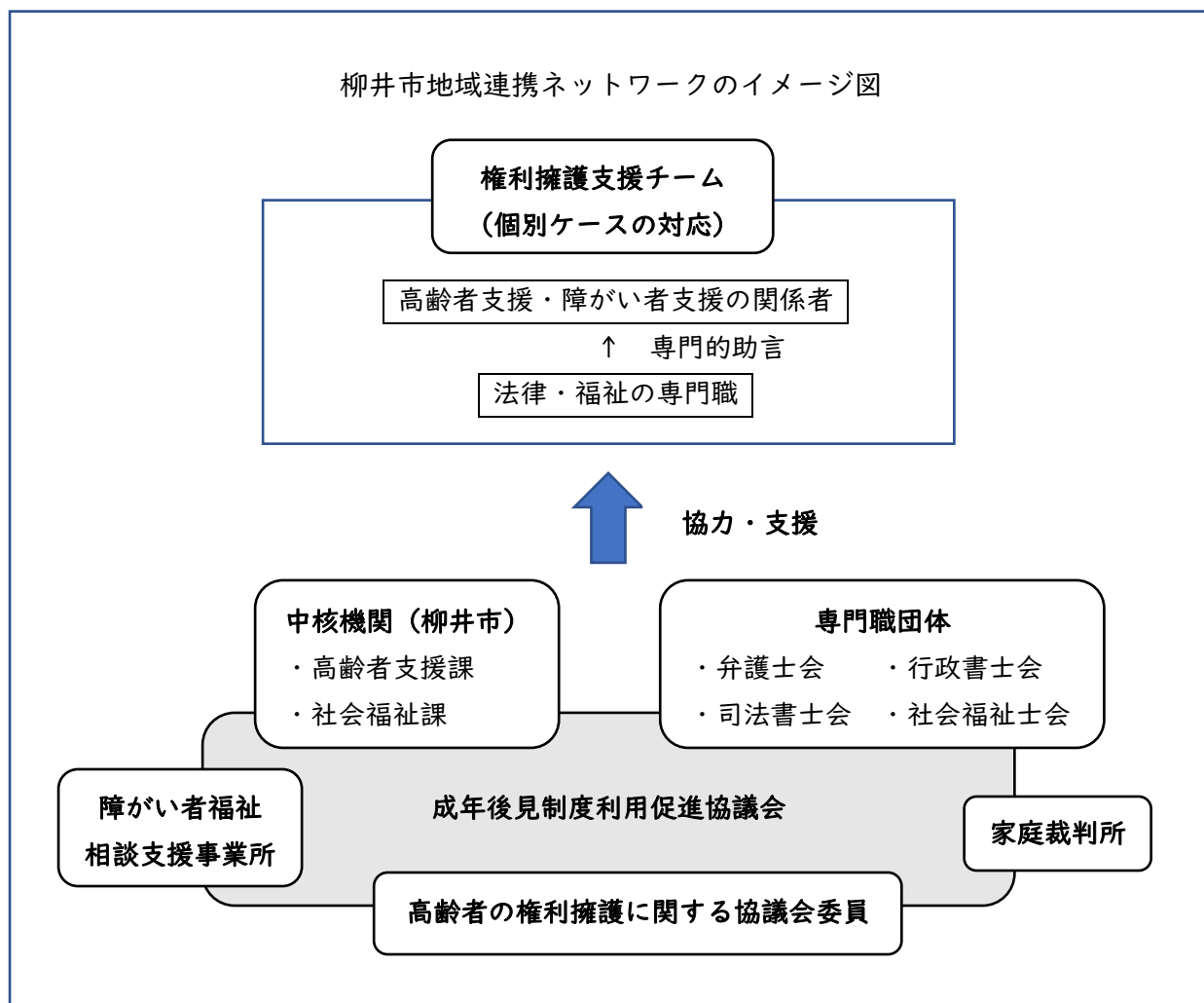
3 具体的な取組

(1) 地域連携ネットワークづくり

- ア 高齢者支援課及び社会福祉課を中核機関に位置づけ、相談支援や広報活動を行うとともに、協議会の運営や地域連携ネットワークの整備に取り組みます。
- イ 既存の高齢者の権利擁護に関する協議会を活用して、「成年後見制度利用促進協議会」を設置し、関係機関の連携強化を図ります。
- ウ 権利擁護支援チームの形成に向けて、高齢者支援や障がい者支援の関係者（既存の支援チーム）が法律・福祉の専門職による助言を受けられる体制を整備します。

(2) 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

- ア 虐待事案への対応や身寄りのない人・身寄りに頼れない人の支援においては、市長申立てを積極的に活用します。
- イ 収入や資産の状況により、成年後見人等に対する報酬を支払うことが困難な人に対しては、市長申立て以外の事案についても報酬費用の助成を行います。
- ウ 国による成年後見制度や報酬助成事業の見直しの動向を注視し、必要な制度改善に取り組みます。



第6章 地域福祉活動計画 活動目標と具体的取組

第Ⅲ期計画の評価

地域福祉活動計画第Ⅲ期の各基本目標の実施状況を整理するため、担当職員・管理職により内部評価を行いました。達成度については以下のとおりです。

記号	説明	達成項目
◎	目標を達成し、効果、成果を上げることができた。	4項目
○	ある程度達成できた。(進行中も含む)	16項目
△	取り組んだが、あまり効果がなかった。	5項目
×	取組を進めることが困難だった。	0項目

【活動目標1】地域の底力・教育力を高めよう(人づくり)

基本施策	実施計画		達成度
	取組内容	具体的な事業 (目標指標等)	
住民の意識啓発と社会参加	高齢者や障がい者等の生きがいを高めるイベントやボランティア活動への理解と参加を促すためのイベントを実施	福祉の市の開催(年1回)	○
		ボランティアまつりの開催(年1回)	○
	福祉への理解と向上を目的に講演会・養成講座等を開催	サポーター養成講座の開催	○
福祉の輪づくり運動の推進	地域福祉活動の担い手である福祉員を対象に研修を実施	市全域の福祉員研修会(年1回)	◎
	高齢者や障がい者等の支援が必要な方への見守り活動を推進	支援を必要とする方に対し、地域の関係者の参加のもと、民生委員・児童委員と市社会福祉協議会の協働により、「ふれあいのネットワークづくり運動」を推進	○
福祉教育と人権教育の推進	ボランティア活動に参加しやすい環境をつくる	ボランティア体験講座を開催(年1回)	○

福祉教育と人権教育の推進	小中学生への福祉教育の推進	小学生を対象としたボランティアサマースクールを開催（年1回）	○
	福祉の出前講座を開催	手話講座、高齢者疑似体験、車いす体験等の出前講座の開催（年10回） 新型コロナウイルス感染防止対策により目標回数の開催ができなかった。	△

【活動目標2】地域でつながり支えあおう（地域づくり）

基本施策	実施計画		達成度
	取組内容	具体的な事業（目標指標等）	
つながりの場づくり	地域の中で気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン」を拡充し、利用促進を図る	サロンへの参加促進及び対象者の拡大 新規サロンの開設 （平成28年度31か所→令和4年度38か所） 目標指数を達成できていない。	△
		民間事業者と見守り活動について事例の共有、改善点の研究を行う （関係者会議 年1回）	○
	民間業者との見守り協力体制の充実を図る	協定締結事業者の拡大 （平成28年度35事業者→令和4年度60事業者） 目標指数を達成できていない。	△
地域福祉活動の拠点機能の充実	ボランティアグループの育成を支援し、ボランティアセンターの充実を図る	ボランティア体験講座の実施（年1回）	○
		ボランティアグループ連絡協議会交流会・研修会の実施（年1回）	○
		ボランティアまつりの開催（年1回）	○
包括的な支援体制の整備	包括的な支援体制の整備	分野を超えた意見交換会の開催（年1回）	○
	生活支援体制整備事業の実施	市内を13地区に分け順次事業を開始し、令和2年度末までに全地区で実施	△

		全地区で実施できていない。	
	地区社会福祉協議会との共同による地域づくりを図るため、意見交換会を実施	各地区年1回	○

【活動目標3】福祉サービスを利用しやすい環境をつくろう (環境づくり)

基本施策	実施計画		達成度
	取組内容	具体的な事業 (目標指標等)	
相談体制と情報提供体制の充実	市民が気軽に相談できる相談所の開設	心配ごと相談(月1回)	○
	高齢者、障がい者を優先に法律問題の初期相談に弁護士が応じる福祉無料相談の開設	福祉無料法律相談(月1回)	◎
安心して利用できる福祉サービスの提供	日常生活に困られている高齢者や障がい者の方に福祉に理解をもった地域の方が訪問し、お手伝いをするサービスを実施	有料在宅福祉サービス	○
		市社協だより、ホームページ等での周知	○
利用者の保護と支援	認知症の高齢者や、障がい者等で判断能力や日常生活に不安がある人を対象に、福祉サービス等の援助を行う	地域福祉権利擁護事業の実施	◎
		成年後見制度の利用と支援	◎

【活動目標4】安心・安全に暮らせるまちをつくろう (福祉のまちづくり)

基本施策	実施計画		達成度
	取組内容	具体的な事業 (目標指標等)	
災害時要配慮者・避難行動要支援者の支援体制の整備	災害時要配慮者の避難支援体制の整備	地区巡回訪問での救急医療情報キットの配布、緊急情報カードの活用と情報更新(年1回)	△
		緊急情報カードの定期的な情報更新ができていない。	
生活交通手段の確保	福祉車両(車いす乗車用)の貸し出し	市内在住の方で、身体上の障がいなどによって移動が一般車両では困難な方に車両を貸し出す。	○

活動目標Ⅰ 地域を支える人づくり

基本施策 Ⅰ-① 福祉意識の醸成

【第Ⅲ期の振り返りと成果】

基本施策の住民の意識啓発と社会参加では高齢者や障がい者等の生きがいを高めるイベントとして福祉の市やボランティア活動への理解と参加を促すためのボランティアまつりを開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度、3年度は各種行事が中止となりました。

新型コロナウイルス感染症の収束がみえない中ではありますが、障がいがある人ない人、ボランティア活動をしている人、していない人等多数の人が交流する機会は福祉意識の醸成に繋がります。感染対策を講じてこれらのイベントを開催していきます。赤い羽根共同募金は、社会福祉協議会や地域のボランティア団体・NPO等の活動を応援する募金として活動を展開してきました。地域福祉活動を推進していくため、赤い羽根共同募金をはじめとした募金や寄付制度への理解と関心を深め、寄付文化の醸成を図ります。

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
福祉情報の提供や地域福祉の啓発	広報誌（市社協だより等）やLINE等で福祉情報の提供 ぼらんていあ通信の発行
ホームページの改善と内容の充実を図る	ホームページのリニューアルと内容の充実
地域の様々な人が地域福祉活動に参加できるよう支援し、地域福祉活動の充実を図る	福祉の市【年1回】 ボランティアまつりの開催【年1回】
新規 赤い羽根共同募金運動等の推進	寄付の用途についての周知を図る

【地区社協にお願いしたい取組】

- ◇福祉活動の情報発信（地区社協だよりや公民館だより等）
- ◇福祉講演会の開催

基本施策 Ⅰ-② 地域福祉の担い手づくり

【第Ⅲ期の振り返りと成果】

第Ⅲ期では、基本施策を福祉の輪づくり運動の推進とし、地域福祉活動の担い手である福祉員を対象に研修を実施し、高齢者や障がい者等支援が必要な方への見守り活動を推進しました。全福祉員を一堂に会して開催していた福祉員研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は中止し、資料配布をもって研修に代えました。令和3年度は福祉員の役割や活動事例などを You Tube で配信し、またその内容を録画したDVDを貸し出すなどして研修を実施しました。令和4年度は地区ごとに少人数で開催し、地区によっては福祉員、自治会長、民生委員・児童委員の三者で地域の見守り活動についての情報交換を行いました。こうした情報交換は、福祉員の見守り活動の充実につながりました。また、ボランティアの担い手づくりとしてボランティア体験講座を開催し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みました。担い手が不足しているボランティア活動の把握に努め、ボランティア登録者を拡充して活動の継続につなげることができました。地域福祉の担い手やボランティアの高齢化が進む中、若い世代の参加が求められています。若い世代の方にも地域福祉活動やボランティア活動に参加してもらえるよう担い手づくりに取り組んでいきます。

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
重点 福祉員の育成に努め、地域内の活動者がお互いの活動を理解し、連絡体制を構築するための情報交換の場を設ける	地区単位で地区の実情に合わせ、関係者（福祉員、民生委員・児童委員等）との情報交換の場を設ける
	福祉員研修会の開催
ボランティア団体等の活動支援	ボランティアグループ連絡協議会研修会・交流会の開催【年1回】
ボランティア人材の発掘・育成	ボランティア体験講座の開催 【年1回】
	有料在宅福祉サービス事業協力会員入門講座の開催【年1回】

【地区社協にお願いしたい取組】

- ◇福祉員、民生委員・児童委員等との合同研修会の開催協力
- ◇ボランティア活動の支援

基本施策 Ⅰ-③ 福祉教育と人権教育の推進

【第Ⅲ期の振り返りと成果】

小学生を対象としたボランティアサマースクールや、中学生を対象とした地域ボランティア体験学習を実施したり、学校に向いて福祉の出前講座を行ったりして福祉教育の充実に努めました。福祉教育を進めていくことで、子どもたちが福祉の心を育み、児童生徒の自主的な活動につながるよう取り組みます。また、地域においても様々な年代、立場の方が地域福祉に関心を持ち、気軽に参加できるような取組を推進していきます。

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
福祉学習の支援を行う	ボランティアサマースクールの開催 (小学4～6年生)【年1回】 地域ボランティア体験学習の実施 (中学生)【年1回】
	車いす、疑似体験セット等の貸し出し
	職場体験学習の受け入れ(中学生) 資格取得のための実習生の受け入れ インターンシップの受け入れ
	総合的な学習やふれあい・いきいきサロンへ福祉出前講座講師の派遣

活動目標 2 支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり

基本施策 2-① だれもが生活しやすい環境づくり

【第Ⅲ期の振り返りと成果】

高齢者や怪我などにより介助が必要になった方に移動手段の確保として福祉車両や車いすの貸し出しをしました。今後も定期的に福祉車両の点検や車いすのメンテナンスを行い、安心してご利用いただけるよう努めます。また、障がい者等専用駐車場の利用が必要な方に「やまぐち障害者等専用駐車場利用者証」を発行するなどの受付窓口も継続していきます。

福祉車両利用者数

平成30	令和1	令和2	令和3
10人	10人	11人	11人

福祉車両延べ利用件数

平成30	令和1	令和2	令和3
36件	56件	105件	84件

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
介助を必要とする人に対する一時的な移動手段確保のための支援	福祉車両・車いすの貸し出し
新規 「やまぐち障害者等専用駐車場利用者証制度」の促進	「やまぐち障害者等専用駐車場利用者証」受付窓口

基本施策 2-② 災害時における支援体制の整備

【第Ⅲ期の振り返りと成果】

基本施策の災害時要配慮者・避難行動要支援者の支援体制の整備では、救急医療情報キットの配布を推進し、地区社協や民生委員・児童委員を通じて市内全域で救急医療情報キット等の配布ができました。今後、救急情報カードの情報を更新していくことが必要です。また、大規模な災害に備え、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの策定に取り組み、災害ボランティア事前登録を開始しました。いつ直面するかわからない災害に備え、災害ボランティア登録の呼びかけや災害ボランティア養成講座を定期的開催していくことが必要です。

災害ボランティア登録者数 個人 16人
団体 2団体 19人

(令和4年3月31日現在)

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
新規 災害時に備えたボランティアセンター設置運営訓練の実施	災害ボランティアの登録
	災害ボランティア養成講座の開催 【年1回】
新規 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの更新	定期的な更新を行う
自主防災組織の支援	避難訓練時の非常食等の提供

【地区社協にお願いしたい取組】

- ◇自主防災組織設置の協力
- ◇災害時の避難訓練の協力

基本施策 2-③ 包括的な支援体制の整備

【第Ⅲ期の振り返りと成果】

包括的な支援体制の整備では、生活支援体制整備事業と、地区社会福祉協議会との協働による地域づくりのための意見交換会を実施しました。生活支援体制整備事業は令和2年度中に市内全地区に第2層協議体を設置する計画でしたが6か所での設置に留まりました。未設置の地域と話し合いの機会を持ち、市内全域で第2層協議体の設置を目指します。協議体設置地区ではサポーターや、住民を対象としたサポーター養成講座を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度、3年度は各種行事が中止となりましたが、サポーター養成講座は感染対策を講じ、実施地区のほぼ全域で開催することができました。ちょっとした困りごとを地域住民のお手伝いで解決する仕組みづくりを推進していくため、継続して地域に出向きサポーター養成講座を開催します。

ふれあい・いきいきサロンについては、設置の拡充と利用促進を進めましたが、後継者がいないなどの理由から解散するサロンもあり設置数は増えていません。しかしながら、地区全体の地域住民を対象としたサロンは増加傾向にあります。また、民間事業者との見守り協力体制は、地域見守り活動関係者会議を行い、情報交換等を通じてよりきめ細かな見守り体制を構築します。

ふれあい・いきいきサロン設置数

平成30	令和1	令和2	令和3
31か所	31か所	31か所	32か所

ふれあい・いきいきサロン延べ参加者人数

平成30	令和1	令和2	令和3
4,443人	3,929人	1,766人	1,831人

民間事業者からの報告件数

平成30	令和1	令和2	令和3
15件	11件	5件	7件

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
新規 配食サービスによる高齢者の安否確認	地域見守り型配食サービスの実施
民間事業者との見守り協力体制の構築	地域見守り活動関係者会議の開催 【年1回】

地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員との協働による見守り活動の実施	救急医療情報キットの配布と情報の更新
地域課題解決に向けた懇談会の開催	地区社会福祉協議会との懇談会の開催【年1回】
重点 地域の関係者のネットワーク化を通じて助け合い、支えあいの地域づくりを構築	生活支援体制整備の推進
重点 生活支援コーディネーターによるニーズと課題解決に向けたマッチング機能の充実を図る	第2層生活支援コーディネーターの設置
高齢者や障がい者等で手助けを必要とされる方の家事を中心としたお手伝いを行う体制整備	有料在宅福祉サービス事業の促進
見守りや支援が必要と思われる人の見守り活動を行うためのネットワークづくりの推進	ふれあいのネットワーク事業の研究

【地区社協にお願いしたい取組】

- ◇地域見守り型配食サービスの協力
- ◇救急医療情報キットの配布と情報の更新
- ◇第2層協議体設置、運営協力
- ◇サポーター養成講座開催協力

※協議体

市全域の第1層と中学校区域の第2層があり、第1層は広域での支えあいのまちづくりについて、第2層は地域での助け合い活動の提案や取組について話し合う場として機能します。

基本施策 2—④ 地域交流の促進と拠点づくり

【第Ⅲ期の振り返りと成果】

地域交流の促進として気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン」の拡充や参加促進を図りました。サロンの担い手を対象に情報交換や研修会の開催、レクリエーション用具の貸し出しなどを行いました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり活動を中止したり、サロンの担い手の高齢化により解散したりするサロンが増えました。担い手の高齢化による活動維持が困難になった場合、関係者と検討していく必要があります。

ボランティアの拠点として、ニーズとボランティアをつなぐ機能をはじめ、体験学習、体験講座、ボランティア活動への支援を行うボランティアセンターを設置しています。ボランティアに関する相談窓口、ボランティア活動保険加入窓口を担っており、ボランティア団体・個人ボランティアの活動等の把握に努めました。ボランティアセンターが市民に気軽に利用してもらえるボランティア活動の拠点となるよう、機能の充実に努めます。また、ボランティアの高齢化が進む中、若い世代の担い手確保が求められています。若い世代の方に気軽に活動に参加してもらえるよう、世代間交流の促進が必要となっていることから、こうした三世代交流活動を支援していきます。

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
高齢者や、子ども、障がいがある人等、誰もが参加しやすいふれあい・いきいきサロンの開設、活動を支援する	ふれあい・いきいきサロン代表者交流会開催 【年1回】
	レクリエーション用具等の貸し出し
	活動経費の助成、ボランティア行事用保険の補助
世代間交流の促進を図る	三世代交流活動の支援
ボランティア活動の拠点として市民に気軽に利用してもらえる機能の整備を図る	ボランティアセンターの活性化

【地区社協にお願いしたい取組】

- ◇集会所や公共施設等を拠点としたふれあい・いきいきサロン交流活動の協力
- ◇レクリエーション用具等の貸し出し
- ◇活動経費の助成
- ◇若い世代と高齢者等の交流の場の開催

活動目標3 支援のしくみづくり

基本施策 3-① 相談体制の充実

【第Ⅲ期の振り返りと成果】

市民が気軽に相談できる心配ごと相談所と、高齢者、障がい者を優先に法律問題の初期相談に弁護士が応じる福祉無料相談所を月1回開設しました。コロナ禍ではありましたが、福祉無料法律相談には多くの方が予約申込をされ、相談に対応することができました。心配ごと相談は利用があまりないものの、地域の中では相談しにくい事案を相談できる場として心配ごと相談所の開設を継続してほしいという要望があります。引き続き、これらの相談所を開設していくとともに、広報やホームページで周知を図ります。

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
日常生活の中での心配ごと、悩みごと等の相談体制を整える	心配ごと相談所の開設【月1回】
高齢者、障がい者を優先とした法律相談体制を整える	福祉無料法律相談所の開設【月1回】

基本施策 3-② 支援が届きにくい人への支援 新規

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
低所得世帯への支援体制を整える	生活福祉資金、法外援護資金、高額療養費つなぎ資金等の貸付相談窓口
	生活困窮者、ひとり親世帯への食糧支援
子ども食堂、子どもの居場所づくり活動の支援	子ども食堂、子どもの居場所づくり活動実施に向けてのコーディネート、活動支援
コミュニケーション支援、情報弱者に対する支援を行う	手話通訳設置事業の実施
	情報弱者スマホ講座の開催【年1回】

基本施策 3-③ 子育て支援の充実 新規

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
子育て中のご家庭を対象に仕事と家庭の両立ができるよう支援を行う	やないファミリー・サポート・センター事業の実施

※やないファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員になり、センター事務局をその橋渡し役として、会員同士が子どもの世話を一時的に有料で援助しあう事業です。

基本施策 3-④ 利用者の保護と支援

【第Ⅲ期の振り返りと成果】

認知症や障がい者等で判断能力や日常生活に不安がある人を対象に、福祉サービス利用援助をはじめ、日常的金銭管理、書類等の預かり等のサービスを行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域福祉権利擁護事業を実施しました。金融機関や、居宅介護支援事業所を訪問し、事業の周知も行いました。また、権利擁護事業での支援が困難になった方に対し、支援が途切れることのないよう法人としての法人後見を受任しました。

地域福祉権利擁護事業相談件数

平成30	令和1	令和2	令和3
1,195件	1,240件	909件	858件

地域福祉権利擁護事業実利用者数

平成30	令和1	令和2	令和3
38人	38人	33人	36人

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
判断能力に不安のある人に対する福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援	日常生活自立支援事業の実施
	市と連携した成年後見制度への協力

基本施策 3-⑤ 生活交通手段の確保に向けた支援

【第Ⅲ期の振り返りと成果】

路線バスの廃止に伴い、地域内の交通手段確保についてどう解決していくか、課題解決のための検討会を開催し、地域内交通の実施に向けた取組をしている地区があります。こうした取組を支援するため、福祉車両の貸し出しをしました。地域内交通の実施に向けて今後も活動の支援をしていきます。

【第4期の具体的な取組】

取組の方向性	取組内容
地域内交通の実施に向けた取組の支援	福祉車両の貸し出し
	試行運転の経費助成

【地区社協にお願いしたい取組】

◇地区内の移動手段確保に向けた検討会の実施

地区懇談会のご意見から見える現状と課題

令和4年10月24日から11月29日にかけて各地区の代表者（地区社会福祉協議会、コミュニティ協議会、自治会連合会、民生委員・児童委員）等との第4期柳井市地域福祉活動計画策定に向けた懇談会を開催し、意見をお聴きしました。

地区名	日時	場所	参加者
日積	10月24日(月)	日積公民館 会議室	8人
阿月	10月28日(金)	阿月公民館 会議室	5人
余田	11月4日(金)	余田公民館 会議室	7人
大畠	11月7日(月)	大畠総合センター 1階娛樂室	4人
伊保庄	11月7日(月)	伊保庄公民館 2階会議室	5人
平郡東	11月8日(火)	平郡東公民館 多目的室	4人
平郡西	11月8日(火)	平郡西集会所	5人
新庄	11月11日(金)	新庄公民館 会議室	7人
伊陸	11月14日(月)	伊陸公民館 会議室	5人
柳井	11月29日(火)	柳井市総合福祉センター 4階大ホール	8人

1. 地区懇談会でのご意見

活動目標1 地域を支える人づくり

1-②地域福祉の担い手づくり

- ◎変容していく困りごとに対してサポートしていく人材を育成することが大切。
- ◎福祉員、自治会長などの研修会を大切にして、それぞれが気概を持って活動できるように人材育成に力を入れるべき。
- ◎福祉員について、3年の任期は難しい。福祉員の問題を理事会でも協議してほしい。
- ◎今後福祉員をどのようにするのか考えてほしい。
- ◎自治会長集会で民生委員・児童委員や福祉員などの役割を紹介する機会を設けることができればそれぞれの役割の認知度が広がる。
- ◎民生委員・児童委員として自分の住んでいない自治会の福祉員と話せるようになり、信頼関係ができてきてその自治会の様子を知ることができ、助かっている。
- ◎人づくりに力を入れていかなければならない。地域福祉の担い手づくり、人材の掘り起こしを行っていく必要がある。
- ◎担い手づくりに重点をおいて取り組んでほしい。5年後に福祉の担い手となる人を育成していく必要がある。
- ◎人材不足が問題。若い世代が進んで活動できるようにしなければならない。

◎自治会長がいろいろな役割を兼ねている。一人一役以上を担っているため負担は大きい。

活動目標2 支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり

2-②災害時における要配慮者支援体制の整備

◎災害については消防団が対応している。

2-③包括的な支援体制の整備

◎キットの中身の用紙に記入がされているのかが気になる。

◎キットは中身を更新しないと意味がない。

◎老人給食の関係者が集まり、情報交換をする場は大切。

◎生活支援については地域の課題や重要度、将来像を考えてから議論する必要がある。

◎生活支援体制整備事業の利用にあたっては、できることとできないことを説明して線引をしておくことが大切。

◎家の中に入って様子を見ることだけが見守り活動ではない。外観から洗濯物が干してあるか、ポストに郵便物が溜まっていないか等日頃から気にかけておくことが見守りになる。

◎近所づきあいの中で助け合っている状況もあり、そういったことを大切にしていかなければならない。

◎日頃の近所づきあいの中でのコミュニケーションが大切。

2-④地域交流の促進と拠点づくり

◎ふれあい・いきいきサロンについて、市社協が把握している以外に地域住民が集まって話をする場（サロン）は多くある。サロンの実態を把握したほうがいいのではないか。

◎ふれあい・いきいきサロンは、市社協の登録状況のみをみるのではなく、公民館や保健センター等で活動しているサロンなども含めて計画を考えた方がいい。

◎40代、50代の人を育成していかないといけないが、前向きな考えの人は少ない。できないのではなく、どのようにしたらできるか前向きに考える傾向にしていかなければならない。自分のやりたいこととマッチすると地域の行事でも参加者は多い。よいきっかけになると思う。同年代同士で仲間ができれば地域に対して関心を持ってもらえる。

◎学校がないため世代間交流が難しい。

活動目標3 支援のしくみづくり

3-①相談体制の充実

◎心配ごと相談は同じ地区内のよく知っている民生委員・児童委員に話づらいこともあるので残してほしい。

3-②支援が届きにくい人への支援

◎スマホ教室は大変良い取組だと思う。

3-⑤生活交通手段の確保に向けた支援

◎高齢者に乗り物の共通助成券が交付されているので今後流れを見て検討していきたい。

◎高齢者や障がい者など幅広く様々な方が住んでおり、移動手段についての困りごとがある。

2. ご意見から見える課題

地域のみなさまからは福祉員制度のあり方や、福祉員の確保についてまた、福祉員と民生委員・児童委員との連携についてのご意見が多くありました。自治会長が福祉員を兼務しておられ、1年で福祉員を交代されるため、役割が理解できていないまま任期を終えたり、民生委員・児童委員との連携の構築ができにくかったりするという地域が多くあり、こうした問題点を解決していく必要があります。コロナ禍で研修会等を開催できなかった年もありますが、そういった中でも市社協だよりやホームページ等を使って福祉員の活動を発信していくことも大切です。併せて、地域の支えあい活動を紹介するなど地域福祉活動の普及や啓発を行う必要があります。

また、現在地域福祉活動に携わっている人の高齢化が顕著になってきています。将来を見据えた若い方の福祉の担い手の育成が課題となっています。ボランティア体験講座やボランティアまつり、三世代交流事業等への参加を通じて若い世代の方にもボランティア活動や地域福祉活動に関心を持ってもらうきっかけをつくる必要があります。

生活支援体制整備事業では、市内12か所に第2層協議体を設置し、ちょっとした困りごとを地域住民の互助で解決するしくみづくりの推進を目標にしてきましたが、まだ6か所では第2層協議体が未設置となっています。地域でのちょっとした困りごとを解決する話し合いの場の必要性を感じておられる地域もあり、今後も第2層協議体の設置に向けて地域の方と協議していく必要があります。

ふれあい・いきいきサロンについては、市社協の登録以外でも少人数で活動を行っているサロンがあり、こういったサロンを把握し、孤立しがちな方にサロンの案内をしていくことが必要です。設置数にこだわることなく、人と人、人と社会がつながり孤立のない地域づくりをしていくことが求められており、高齢者や障がいがある人、子どもが集える居場所や活躍の場づくりを推進していくことが課題となっています。

地域福祉活動に関するアンケート

市社会福祉協議会では、「第4期柳井市地域福祉活動計画」の策定に当たり、地域福祉活動を進めていく上で必要な地区社会福祉協議会との連携や地域の現状を把握するためアンケートを実施しました。

◎調査対象

内 容	柳井市地域福祉活動計画第Ⅲ期の取組 地区社会福祉協議会が取り組む事業に関連する項目 18項目
回答者	地区社会福祉協議会 計14地区 内訳 柳井地区 5部会 (柳東・中央・柳井津・古開作・柳北) 地区社会福祉協議会 9地区 (日積・伊陸・新庄・余田・伊保庄・阿月・大畠・ 平郡東・平郡西)
期 間	令和4年7月4日～令和4年8月5日
回収率	100%

活動目標1 人づくり 地域の底力・教育力を高めよう

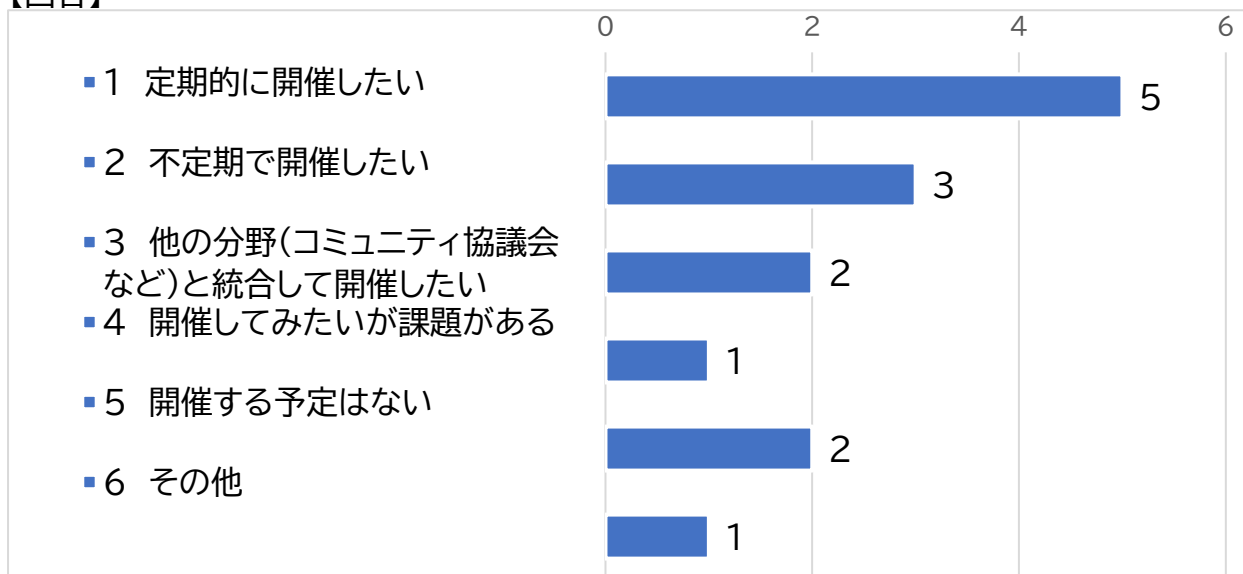
基本施策 1-① 住民の意識啓発と社会参加

問1 貴地区（柳井地区においては各部会）では地域住民を対象とした福祉講演会等について、今後（令和5年～令和9年）どのように取り組みたいとお考えですか。

（例：見守り活動、地域づくり、介護予防などがテーマのもの）

福祉講演会は定期的、または不定期で開催したいという地区が半数を超えていますが、世帯数が多いため開催が難しいや講演会では意識醸成に繋がりにくいといったご意見がありました。

【回答】

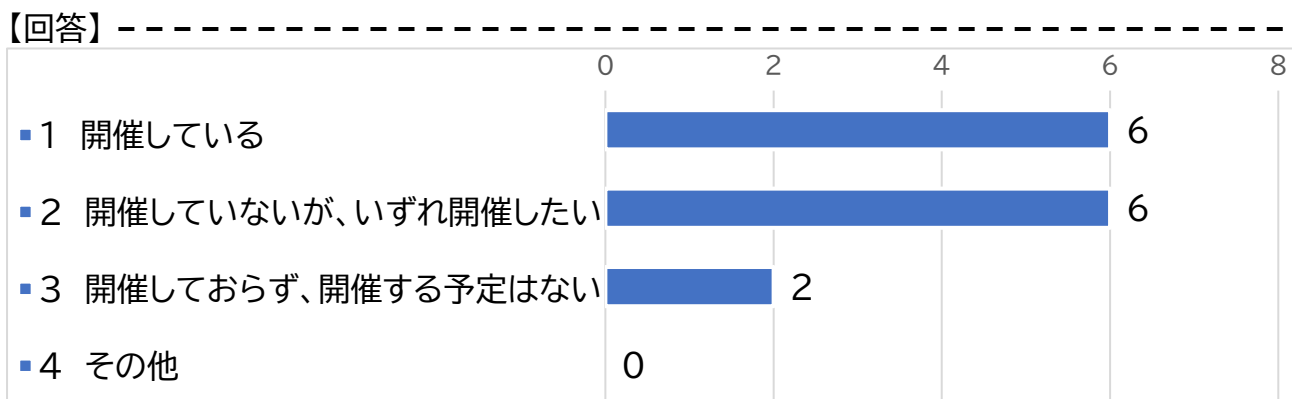


選択肢	回答地区	記述
1 定期的で開催したい	柳東、日積、伊陸、新庄、伊保庄	
2 不定期で開催したい	柳井津、阿月、平郡東	
3 他の分野（コミュニティ協議会など）と統合して開催したい	余田、平郡西	
4 開催してみたいが課題がある	柳井中央	
5 開催する予定はない	古開作、大島	・部会の世帯数が多すぎる（古開作） ・必要に応じて判断するが、講演会では意識啓発に繋がりにくいと思う。（大島）
6 その他	柳北	・福祉員会等で情報交換等に取り組んでいる（柳北）

基本施策 1-② 福祉の輪づくり運動の推進

問2 貴地区（柳井地区においては各部会）では福祉関係者（福祉員、自治会長、民生委員・児童委員）が合同で地域福祉について話し合う機会を開催しておられますか。

「開催している」、「開催していないが、いずれ開催したい」が12地区あり、開催していない地区においても福祉員と民生委員・児童委員の話し合う機会は設けており、また問題があればその都度話し合うという結果でした。



選択肢	地区	記述
1 開催している	柳東、柳井津、日積、伊保庄、阿月、大島	
2 開催していないが、いずれ開催したい	柳井中央、古開作、柳北、伊陸、余田、平郡東、	
3 開催しておらず、開催する予定はない	新庄、平郡西	<ul style="list-style-type: none"> ・新庄地区には41の自治会があり、福祉員と民生委員・児童委員が合同で話し合う機会はあるけれども、そこに自治会長が加わると参加者がかなりの大人数となるため、新型コロナウイルス感染症の影響もあり開催が難しい。（新庄） ・問題があれば、その都度、話し合う。（平郡西）
4 その他		

問3 福祉関係者合同の研修会について今後（令和5年～令和9年）どのように取り組みたいとお考えですか。【記述】

今後は課題把握のためにデジタルを活用したり、一般の方も参加できるように研修会を発展したいという意見や、認知症の対応や災害時の対応など具体的に課題を検討したいといった回答がありました。また、福祉員制度そのものに対して見直しが必要であるという意見もありました。

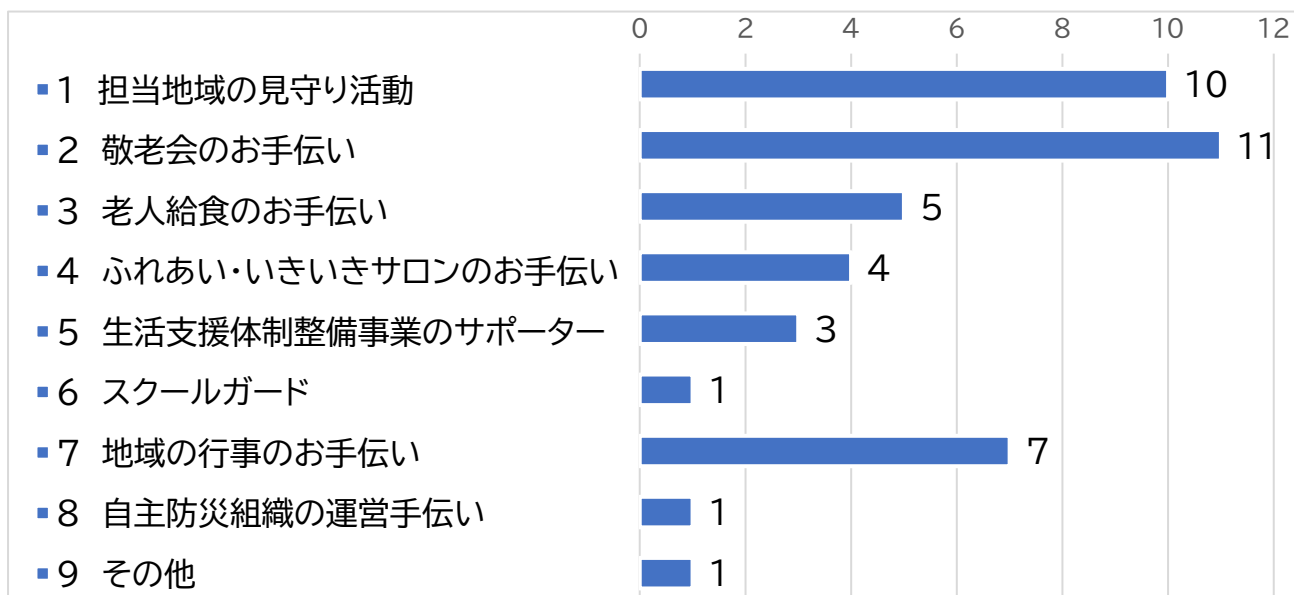
【回答】-----

地区	記述
柳東	今後も柳東地区合同福祉研修会を年1回開催予定
柳井津	自治会長、民生委員・児童委員、福祉員のより密な関係と情報の共有、高齢者の見守り
柳井中央	良いと思います。
古開作	無回答
柳北	柳北部会視察研修旅行を実施（令和2年、3年中止）
日積	課題把握のためデジタル等を利用し、負担軽減の上で意見交換、研修会ができるようになれば良い。
伊陸	福祉関係者合同の研修会については前向きに検討していきたい。
新庄	福祉員と民生委員・児童委員が合同で話し合う機会を今後も継続していく。
余田	福祉員、民生委員・児童委員、自治会長、一般の方、など、地域の様々な人が参加できる研修会を開催できると良いと考えている。
伊保庄	認知症及び災害時等における対応、社会的孤立状態にある住民の早期把握と適切な支援について研修を行う。
阿月	従来自治会長、福祉員合同研修会に令和4年度から民生委員・児童委員を加えており、令和5年度以降も同様に開催したい。
平郡東	特にありません。
平郡西	研修会の開催予定なし。
大畠	福祉員の数が増えて、研修会をこなせば、それで地域は安心安全になるか甚だ疑問。 福祉員研修会での有効性が低いのは、現在の福祉員制度そのものに問題があると思う。 民生委員・児童委員や自治会長が、地域ごとに必要とする活動と量を推定し、それに応じた見守り活動者を特定し、継続的な連携活動ができる体制を作ること。福祉員制度があるからという形から入るのでは全く機能しない。

問4 貴地区（柳井地区においては各部会）では福祉員にどのような活動をお願いしていますか。【複数回答可】

多い順に敬老会のお手伝い、地域の見守り活動、地域行事のお手伝い、老人給食やふれあい・いきいきサロンのお手伝いなど様々な場面で活動している結果となりました。

【回答】 -----

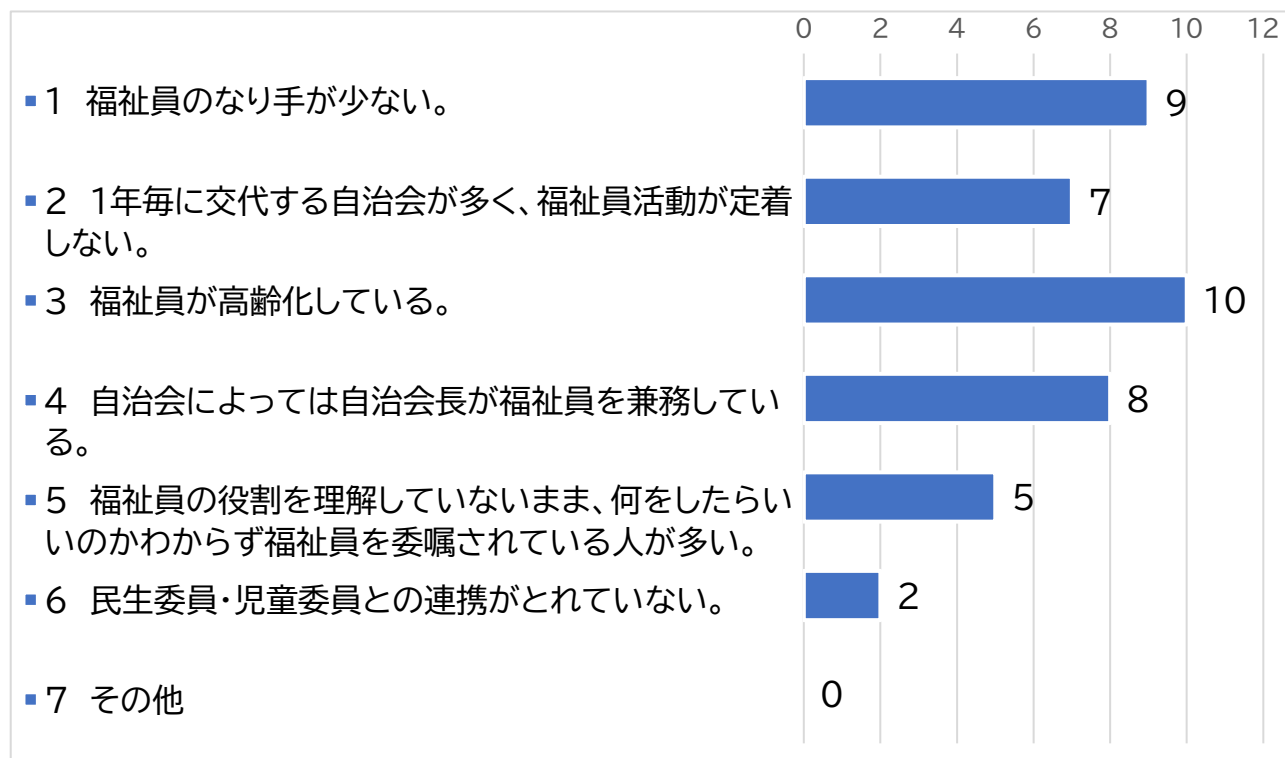


選択肢	地区
1 担当地域の見守り活動	柳東、柳井津、柳井中央、古開作、柳北、日積、新庄、余田、阿月、大島
2 敬老会のお手伝い	柳東、柳井津、古開作、柳北、日積、伊陸、新庄、伊保庄、阿月、平郡西、大島
3 老人給食のお手伝い	柳東、柳北、日積、余田、平郡西
4 ふれあい・いきいきサロンのお手伝い	柳東、柳井津、柳北、大島
5 生活支援体制整備事業のサポーター	柳東、柳北、新庄
6 スクールガード	柳北
7 地域の行事のお手伝い	柳井中央、柳北、日積、余田、伊保庄、平郡東、平郡西
8 自主防災組織の運営手伝い	柳北
9 その他	柳東

問5 貴地区（柳井地区においては各部会）の福祉員活動の課題はどのようなことだと思われ
ますか。【複数回答可】

課題は、多い順に高齢化している、なり手がいない、自治会長と兼務している、1年交代が多
い、役割を理解していないという結果となりました。

【回答】 -----



選択肢	地区
1 福祉員のなり手が少ない	柳井中央、古開作、柳北、日積、伊陸、新庄、余田、平郡東、平郡西
2 1年毎に交代する自治会が多く、福祉員活動が定着しない	柳井津、柳北、伊陸、新庄、伊保庄、阿月、大島
3 福祉員が高齢化している	柳東、柳井津、古開作、柳北、伊陸、新庄、余田、阿月、平郡東、平郡西
4 自治会によっては自治会長が福祉員を兼任している	柳井津、柳井中央、柳北、伊陸、伊保庄、平郡東、平郡西、大島
5 福祉員の役割を理解していないまま、何をしたらいいのかかわからず福祉員を委嘱されている人が多い	柳井津、日積、伊陸、平郡西、大島
6 民生委員・児童委員との連携がとれていない	柳東、伊陸
7 その他	

問6 福祉員制度の実施主体である柳井市社会福祉協議会に対して、今後（令和5年～令和9年）福祉員活動を充実していくために、どのような取組が必要だと思われますか。

【記述】

福祉員の役割や地域を見守る重要性を理解してもらうための研修会や、担い手の確保についての活動を強化して欲しいという意見がありました。また、研修会を開催するだけでなく、異常発見時にスマートフォンを活用したり、一年毎に福祉員が交代される自治会へ出向いて福祉員の必要性を説明したり、市社協内で分科会を立ち上げるといったことにも取り組んでいくべきといった意見もありました。

【回答】-----

地区	記述
柳東	研修会において民生委員・児童委員、福祉員の役割、ガイダンスを説明して頂き、充実した活動に生かしてほしい。
柳井津	研修会の充実
柳井中央	コロナのため、2年～3年部会の総会を実施しておらず、分からない。地区によると高齢化しており、地域等の行事又、総会に出席者が少ない。協調性がない者が多く減じる。一人暮らし世帯が多いため。
古開作	無回答
柳北	専門家による福祉講演等の実施
日積	活動のリードと課題把握（各地区で実態が異なる）
伊陸	福祉員に個別にアンケートをするなどして、実態調査をし、活動内容の把握をしていただきたい。
新庄	福祉員のなり手が少なく高齢化が進んでいることもあり、今後、福祉員が1年毎に交代する自治会が多くなる可能性があるため、福祉員の役割、地域の見守りの重要性について理解していただくための研修、話し合いの機会等の取組が必要と思われる。
余田	福祉員の担い手を確保する取組を強化することが必要と考える
伊保庄	福祉員への研修会（役割等）
阿月	福祉員活動の周知。
平郡東	自治会に各一人の福祉員配置は、人口減が続く当島において大変厳しい。また、無給での活動はもう限界などではないか？と感じる。
平郡西	特になし
大畠	市社協は福祉員を委嘱して研修会をしたら実質何もしていない。 例えば、次のようなことは市社協ができることだと思う。 ・見守りによる異常発見時の情報連携についてスマホの活用法を指導。 ・自治会長が毎年交代する自治会を訪問して、福祉員制度を機能させるための方策を現場で一緒に考えて行動する。 ・市社協内部で理事による分科会を作り、市社協が実施主体として何をすべきかを協議して、制度の中味を改善していく。

基本施策 1-③ 福祉教育と人権教育の推進

問7 貴地区（柳井地区においては各部会）では子育て家庭や高齢者との世代間の交流を図る地域行事を開催しておられますか。また、行事の実施主体はどこですか。

（例：ふるさと祭りや地域の運動会など）

ほとんどの地区において、コミュニティ協議会、地区社協、スポーツ推進協議会が主体となり世代間交流の場となる地域行事が実施されています。

【回答】 -----

地区	行事名	実施主体
柳東	健康づくり推進の集い	柳東部会、柳東地区コミュニティ協議会
	春まつり	柳東地区コミュニティ協議会
	秋まつり	柳東地区コミュニティ協議会
柳井津	なし	
柳井中央	なし	
古開作	柳西地区大運動会	柳西地区コミュニティ協議会
	盆踊り大会	柳西地区コミュニティ協議会
	球技大会	柳西地区コミュニティ協議会
柳北	柳北地区総盆踊り大会	ブランニューフォース
	柳北地区親睦球技会	防犯連絡協議会
	柳北地区合同防災訓練	柳北地区コミュニティ協議会
	柳北地区文化フェスティバル	柳北地区コミュニティ協議会、柳北小学校
	柳北地区どんど焼きおしくらまんじゅう	ブランニューフォース
	柳北小除草作業（年3回）	柳北地区コミュニティ協議会など
	石井ダム祭り	ブランニューフォース
	三世代交流しめ縄づくり	柳北福寿会、柳北小
日積	三世代交流	日積地区社会福祉協議会
	運動会	日積地区コミュニティ協議会
	ふるさと祭り	日積地区コミュニティ協議会
伊陸	敬老会	伊陸地区社会福祉協議会
	納涼の夕べ	伊陸地区コミュニティ協議会
	連合運動会	学校
	小学校昔遊び	学校

新庄	新庄地区大運動会	新庄地区コミュニティ協議会
	ふれあいの集い（盆踊り）	新庄地区コミュニティ協議会
	ふれあいハイキング	新庄地区スポーツ推進協議会
	ふれあいまつり	ふれあいまつり実行委員会
余田	コミュニティの夕べ	余田地区コミュニティ協議会
	余田地区ふれあい運動会	余田地区スポーツ推進協議会
	グランドゴルフ大会	余田地区スポーツ推進協議会
	ハイキング大会	余田地区スポーツ推進協議会
伊保庄	いほのしょう春まつり	いほのしょう春まつり実行委員会
	三世代交流大運動会	伊保庄地区コミュニティ協議会
	公民館まつり	伊保庄地区コミュニティ協議会
	三世代交流巡回もちつき	伊保庄地区コミュニティ協議会
阿月	阿月地区スポーツ大会	阿月地区コミュニティ協議会
	阿月ふれあいまつり	阿月ふれあいまつり実行委員会
	グラウンドゴルフ大会	阿月地区コミュニティ協議会
平郡東	なし	
平郡西	盆踊りを実施していたが、設備や人員不足により開催できない。	
大島	三世代運動会	大島地区コミュニティ協議会
	鯛提灯づくり	大島うずしお会 鯛提灯グループ

問8 地区社協として世代が異なる住民同士が交流できる行事について、今後（令和5年～令和9年）どのように取り組みたいとお考えですか。【記述】

今後も行事を継続していきたいという意見が多く、課題は参加する住民が少ない、開催が難しいという地区もありました。しかし他団体と協力しながら実施を検討したい、インターネットを活用した世代間交流も行いたいといった意見がありました。

【回答】-----

地区	記述
柳東	今後とも3行事については実施予定
柳井津	子どもが少ない、独居老人が多いので連絡・交流が難しい
柳井中央	無回答
古開作	無回答
柳北	コミュニティ協議会において2年間をかけて住民にアンケート等を取り、夢プランを策定した。現在は夢プラン推進会議として今後の地域の活性化に取り組んでいる。例「桜の郷プロジェクト」夜桜の観賞等
日積	協力体制の構築（実践活動を通して）例：地域内交通のドライバー
伊陸	問7の行事を続けていきたい
新庄	新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難な状況が続いている行事も多くあるため、新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえた行事の実施に取り組んでいく。
余田	行事やその実施主体の支援を行っていきたい
伊保庄	マッチングサイトによる日常の困りごと解決【緊急時の支援を含む日常支援など】 多世代あいさつ運動【子育てに関する地域の理解を深める】 シニア読み聞かせボランティア【出会いのきっかけと孤立予防】 多世代が集える居場所づくり【住民の社会参加を促す】
阿月	これまでの行事を継続したい。
平郡東	当地区において、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から島民参加型の運動会や盆踊り大会などが数年開催されていないが、他団体と協力しながら実施を検討していきたい。
平郡西	盆踊り大会に代わる行事の掘り起こし。
大島	コロナ禍が続く前提で、考えたいのは小規模の交流行事の継続と、情報の受発信ツールの拡大。特にネット環境の整備は、重要な課題。タブレットを使う、小中学生の家庭を中心にネット環境が整備できれば、Zoom等を活用した伝統技術を残したい人と受け継ぎたい人をスマホで繋いで、基本的な情報交換ができるように整備していきたい。スマホをテレビに繋ぐと結構な大きさで、細かいことも見ることができる。

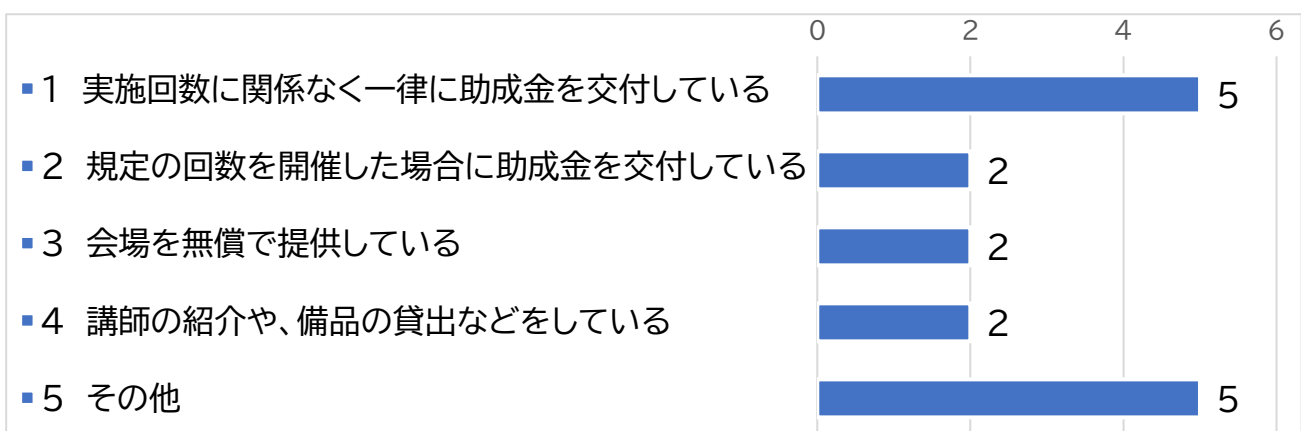
活動目標2 地域づくり 地域でつながり支えあおう

基本施策 2-① つながりの場づくり

問9 ふれあい・いきいきサロン実施団体に対して地区社協から支援をしておりますか。
【複数回答可】

ふれあい・いきいきサロンに助成金の交付や、会場の提供、レクリエーション用品の貸し出しなどの支援を行っています。

【回答】 -----

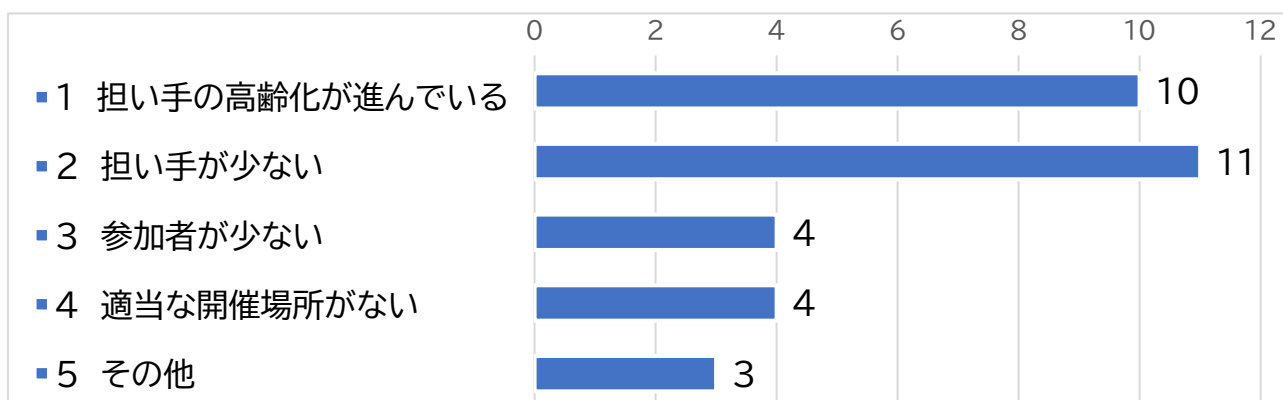


選択肢	地区	記述
1 実施回数に関係なく一律に助成金を交付している	柳井津、柳井中央、伊陸、新庄、伊保庄	
2 規定の回数を開催した場合に助成金を交付している	柳東、柳北	
3 会場を無償で提供している	大畠、新庄	
4 講師の紹介や、備品の貸出などをしている	柳北、大畠	
5 その他	日積、余田、阿月、平郡東、平郡西	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとに任せている（日積） ・サロン実施団体がない（余田） ・日曜朝市と同時開催のサロンについては、茶菓子代等を支援している。（阿月） ・過去には地区で開催していたが、小学生がいなくなり現在に至っている。（平郡東）

問10 ふれあい・いきいきサロンを実施するにあたり、どのような課題があるとお考えですか。【複数回答可】

担い手の高齢化や、担い手が少ないという課題が多く、また参加者が少ないや開催場所がないという課題もありました。

【回答】-----

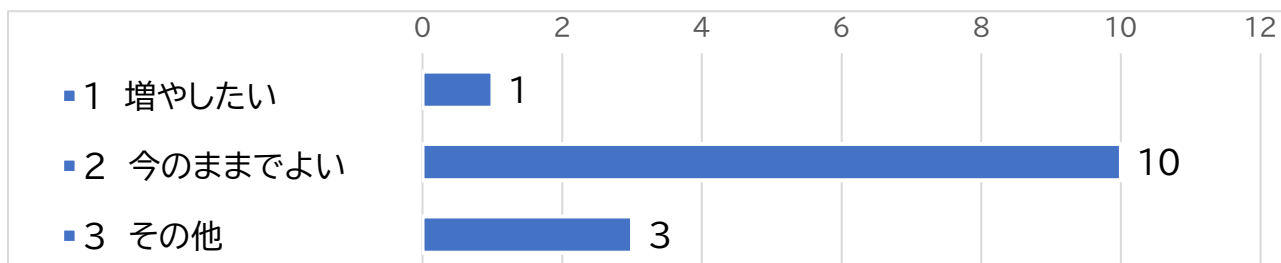


選択肢	地区	記述
1 担い手の高齢化が進んでいる	柳東、柳井津、柳井中央、柳北、日積、伊陸、余田、伊保庄、阿月、大島	
2 担い手が少ない	日積、伊陸、新庄、余田、阿月、平郡東	
3 参加者が少ない	柳井中央、柳北、伊陸、余田、伊保庄、平郡東	
4 適当な開催場所がない	柳井津	
5 その他	余田、大島	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会にサロンの実施を呼びかけているがコロナの影響で実施できていない（余田） ・運転免許返上者は、サロンまで往復する交通手段が無い（大島）

問11 貴地区（柳井地区においては各部会）では今後（令和5年～令和9年）、ふれあい・いきいきサロンを増やしたいとお考えですか。

サロンを増やしていきたいという意見より、現状を維持したいという意見がほとんどでした。

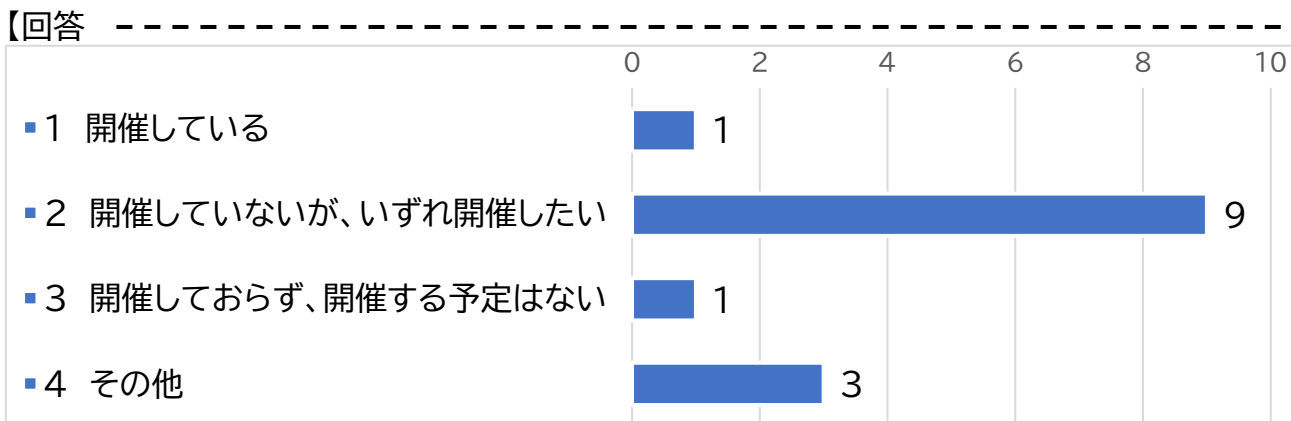
【回答】-----



地区	地区	記述
1 増やしたい	伊保庄	
2 今のままでよい	柳東、柳井津、柳井中央、柳北、日積、伊陸、新庄、平郡東、平郡西	基本的には月1回実施予定（柳北）
3 その他	余田、阿月、大畠	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの状況次第（余田） ・サロンが増えるとよいが、担い手がない（阿月） ・自主性に任せる（大畠）

問12 地域住民が助け合いや支えあい活動について話し合う住民懇談会を開催していただけますか。

開催していないが、いずれ開催したいという意見が多いようです。



選択肢	地区	記述
1 開催している	柳北	
2 開催していないが、いずれ開催したい	柳井津、古開作、伊陸、新庄、余田、伊保庄、阿月、平郡東、平郡西	
3 開催しておらず、開催する予定はない	柳井中央	
4 その他	柳東、日積、大島	<ul style="list-style-type: none"> ・柳東地区生活支援協議会が主体となり、回覧等で周知している。(柳東) ・合同会議等で充分(日積) ・地区社協が主催はしていないが、小地域での開催はある。遠崎など。(大島)

基本施策 2-③ 包括的な支援体制の整備

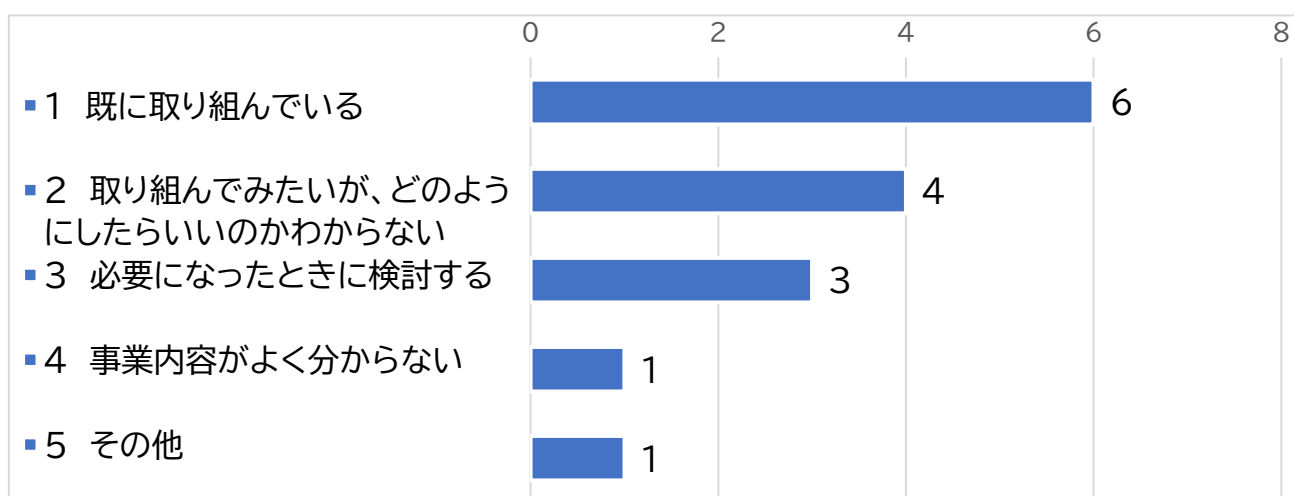
問13 市社協では高齢者の単身世帯の増加や地域の繋がり希薄化が進む中、高齢者等を地域住民で支える仕組みの生活支援体制整備事業の推進に取り組んでいます。

今後（令和5年～令和9年）、貴地区（柳井地区においては各部会）で生活支援体制整備事業に取り組みたいと考えますか。

※現在市内6地区（日積、柳東、柳北、平郡東、新庄、阿月）で取り組んでいます。

どのように取り組んだらいいかわからない、必要になったときに検討するといったご意見がありました。

【回答】-----

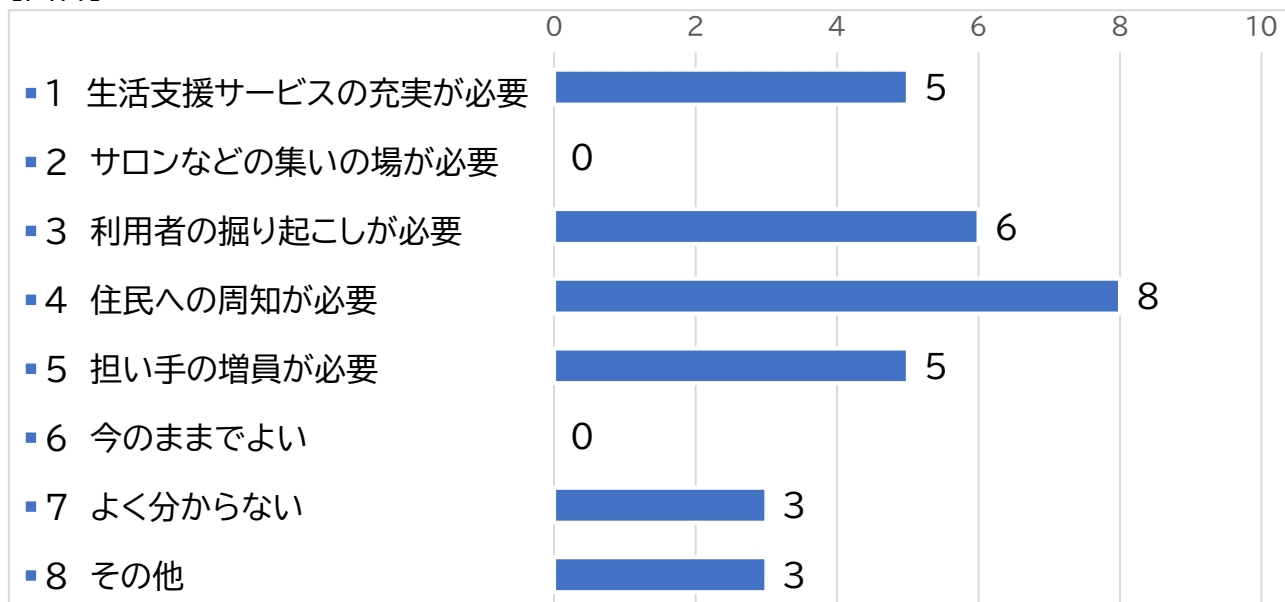


選択肢	地区	記述
1 既に取り組んでいる	柳東、柳北、日積、新庄、阿月、平郡東	
2 取り組んでみたいが、どのようにしたらいいかわからない	柳井津、柳井中央、伊保庄、平郡西	
3 必要になったときに検討する	柳井中央、古開作、余田	
4 事業内容がよく分からない	伊陸	
5 その他	大島	・大島の地域未来像（夢プラン）を策定する中で議論する項目と考える。

問14 生活支援体制整備事業について、貴地区（柳井地区においては各部会）はどのようにお考えですか。【複数回答可】

多い順に住民への周知、利用者の掘り起こし、生活支援サービスの充実、担い手の増員が必要という意見がありました。

【回答】 - - - - -



地区	地区	記述
1 生活支援サービスの充実が必要	柳井津、柳北、日積、平郡東、大島	
2 サロンなどの集いの場が必要		
3 利用者の掘り起こしが必要	柳東、柳北、日積、新庄、伊保庄、平郡西	
4 住民への周知が必要	柳井津、柳北、日積、新庄、伊保庄、阿月、平郡西、大島	
5 担い手の増員が必要	柳井津、日積、平郡東、平郡西、大島	
6 今のままでよい		
7 よく分からない	柳井中央、古開作、伊陸	
8 その他	伊陸、余田、大島	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容について説明して欲しい（伊陸） ・家族や縁者の助けが機能しており、事業が必要な状況とまではなっていない（余田） ・有償で良いが、コールセンター等をどうするか話し合いが必要（大島）

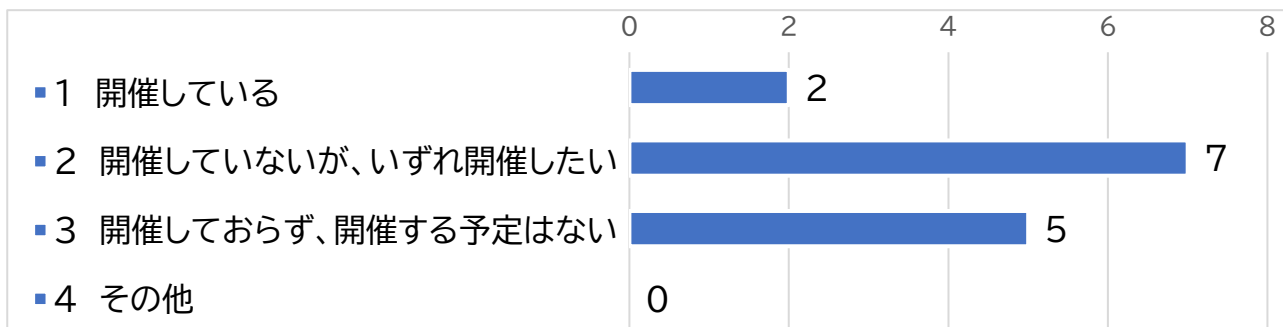
福祉のまちづくり 安心・安全に暮らせるまちをつくろう

基本施策 4-② 災害時用配慮者・避難行動要支援者の支援体制の整備

問15 地区社協として防災研修会や防災訓練などを開催しておられますか。

開催していないがいずれ開催したい、開催する予定はない、というご意見が多いです。

【回答】 -----

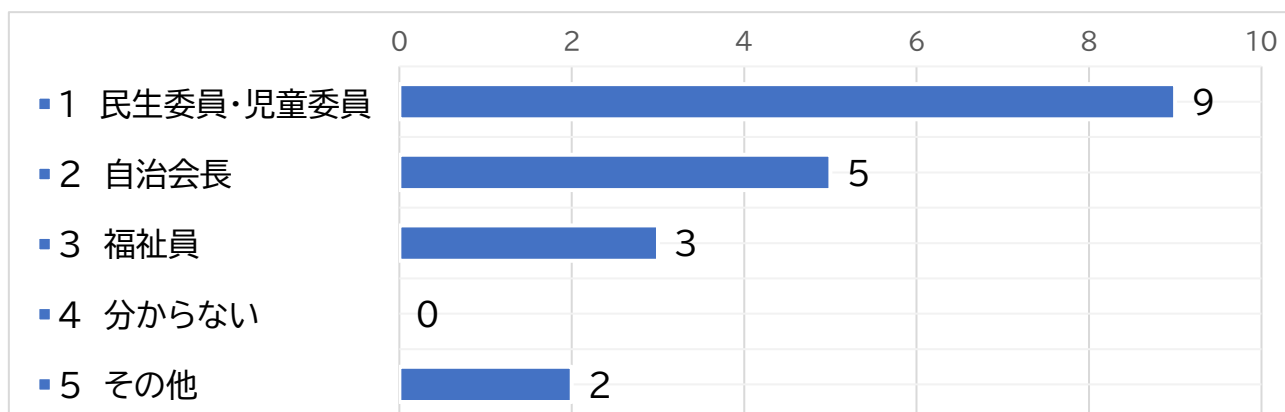


選択肢	地区	記述
1 開催している	柳北、大島	コミュニティ協議会主催、柳北小と共に(柳北)
2 開催していないが、いずれ開催したい	柳井津、柳井中央、古開作、日積、新庄、伊保庄、平郡東	
3 開催しておらず、開催する予定はない	柳東、伊陸、余田、阿月、平郡西	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会、自主防災で訓練を実施しているため(柳東) 各自治会が主体となって進めて行くべきと考える(伊陸) 自治会がその役割の多くを担っているため(余田) 阿月防災アドバイザー会において防災研修会を開催しているため(阿月)
4 その他		

問16 貴地区（柳井地区においては各部会）では救急医療情報キットや安心安全箱など（救急情報カードを含む）をどなたが配布されていますか。【複数回答可】

配布は、民生委員・児童委員が一番多く、次いで自治会長、福祉員となりました。

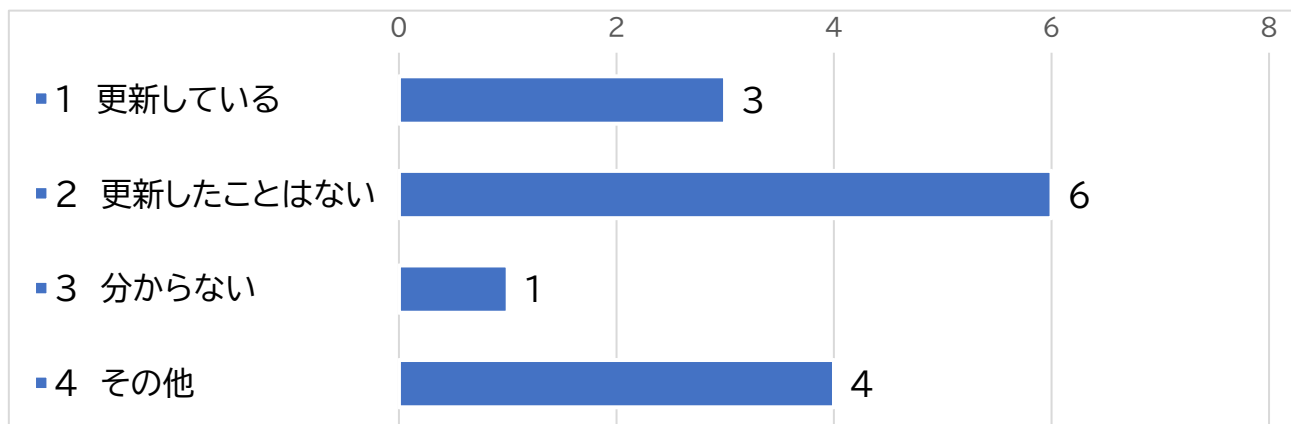
【回答】-----



地区	地区	記述
1 民生委員・児童委員	柳東、柳井津、柳井中央、日積、伊陸、新庄、余田、伊保庄、阿月	各自治会で実施している（柳東）
2 自治会長	柳東、柳井中央、古開作、柳北、大畠	
3 福祉員	柳東、平郡西、大畠	
4 分からない		
5 その他	柳東、平郡東	自治会長と地区社協役員で合同（平郡東）

問17 定期的に配布先のキットの中の情報を確認し、更新しておられますか。

情報の更新は、定期的に更新しているところは少なく、更新したことはないという地区が多くありました。



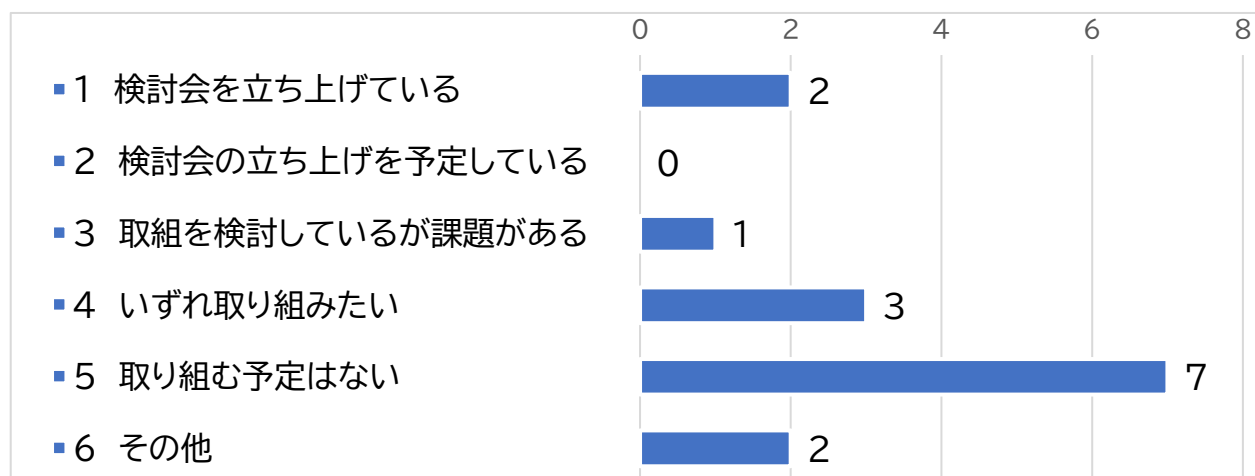
選択肢	地区	記述
1 更新している	柳井中央、柳北、新庄	・不定期ではあるが実施している（柳北）
2 更新したことはない	柳井津、古開作、伊陸、伊保庄、阿月、平郡西	
3 分からない	日積	
4 その他	柳東、余田、平郡東、大島	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会で実施している（柳東） ・追跡活動がやや不十分だが、民生委員・児童委員の見守り活動で実態把握ができてきている（余田） ・令和4年4月に当地区で全戸配布したばかりである（平郡東） ・複数回配付まではしているが更新内容は確認していない（大島）

基本施策 4-③ 生活交通手段の確保

問18 貴地区（柳井地区においては各部会）内の移動手段の確保について取り組まれておられますか。

地区内交通について、半数が今のところ取り組む予定はないとしたものの、一部地区では既に検討会を立ち上げて移動手段の確保に取り組んでいます。

【回答】-----



選択肢	地区	記述
1 検討会を立ち上げている	日積、大島	
2 検討会の立ち上げを予定している		
3 取組を検討しているが課題がある	柳井中央	
4 いずれ取り組みたい	柳井津、阿月、平郡東	
5 取り組む予定はない	柳東、柳井中央、古開作、新庄、余田、伊保庄、平郡西	・柳東地区コミュニティ協議会で検討したが、使用者が少ないので現時点では考えていない。（柳東）
6 その他	柳北、伊陸	・石井、上馬皿自治会で検討中（柳北） ・令和4.10.1から予約制乗り合いタクシーの運行が開始。これにより、自宅と市役所支所・JA・郵便局の往来が可能となる。しかし、その他の地区と地区を結ぶ移動手段はない。（伊陸）

◎調査結果からみえる課題と今後の取組

活動目標Ⅰ 人づくり

- ①住民の意識啓発と社会参加（福祉講演会）
- ②福祉の輪づくり運動の推進（福祉員）
- ③福祉教育と人権教育の推進（世代間交流）

・福祉講演会は、現在定期的に取り組んでいる地区もあり、不定期で開催したいという地区もありました。講演会では、意識啓発に繋がりにくいというご意見もありましたが、普段、福祉に触れる機会が少ない人が福祉を学ぶきっかけになったり、また関わりのある方でも福祉の理解を深めることができたりすると考えていますので、講演会は引き続き開催していくことが大切であると考えます。

・福祉の輪づくり運動は、昭和61年、山口県社会福祉協議会の呼びかけによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを目指して「福祉の輪づくり運動」が県下全域で始まりました。この運動は、「困ったときにお互いが助け合える仕組みをつくろう」というもので、その推進役として「福祉員」が位置づけられ、その設置促進が県下の市町社協の重点活動になりました。

アンケートの結果でもわかるように福祉員、民生委員・児童委員、自治会長との合同研修会は、お互いの活動を理解し、見守り活動を行う上で必要な研修と考えており今後も開催していきたいと考えています。しかしながら、福祉員の課題として高齢化が進み福祉員になる人がいないという地域が増えてくることが予測されます。福祉員がいないことによって、見守り活動、敬老会のお手伝い、老人給食やふれあい・いきいきサロンのお手伝いなど担い手がいなくなることが懸念されます。

そのような時代が到来することを見据えて「今何をしておくべきか」「どのように対応していけばいいのか」考えていく必要があります。

・世代間交流は、少子高齢化や核家族化が進み家庭内で高齢者と子どもが関わる機会が減少する中、地域において交流することにより、地域の中で気軽にあいさつを交わすことができたり世代間の人間関係の構築の場となります。季節の行事、レクリエーション、昔遊び、スポーツ等の世代間交流は今後も必要な活動であると考えます。

活動目標2 地域づくり

- ① つながりの場づくり（ふれあい・いきいきサロン・住民懇談会）
- ② 包括的な支援体制の整備（生活支援体制整備事業）

・ふれあい・いきいきサロンは、主として高齢者の孤立予防、孤独感の軽減等を目的に、地域住民の自発的な活動として展開されてきました。サロンに参加する人にとっては、「身体的・精神的・社会的」な効果があります。しかしながら、サロンの数は新規の立ち上げはあるものの、後継者がいないとの理由から解散するサロンもあり現状は増えておらずアンケートの結果でも現状を維持したいという地区がほとんどです。本来、身近で歩いていける場所にサロンがあるのがよいとされていましたが、身近な自治会単位でのサロンは、担い手がない、場所がないとの理由で設置は難しい状況です。

現在は、地区に1か所という形式のサロンが増えています。サロンは、今後も認知症予防、介護予防には大変有効だと考えていますので、サロンの推進は重要であると考えます。

・住民懇談会は、福祉のまちづくりのための懇談会です。どなたでも参加することができ、様々なことを話し合う場となります。アンケートでは、いずれ開催したいという地区が多くありました。地域課題の解決や新たな事業の取組の際など、「買物難民を支える」、「災害時の高齢者避難」等、必要な時には話し合いのテーマを決めて開催を進めていくことが必要です。

・生活支援体制整備事業は、現在6か所で立ち上がっています。ちょっとした困りごと（ゴミ出し・話し相手等）を地域で支えるしくみは安心して暮らし続けるためにも重要な取組です。地区によっては、取り組みたいがどのようにしたらよいかわからない、必要になったときに検討するというご意見があり必要性が感じられます。まずは、地域の皆様と協議する場である第2層協議体の立ち上げから始めていきたいと考えています。

活動目標4 福祉のまちづくり

- ① 災害時要配慮者・避難行動要援護者の支援体制の整備（救急医療情報キットの配布と更新）
- ② 生活交通手段の確保（地区内交通）

・救急医療情報キットは、高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報提供書（写）」「持病」などの医療情報や「診察券（写）」「健康保険証（写）」などの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。地区によっては、安心安全箱を救急情報カードと一緒に配布しているところもあります。

また、配布しているのは民生委員・児童委員が一番多く、次いで自治会長、福祉員となっています。

救急情報カードの更新については、更新したことはないという地区が多くあり、いざという時には最新の情報が必要になりますので、定期的に更新をしていくことが必要です。救急医療情報キットや安心安全箱は、災害時での活用もありますが、平常時での緊急時にも大変有効となっていますので、今後も必要な事業であると考えます。

・防災研修会や防災訓練については、地区社協としていずれ開催したい、開催する予定はないとのアンケート結果でした。現在は自治会が主体となって進めている地区が多く、今後も自主防災組織や防災会等で進めていくものと考えます。

いつ起こるか分からない災害に備えて市社協では災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの登録を呼びかけたり、災害ボランティア活動のシュミレーションを実施したりしています。今日ではどこの地区で災害が発生するか予測がつきません。いざという時には地区社協にも災害ボランティアセンターへの協力をお願いしたいと考えています。

・生活交通手段として、予約制乗り合いタクシーが日積地区、大島地区、伊陸地区、阿月地区で実施されています。この度のアンケートでは、地区内の移動確保についてお尋ねしましたが、取り組む予定がない地区が一番多く、検討会を立ち上げている、いずれ取り組みたいという地区もありました。

将来を見据え、交通事情の把握と必要があればアンケート調査を実施することも必要であると考えます。

第7章 推進体制の整備

1 計画の推進体制

本計画を、計画の理念に沿って推進するためには、本市と市社会福祉協議会をはじめとして、住民や福祉関係団体、福祉施設、企業など、多様な主体が協働することが必要です。

そのためには、市民、地域をあげて効果的に取り組むため、本市、市社会福祉協議会のほかコミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、福祉事業者、ボランティア、その他関係機関などと連携し、それぞれの役割分担と進捗状況を確認しながら推進体制の確立を目指します。

また、地域の活動組織を核にした仕組みづくりを進めるため、コーディネート体制の確立や生活支援サービスの提供体制の確保など包括的な支援体制づくりを推進します。

2 計画の進行管理・評価

住民の視点に立った総合的な施策の展開を図るため、市においては「柳井市地域福祉計画推進会議」を、市社会福祉協議会においては「柳井市地域福祉活動計画評価委員会」を設置し、広く意見を聴きながら本計画の実践の評価と見直し、具体的な推進手順や協働の進め方、評価方法の検討等を行います。

関連資料

柳井市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107号の規定に基づく、柳井市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、柳井市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 計画改定に向けての課題の整理に関すること。
- (3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、関係事業者、関係団体等の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、推進会議を総理し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(運営)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月31日から施行する。

(柳井市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 柳井市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年7月14日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

柳井市地域福祉計画推進会議委員名簿

任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日

分 類	関 係 団 体	氏 名
保健・医療関係者	柳井医師会	松井 則親
福祉・介護サービス提供 事業関係者	柳井市介護サービス提供事業者連絡 協議会	内山 英樹
	柳井地区介護支援専門員連絡協議会	西富 賢一
	医療法人 恵愛会 やない地域生活支援センター	熊本 有希
地域福祉活動実践者	柳井市民生委員児童委員協議会	三戸 純子
	柳井市社会福祉協議会	恵美 星愛
	地域福祉活動実践者	今田 毅
	地域福祉活動実践者	北村 勝彦
	地域福祉活動実践者	山本 好恵
高齢者関係者	柳井市老人クラブ連合会	鬼武 利之
障がい者関係者	柳井市身体障害者わかかな会	大下 博
児童・教育関係者	山口県保育協会柳井支部	兒玉 好美

社会福祉法人柳井市社会福祉協議会

柳井市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人柳井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、福祉の輪づくり運動推進地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するために設置する柳井市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(業 務)

第2条 委員会は、次の業務を所掌する。

- (1) 活動計画案を策定すること
- (2) 活動計画案の策定について、必要な調査、啓発に関すること
- (3) その他、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた事項に関すること

(委員会等)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から会長が委嘱した委員若干名をもって構成する。

- (1) 本会役職員および評議員
- (2) 地区社協役員
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 福祉員
- (5) 社会福祉関係団体および社会福祉施設の役職員
- (6) 行政機関の職員
- (7) 学識経験者

2 委員会の事務局は、本会職員をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長、副委員長を置く。委員長、副委員長は、委員の中から会長が指名する。委員長は、委員会を主宰する。副委員長は、委員長が欠けたとき委員長の職務を代行する。

(運 営)

第5条 委員会の運営は、会長の承認を得て委員会で定める。

(協 働)

第6条 活動計画案の策定作業は、柳井市地域福祉計画策定委員会と協働により行う。

(委員会の解散)

第7条 委員会は、活動計画の策定を終わった日の翌日に解散する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

柳井市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：令和4年6月1日～計画策定まで

(順不同・敬省略)

選出母体（職）	氏名
柳井地区社会福祉協議会代表	山近 俊爾
日積地区社会福祉協議会代表	高井 孝則
伊陸地区社会福祉協議会代表	崎原 孝就
新庄地区社会福祉協議会代表	大井 清教
余田地区社会福祉協議会代表	沖永 佳則
伊保庄地区社会福祉協議会代表	田中 一美
阿月地区社会福祉協議会代表	松野 利夫
平郡東地区社会福祉協議会代表	井上 重久
平郡西地区社会福祉協議会代表	鈴木 進
大畠地区社会福祉協議会代表	瀧山 絹代
柳井市ボランティアグループ連絡協議会代表	吉光 智恵
柳井市民生委員児童委員協議会代表	芦岡 啓子
柳井市福祉員代表	森重 満ゆみ
柳井地区介護支援専門員連絡協議会代表	西富 賢一
柳井市介護サービス提供事業者連絡協議会代表	小川 景子
養護老人ホームあそか苑施設長	是國 千代子
柳井市心身障害連絡協議会代表	川村 幸徳
柳井市老人クラブ連合会代表	鬼武 利之
柳井市健康福祉部社会福祉課長	山本 直邦
学識経験者	坪野 泰明

社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）（抄）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

用語集

ア行

あいサポート運動

皆さんに障がいの内容・特性や、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解していただき、障がいのある方への配慮やちょっとした手助けを行っていただく運動

NPO

福祉、教育、文化、観光など様々な分野において継続かつ自発的に非営利で活動する団体。NPO法人は、都道府県及び政令指定都市から認証を受けて法人格を取得したものをいう。

カ行

交通弱者

車社会の中で、運転免許や自家用車を持ってない、高齢者や障がい者、子どもなどのこと。車を持つことが前提の社会で、車が運転できないと、医療機関や小売店など、日常生活を送る上で必要不可欠な施設を利用することが困難となる。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談・指導や子育てサークルへの支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関するワンストップ総合窓口として、やなでこ相談室を運営し、一人ひとりに応じた切れ目ない伴走型の支援を提供する。

コミュニティ

地域住民が自主的に参加し、その創意と協力連携による住みよい地域社会の創造を目的とした組織のこと。

サ行

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民の参加のための支援等を行う。

生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情で、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人のこと。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも言い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築）を果たす人のこと。

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、判断能力が十分でない人（認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など）を保護するため、財産管理等を行う制度のこと。

相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行い、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う事業のこと。

タ行

地域包括支援センター

介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関のこと。

ナ行

日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない人（認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など）が、地域において自立した生活が送れるよう、日常的な金銭管理や各種サービスの利用援助等を行う事業のこと。令和5年度より地域福祉権利擁護事業から名称変更。

ハ行

8050問題

ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。親の死により、子は、生活困窮者となるリスクが高い。

パブリックコメント

行政が政策や計画の立案などを行う場合にその案を公表し、その案に対して住民が意見や提供する機会を設け、寄せられた意見・情報を考慮して策定作業を行うこと。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）。

福祉員

地域住民の皆さんから選ばれ、社会福祉協議会の会長から委嘱を受けて活動するボランティアで、民生委員・児童委員や自治会長らと協力して、地域の困りごとを発見・支援するなど地域を見守る役目がある。

ボランティア

一般的には、自発的で自由な意思に基づく個人の非営利的な社会参加活動又はその活動を行う個人。奉仕活動といった意味合いがあるため、無償で行われることが多いが、近年では有償での活動も多くみられる。

マ行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された人で、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などの職務がある。

ヤ行

やない市民活動センター

柳井市におけるボランティア活動やNPO活動等の市民活動を応援するとともに、市民、事業者、行政との協働のまちづくりを進め、元気な地域社会を実現するための施設をいう。

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方をいう。

ワ行

「我が事・丸ごと」地域共生社会

困った人の問題を我が事と受け止めて行動できる住民が増え、複合課題を丸ごと受け止め、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる社会のこと。

計画の施策とSDGsの関連表

活動目標	施策	SDGs
地域を支える 人づくり	福祉意識の醸成	3、10、11、16
	地域福祉の担い手づくり	3、10、11、16、17
	福祉教育と人権教育の推進	3、10、11、16、17
支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり	だれもが生活しやすい環境づくり	1、3、10、11、16、17
	災害時における支援体制の整備	1、3、8、10、11、16、17
	包括的な支援体制の整備	1、3、8、10、11、17
	地域交流の促進と拠点づくり	1、3、10、11、17
支援のしくみづくり	相談体制の充実	1、3、8、10、11、16、17
	支援が届きにくい人への支援	1、3、8、10、11、17
	子育て支援の充実	1、3、10、16、17
	利用者の保護と支援	3、10、11、16、17
	生活交通手段の確保に向けた支援	3、10、11、16、17

SDGsについては、P5をご参照ください。

【主に関連するSDGs】

目標1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標3	保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標8	成長・雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
目標10	不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11	都市	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標16	平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17	実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

柳井市健康福祉部社会福祉課

〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号

電話：0820(22)2111 / FAX：0820(23)7566

メールアドレス：shakaifukushi@city-yanai.jp

柳井市社会福祉協議会

〒742-0031 柳井市南町三丁目9番2号 柳井市総合福祉センター1階

電話：0820(22)3800 / FAX：0820(23)1107

メールアドレス：yanai-syakyo@themis.ocn.ne.jp